章名 7 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

節名 1 医療法で定める5疾病

1 がんの医療

現状と課題

(1) 予防対策

坑
○がんの罹患数(令和元(2019)年)は、男性
9,110人、女性6,617人、計15,727人です。
また、がんの罹患数を部位別にみると、男性では
胃がんが最も多く、女性では乳がんが最も多く
なっています。(図表7-1-1-1、図表7-1-1-2)
○令和4(2022)年のがんによる死亡数は、5,715

田仆

- 人で、死亡総数に占める割合は、23.0% (全国24.6%)と、昭和57(1982)年以降、死 亡原因の第1位です。(図表7-1-1-3、図表 7 - 1 - 1 - 4
- \bigcirc がんの死亡数(令和4(2022)年)を部位別にみ \bigcirc 肺がんをはじめ、種々のがんの原因となるたば ると、男性では肺がんが最も多く、女性では大腸 がんが最も多くなっています。(図表7-1-1-5)
- 食塩摂取量は、日本人の食事摂取基準の目 標量よりも多く摂取している者の割合が男件 で、87.9% 女性で87%と高くなっていました。 野菜の摂取についても野菜の目標量(1日 350g)以上の割合は、男性で18.2% 女性で 17.7%と低くなっています。
- ○発がんに大きく寄与するウイルスや細菌として ○ウイルスや細菌の感染と関連するがんにつ は、子宮頸がんと関連するヒトパピローマウイル ス(HPV)、肝がんと関連する肝炎ウイルス、A LT(成人T細胞白血病)と関連するヒトT細胞 白血病ウイルス1型(HTLV-1)、胃がんと関 連するヘリコバクター・ピロリ等があります。
- 〇子宮頸がん予防のため、市町村が、予防接種法|〇長 期 間 、接 種 勧 奨 が差 控えられていた子 に基づいて、ヒトパピローマウイルス(HPV)感 染症の定期の予防接種を実施しています。

課題

- こについて、喫煙率の低下や受動喫煙の防 止をさらに進める必要があります。
- ○がんと関連する生活習慣として、食生活では ○食塩摂取量については、成人男性7.5g未 満、成人女性6.5g未満を満たしていない者 の割合が高い状況であり、野菜の摂取につい ても1日の摂取目標である350gに届いていな い状況であることから、食生活の改善に関す る普及啓発が必要です。
 - いて理解が深まるよう、正しい知識の普及 啓発が必要です。
 - 宮頸がん予防ワクチンについて、接種率の 向上を図る必要があります。

(2)早期発見

現状	課題
○年齢別のがん罹患状況では、肺がん、胃がん	
などでは50歳代~60歳代以降に発症する傾	
向があるのに対して、子宮がんは20歳代から、	
乳がんは40歳代から罹患が増えています。	
(図表7-1-1-6、図表7-1-1-7)	
○がん検診の受診率は、胃がん・肺がん・大腸が	○がん検診の受診率が目標
ん・子宮頸がん・乳がんの各検診とも全国と比	め、市町村や関係団体等
較して高くなっていますが、目標とする60%に	な受診勧奨や普及啓発を
は届かない状況です。(図表7-1-1-8)	す。
○がん検診を受けない理由は、「受ける時間が	

ないから」、「健康状態に自信があり、必要性を 感じないから」、「心配なときはいつでも医療機 関を受診できるから」というものが上位を占めて います。(令和元(2019)年7月がん対策・た ばこ対策に関する世論調査)

票に達していないた と連携し、効果的 を行う必要がありま

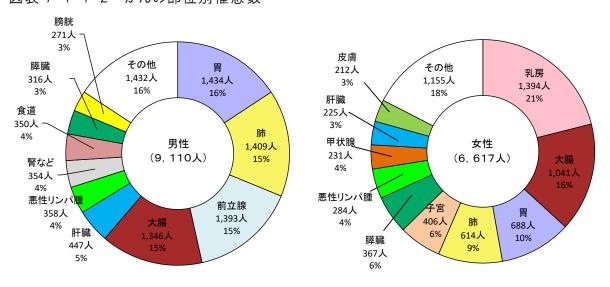
図表 7-1-1-1 岡山県におけるがんの罹患数の推移

(単位:人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
	(2014)	(2015)	(2010)	(2017)	(2010)	(2019)
罹患数	15, 344	14,079	15, 109	15, 207	15, 224	15, 727

(資料:岡山県医療推進課「岡山県におけるがん登録 2019(令和元年)」)

図表 7-1-1-2 がんの部位別罹患数



(資料:岡山県医療推進課「岡山県におけるがん登録 2019(令和元年)」)

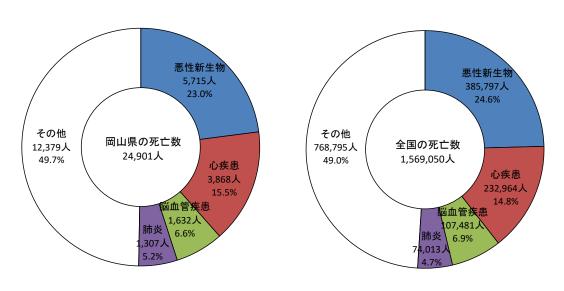
図表 7-1-1-3 岡山県におけるがんの死亡数の推移

(単位:人)

区分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
死亡数	5, 569	5, 679	5, 691	5, 665	5, 675	5, 715

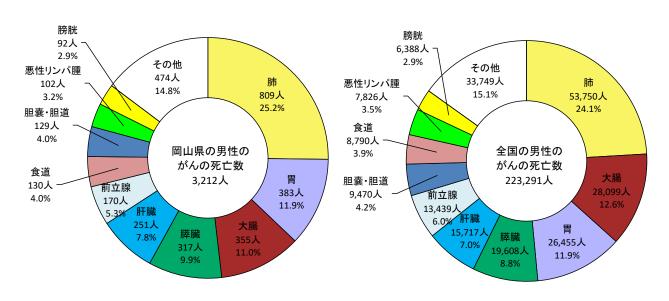
(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

図表 7-1-1-4 死亡数及び割合(令和4(2022)年)

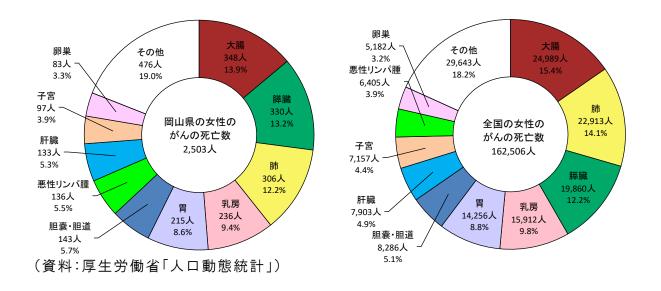


(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

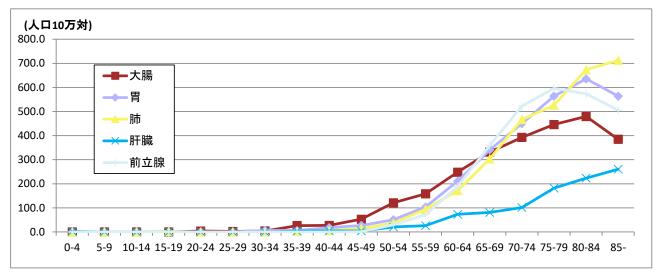
図表 7-1-1-5 がんの部位別死亡数及び割合(令和4(2022)年)



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

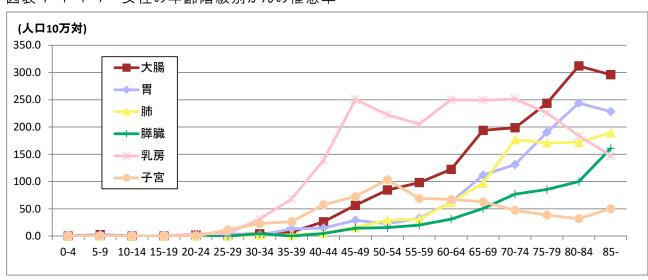


図表 7-1-1-6 男性の年齢階級別がんの罹患率



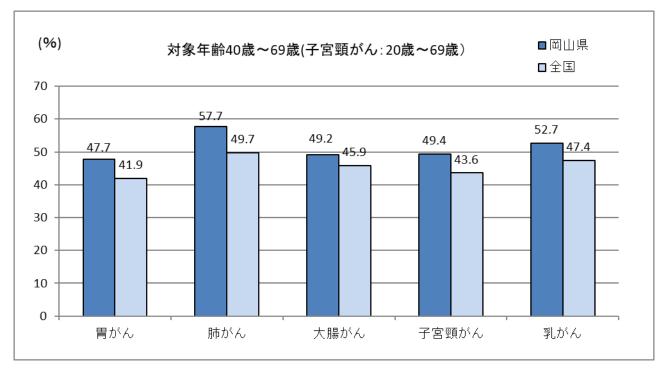
(資料:岡山県医療推進課「岡山県におけるがん登録 2019(令和元年)」)

図表 7-1-1-7 女性の年齢階級別がんの罹患率



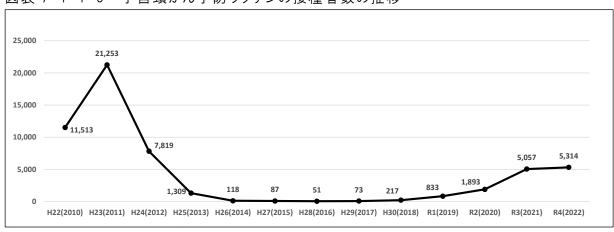
(資料:岡山県医療推進課「岡山県におけるがん登録 2019(令和元年)」

図表 7-1-1-8 がん検診の受診率



(資料:厚生労働省「令和4(2022)年国民生活基礎調査」)

図表 7-1-1-9 子宮頸がん予防ワクチンの接種者数の推移



(資料:岡山県健康推進課)

(3)診断・治療に関する医療水準の向上

○がん診療連携拠点病院※1の県拠点(県がん ○最新の診療ガイドラインに沿ったがん医療が 診療連携拠点病院)として岡山大学病院が、 地域拠点(地域がん診療連携拠点病院)とし て、岡山済生会総合病院、岡山赤十字病 院、(独)国立病院機構岡山医療センター、川 崎医科大学総合医療センター、倉敷中央病 院、川崎医科大学附属病院、津山中央病院 の7病院が、国の指定を受けています。また、

現状

地域の多くの医療機関で提供されるよう、が ん診療連携拠点病院は、地域の医療関係 者に対する情報提供等の取組が必要です。

課題

地域がん診療病院※2として高梁中央病院、 金田病院が指定を受けています。

- ○県独自にがん診療連携推進病院※3として、 (独)労働者健康安全機構岡山労災病院、岡 山市立市民病院、倉敷成人病センターの3 病院を認定しています。(図表7-1-1-10、 図表7-1-1-11)
- ○がんゲノム医療中核拠点病院※4として、岡山 大学病院が国の指定を受けています。
- ○がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院│○緩和ケア研修会を修了した医師は、確実に 及びがん診療連携推進病院(以下「拠点病 院等」という。)は、それぞれの地域のが ん医療の均てん化を図っています。また、 拠点病院等や県では、緩和ケア研修会を開 催し、緩和ケアに携わる医師の増加と資質向 上を図っています。
- ○県がん診療連携拠点病院に設置された岡山│○連携協議会において、地域の医療機関との 県がん診療連携協議会※5(以下「連携協議 会」という。)において、地域がん診療連携拠点 病院、地域がん診療病院、がん診療連携推 進病院が参加し、がん診療の質の向上及びが┃○感染症の発生・まん延時や災害時において ん医療の連携協力体制構築を目的に情報交 換が行われています。
- 増えていますが、緩和ケアチームの有無や介 入状況などにより、施設間で緩和ケアの提供 状況に差が生じています。また、精神症状の 緩和に対する医師の苦手意識や、患者がつ らい症状を主治医に伝えられないことなどの 課題もあります。
 - 連携のあり方や情報共有も含めた課題につ いて協議を行い、地域で適切な医療が提供 される必要があります。
 - も、適切ながん医療を提供する必要がありま す。

※1 がん診療連携拠点病院

国(厚生労働大臣)が指定する病院であり、がんについて、手術、放射線療法及び薬物療法 を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケアを提供すること、相談支援センターを設置す ることなどが義務付けられています。

※2 地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院が無い地域(がん医療圏)に国(厚生労働大臣)が指定する病院で あり、隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定され、拠点病院と連携し つつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担っています。

※3 がん診療連携推進病院

国が指定するがん診療連携拠点病院に準じる病院として、県が認定する病院であり、がん 診療の中核的な役割を担っています。

※4 がんゲノム医療中核拠点病院

ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を 構築するため、国(厚生労働大臣)が全国に13箇所指定しています。

※5 岡山県がん診療連携協議会

県がん診療連携拠点病院が、がん医療の均てん化や、がん診療の連携協力体制の構築を目的に設置する協議会です。この協議会には、がん相談支援、がん看護、緩和ケア、がん登録などの部会があります。

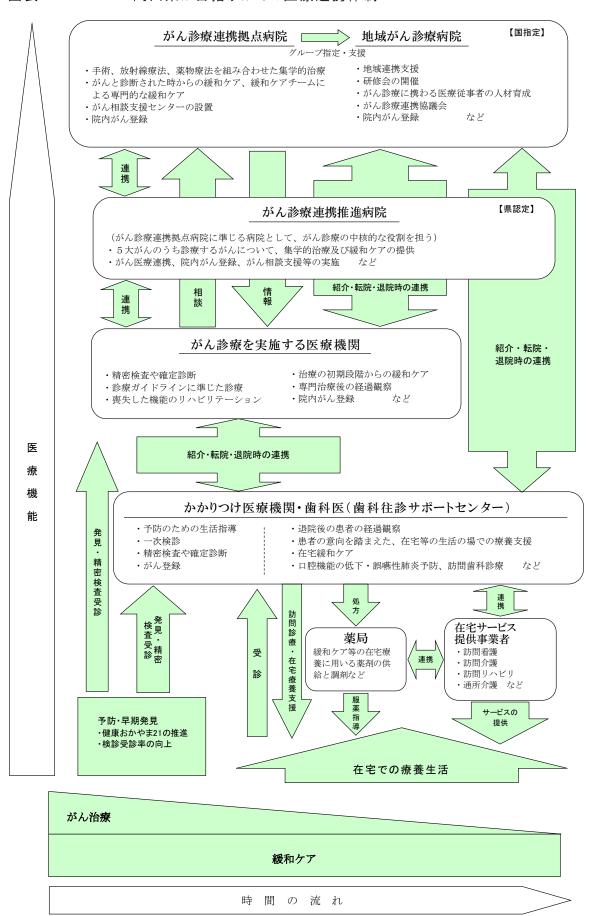
図表 7-1-1-10 岡山県のがん医療体制

県・地域がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院・がん診療連携推進病院 (令和 6(2024)年 4 月現在)



(資料:岡山県医療推進課)

図表 7-1-1-11 岡山県が目指すがんの医療連携体制



(資料:岡山県医療推進課)

(4)患者・家族への支援

現状 課題

ます。

- ○拠点病院等には、がん相談支援センターが設┃○相談内容が就労や経済面等、多岐にわたる 置され、がん患者及びその家族からの相談を 受けています。
 - 小児がん患者とその家族にとって、相談する 場やセカンドオピニオンへの対応は不足してい る状況です。

ため、相談対応の質の向上を図る必要があり

- ○県内のがん患者団体も、研修会や講習会の│○がん患者団体は小規模な団体が多いため、 開催、がんサロンの運営、ピア・サポート※1活動 等、様々なサポート活動を行っています。
- その地道な活動を継続するための支援を行う 必要があります。
- ○県ホームページ「岡山がんサポート情報」(がん 患者支援情報提供サイト)で、がんの診断・治 療から療養生活まで幅広く情報を提供してい ます。
- ○がんと診断された後の就労状況について「影 |○がん患者が安心して治療と仕事の両立を図 るためには、社会や職場の理解が必要です。
- 響があった | 方が、自営業者で約50%、自営 業以外で約34%います。(令和5(2023)年 度就労・療養に関するアンケート調査)
- が求められています。当事者や関係者の意 見を聞きながら、課題解決に向けた取組を行 う必要があります。
- ○がんは小児·AYA世代※2の病死の主な原因|○各ライフステージやがん種に応じたがん対策 の1つであり、多種多様ながん種を多く含むこと や成長発達の過程においても、乳幼児から小 児期、活動性の高い思春期・若年成人世代と いった特徴あるライフステージで発症することか ら、成人の希少がんと異なる対策が求められて います。
- ○本県では、小児がん連携病院である岡山大学│○小児がんの患者・家族は、支援施策の情報 が十分に提供されていないことや、闘病中の 教育の確保、妊孕性温存※4など様々な課題 を抱えており、解決に向けた取組を行う必要 があります。
- 病院、(独)国立病院機構岡山医療センター、 倉敷中央病院が、広島大学病院(小児がん 拠点病院)を中心とした小児がん中国・四国ネ ットワーク※3に参加しています。
- た、適切な支援が受けられるよう、拠点病院 等は、かかりつけ医等との連携体制の整備が 必要です。
- ○高齢のがん患者は、複数の慢性疾患を有して┃○高齢のがん患者が、それぞれの状況に応じ いる場合や、介護事業所等に入所している場 合があります。

※1 ピア・サポート

患者・経験者やその家族がピア(仲間)として体験を共有し、ともに考えることで、患者や家族 等を支援することです。

※2 AYA世代

Adolescent and Young Adult の略語で、「思春期・若年成人世代」の意味で使われます。 一般的には15歳から39歳までとされています。

※3 小児がん中国・四国ネットワーク

広島大学病院(拠点病院)を中心に中国・四国ブロック内の小児がん診療病院(連携病院)間でネットワークを形成し、診療連携と人材育成の観点からさまざまな協力・連携体制を構築しています。

※4 妊孕性温存

薬物療法や放射線療法は、がん患者の生殖機能に障害をもたらす可能性があり、子どもを持つ機会を失うおそれがあるため、がん治療を開始する前に精子や卵子等を凍結し、保存しておくことです。

(5)がん登録

現状	課題
○平成28(2016)年1月に全国がん登録が開始	○登録情報について、高い精度を維持すること
され、診断症例の届出件数は増加してきてい	が必要です。
ます。	

2 施策の方向

- 15 - D	## a + d
項目	施策の方向
第4次岡山県がん対	○平成20(2008)年度に第1次がん対策推進計画を策定して以降、がん対
策推進計画(計画期	策を総合的に推進してきたところです。令和6年度からは、「がん予防・が
間:令和6(2024)年	ん検診の充実等による罹患率・死亡率の減少」、「切れ目のない医療提
~ 令 和 11 (2029)	供体制の整備、全てのがん患者とその家族等の苦痛の軽減並びに療養
年)	生活の質(QOL)の維持向上」及び「がんになっても安心して生活し、がん
	とともに自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現」を全体目標と
	する第4次がん対策推進計画に基づき、県、医療関係者、関係団体等
	が一体となって、着実にがん対策を推進します。
予防対策	○市町村・関係機関・団体と協働して、たばこ対策の推進、感染症対策の
	推進、生活習慣の改善に取り組みます。
	○ウイルスや細菌の感染と関連するがんについて理解が深まるよう、正しい
	知識の普及啓発を行います。
	〇子宮頸がん予防ワクチンの正確な情報を広め、ワクチンの積極的勧奨の
	差控えにより接種機会を逃した方を含めた対象者に対して、接種の機会
	を逃すことのないよう普及啓発を行います。
早期発見	○がんの早期発見・早期治療に結びつくよう、がん検診の必要性について
	市町村、関係団体と協働して効果的な普及啓発や受診勧奨を行いま
	す。また、要精密検査対象者の精密検診受診についても、必要性につい

- ての普及啓発を行うとともに、市町村、精密検診機関からの受診勧奨が 強力になされるよう働きかけます。
- ○生活習慣病検診等管理指導協議会の各部会において、引き続き全市 町村が、がん検診チェックリストを用いた精度管理を行うなど、質の高い 検診体制の充実を図ります。
- ○休日・夜間検診の実施や複数検診の同時実施など、市町村と連携して 受診しやすい検診体制を整備します。
- ○地域保健と職域保健との連携を図り、地域、職域を問わずがん検診の受 診が可能となるような検診体制づくりを検討するなど、受診しやすい環境 を整備します。
- ○子宮頸がん及び乳がんについては、若い世代も含めたがん検診の受診促 進を図ります。

診断・治療に関する 医療水準の向上

- ○最新の診療ガイドラインに関して医療従事者に対して行う研修会や 合同カンファレンスの開催などの、拠点病院等の取組を支援します。
- ○拠点病院等と連携しながら、医師を対象に緩和ケア研修を開催し、治療の 初期段階から、適切な緩和ケアを提供する体制の整備をさらに推進します。
- ○がん患者が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、拠点病院 等と地域の医療機関、県医師会等、介護関係団体、市町村等関係機 関との連携を強化するとともに、在宅医療の普及を推進します。
- ○感染症の発生・まん延時や災害時でも、適切ながん医療が提供できるよ う、非常時における施設間での連携体制の構築について検討します。

- 患者・家族への支援│○患者からの医療、福祉、就労等に関することや、小児がん患者の将来に 関することなど多岐にわたる相談に対応できるよう、がん相談支援センタ 一の担当者の資質向上に向けた拠点病院等の取組を支援します。
 - ○がん患者会が開催する研修会や講習会への講師派遣等、がん患者会 の活動を支援します。
 - ○職場におけるがん患者への正しい理解の普及や社会保険労務士会、経 済団体連絡協議会などとの連携により、働く意欲のあるがん患者が安心 して働くことのできる環境を整備します。
 - ○がん患者が、ライフステージに応じた必要な情報を正しく入手できるよう、 引き続き情報提供を行うとともに、がん相談支援センターやがんサポート 情報の周知に努めます。
 - ○小児がんの当事者や医療関係者の意見を聞きながら、課題解決に向け て検討します。
 - ○個々の高齢のがん患者の状態に応じた、適切な医療や支援の提供がな されるよう、拠点病院等とかかりつけ医等の連携体制の構築について検 討します。

がん登録

○関係機関と連携しながら、高い精度が維持されるよう努めます。

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標	
A 10 10 - A A	m tri	(2029)	
全てのがん検診受診率	男性	60.0%以上	
(国民生活基礎調査)	胃がん :51.8%		
	肺がん :59.1%		
	大腸がん :50.9%		
	女性		
	胃がん :43.4%		
	肺がん :56.3%		
	大腸がん :47.3%		
	子宮頸がん:49.4%		
	乳がん :52.7%		
	R4年		
	(2022)		
がん検診精密検査受診率	胃がん :85.2%	90.0%以上	
(市町村実施分)	肺がん :79.8%		
	大腸がん :75.0%		
	子宮頸がん:83.6%		
	乳がん :93.7%		
	R2年度		
	(2020)		
がんの75歳未満の年齢調整死亡率※1	61.4	56.7	
(人口10万対)	(全国4位)		
※基準人口は、昭和60(1985)年モデル人口	R4年		
を使用	(2022)		
緩和ケア研修修了医師等数(累計)	3,200人	4,500人	
	R4年度		
	(2022)		
がん患者の在宅死亡割合	22.8%	27.0%	
(在宅=自宅+老人ホーム+老健)	R4年		
	(2022)		
がん患者の専門的な看護を行う	83人	110人	
専門看護師※2・認定看護師※3・特定認定看護	R4.12		
師※4の増加	(2022)		
がん相談支援センターの相談件数	15,525件	18,000件	
	R4年度		
	(2022)		

がん登録精度(DCI割合※5)	2.3%	2.1%以下
	R元年	
	(2019)	
がん登録精度(DCO割合※6)	1.3%	1.0%以下
	R元年	
	(2019)	
「岡山がんサポート情報」の閲覧件数	411件/月	650件/月
	R4年度	
	(2022)	

※1 年齢調整死亡率

都道府県別に、死亡数を人口で除した通常の死亡率を比較すると、各都道府県の年齢構成に差があるため、高齢者の多い都道府県では高くなり、若年者の多い都道府県では低くなる傾向があります。このような年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率が「年齢調整死亡率」(人口10万対)です。

※2 専門看護師

複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するため、特定の専門看護分野の知識・技術を有し、日本看護協会が実施する認定審査に合格した看護師です。がん関係には「がん看護」専門看護師があります。

※3 認定看護師

特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践をするために、特定行為研修を組み込んでいないA課程(令和8(2026)年度をもって教育を終了)を受講し、日本看護協会が実施する認定審査に合格した看護師です。がん関係には「緩和ケア」、「がん化学療法看護」、「がん性疼痛看護」、「乳がん看護」、「がん放射線療法看護」認定看護師があります。

※4 特定認定看護師

認定看護師(A課程認定看護師)で特定行為研修の修了者または、特定行為研修を組み込んでいるB課程の認定看護師教育の受講者で、日本看護協会が実施する認定審査に合格した看護師です。がん関係には「緩和ケア」、「がん薬物療法看護」、「乳がん看護」、「がん放射線療法看護」特定認定看護師があります。

※5 DCI割合

市町村への死亡票(死亡診断書)情報で初めて登録されたがん患者で、補充調査(当該がん患者を診療した医療機関に対して行う確認調査のこと。)で把握された患者及び死亡票情報のみの患者の割合です。

※6 DCO割合

死亡票情報で初めて登録されたがん患者で、かつ、補充調査(当該がん患者を診療した医療機関に対して行う確認調査のこと。)を行っても診断や治療の情報が医療機関から届出されないために経過が不明の患者の割合です。

疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 章名 17

節名 1 医療法で定める5疾病

2 脳卒中の医療

現状と課題

(1) 予防対策

現状 課題

- ○令和4(2022)年の脳血管疾患(脳卒中)によ|○脳卒中の危険因子である高血圧、糖尿 る死亡数は1.632人です。全死因に占める脳 血管疾患の割合は6.6%(全国6.9%)で、死 亡原因の第4位です。また、脳血管疾患のうち 脳梗塞による死亡数は942人です。全死因に 占める脳梗塞の割合は3.8%(全国3.8%)で、 全国と同様の割合となっています。(令和 4(2022)年人口動態統計)
- ○令和4(2022)年度に脳卒中で急性期の医療 機関に新規入院した延べ患者数は5,251人 で、その内訳は脳梗塞68.3%、脳内出血 21.0%、くも膜下出血6.9%、一過性脳虚血 発作3.8%です。(岡山県医療推進課調査)
- 病、脂質異常症等を早期に発見し、生活 習慣を改善する機会となる特定健康診 査の実施率(受診率)が53.3%(令和3 (2021)年度)(全国56.2%)、特定保健 指導の実施率(終了率)31.7%(令和3 (2021)年度)(全国24.7%)となっている 状況から、予防対策の強化が必要です。 (厚生労働省調査)

(2)救護·救急体制

現状 課題

○令和3(2021)年の脳疾患による救急搬送人|○令和4(2022)年度の脳梗塞の新規入院 員は3,950人で、急病による搬送人員 (49,610人)の8.0%を占めています。(岡山県 消防保安課調査)

- 患者(紹介入院を除く)のうち、t-PA療法※ を実施した割合は7.3%(263件)です。 (岡山県医療推進課調査)
- ○本人や現場に居合わせた方が脳卒中に 早く気付き、速やかに救急要請し、適切な 医療機関に救急搬送される体制の整備 が必要です。

※ t-PA療法(血栓溶解療法·静脈内投与)

脳梗塞の特徴である脳の血栓(血のかたまり)を溶かす療法で、t-PA療法の適応判定をし た上で、発症から4.5時間以内に静脈注射することにより、脳の血流を再開させ、脳細胞の壊死 を防ぐ治療です。

(3)医療連携体制

以上,一个人,	課題
○脳卒中の急性期、回復期、維持期の経過に	○中山間地域等、専門医が必ずしもいない
応じて医療機関等に求められる医療機能の要	地域においても、脳卒中患者の診断を迅

- 件(図表7-1-2-2)を定め、各期の医療機能 を満たす医療機関から届出をしてもらい、県民 に情報提供しています。急性期30機関、回復 ○感染症発生・まん延時や災害時等の有 期49機関、維持期99機関が届出をしており (令和5(2023)年4月1日現在)、そのうち、脳 卒中の発症後4.5時間以内にt-PA療法等の 専門的な治療ができる超急性期の医療機関 は15機関です。
- 速かつ正確に行うための連携体制の構築 が必要です。
 - 事においても、急性期医療機関へ患者を 迅速かつ適切に搬送したり、地域の医療 資源を有効に活用するための体制を構築 する必要があります。

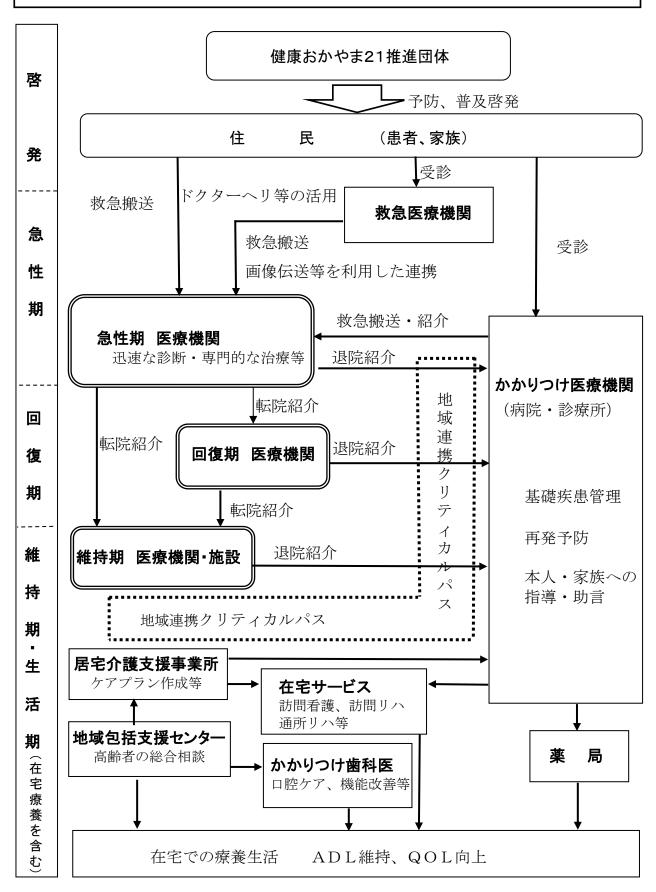
2 施策の方向

項目	施策の方向
予防対策	○「第3次健康おかやま21」に基づいて、生活習慣の改善を推進します。
救護・救急体制の充	○早期に救急要請できるよう、脳卒中を疑う症状や発症初期の症状、早期
実	の医療機関受診の必要性等について、県民への普及啓発を推進します。
	○発症直後の患者を急性期医療機関へ迅速に搬送する体制の整備を推
	進します。
医療連携体制の構	○脳卒中の医療連携体制を協議する岡山県脳卒中連携体制検討会議に
築	おいて、医療連携に参加する医療機関の診療実績等について検討を行
	い、課題を抽出するとともに、円滑な連携体制の構築を図ります。
	○脳卒中診療の地域格差を解消し、均てん化を進めるため、デジタル技術
	の活用も含め連携体制の構築について検討します。
	○感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、急性期医療
	機関へ患者を迅速かつ適切に搬送したり、地域の医療資源を有効
	に活用するための体制構築について検討します。

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標 (2029)
脳梗塞の新規入院患者(紹介入院を除く)のうち、	7. 3%	7. 5%以上
t-PA療法を実施した割合	R4年度	
	(2022)	
脳血管疾患の年齢調整死亡率(人口10万対)	男性91.0	男性76. 2
	女性50.9	女性45.5
	R2年	
	(2020)	
脳梗塞の年齢調整死亡率(人口10万対)	男性51.6	男性41.7
	女性26.6	女性22.0
	R2年	
	(2020)	

脳卒中の医療連携体制



※ 医療機関名については、県のホームページに掲載しています。HPアドレス: https://www.pref.okayama.jp/page/detail-23286.html

(資料:岡山県医療推進課)

	【予防】	【救護】	【急性期】		【回復期】	【維持期	生活期】	
機能	発症予防	応急手当 ・病院前 救護	A 専門的な診療(t-PA 静脈内投与等)が24 時間可能	B 専門的な診療(t-PA 静脈内投与の適応 の判定等)が24時間 可能	C 専門的な診療(t-PA 静脈内投与の適応 の判定等)が診療時 間内に可能	生活機能を回復させ るリハビリテーショ ン	日常生活への復帰及 び維持のためのリハ ビリテーション	《在宅医療》 生活の場での在宅療 養支援
目標	●のをすとが発予るのを発予るのでは、	迅性病機るのは、	● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	● はいっと では、	●
x められる事項	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	に● 【士隊● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

章名 7 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

節名 1 医療法で定める5疾病

3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療

現状と課題

(1) 予防対策

現状

- ○令和4(2022)年の心疾患による死亡数は|○心疾患の危険因子である高血圧、糖尿病、 3.868人です。全死因に占める心疾患の割 合は15.5%(全国14.8%)で、平成10 (1998)年以降、死亡原因の第2位になって います。
- ○心疾患のうち急性心筋梗塞による死亡数は 1,150人です。全死因に占める急性心筋梗 塞の割合は4.6%(全国2.0%)で、近年は 5%前後で横ばいに推移しており、減少傾向に┃○慢性心不全は主として高齢者の疾患であり、 ありますが、全国よりも高い状況です。また、心 疾患のうち心不全による死亡数は1,798人で (全国6.3%)でこちらも全国よりも高い状況で す。(令和4(2022)年人口動態統計)
- ○令和4(2022)年の大動脈瘤及び解離による 死亡数は298人です。全死因に占める大動 脈瘤及び解離の割合は1.2%(全国1.3%) で、全国と同程度です。(令和4(2022)年 人口動態統計)
- 〇大動脈瘤及び解離の継続的な医療を受けて | 〇急 性 大 動 脈 解 離 は、死 亡 率 が高く予 後 いる患者数は約千人と推計されています。(令 和2(2020)年厚生労働省「患者調査」)

課題

- 脂質異常症等を早期に発見し、生活習慣を 改善する機会となる特定健康診査の実施率 (受診率)が53.3%(令和3(2021)年度) (全国56.2%)、特定保健指導の実施率 (終了率)31.7%(令和3(2021)年度) (全国24.7%)となっているなどの状況から、 予防対策の強化が必要です。
- 高齢化の進展により、心不全患者数の爆発 的増加が予想されています。
- す。全死因に占める心不全の割合は7.2%|○心不全の増悪には、医学的要因に加えて、 塩分・水分制限の不徹底や服薬中断等の患 者要因、社会的支援の欠如等の社会的要 因があり、多職種による連携した取組が必要 です。
 - 不良な疾患であり、発症後の死亡率は1 時間毎に1~2%ずつ上昇すると言われてお り、迅速な診断と治療が重要です。

(2)救護·救急体制

現状	課題
〇令和3(2021)年の心疾患による救急搬送人員	○急性心筋梗塞等の重篤な疾患が疑われる
は5,042人で、急病による搬送人員(49,610	患者が、速やかに、適切な医療機関に搬送
人)の10.2%を占めています。(岡山県消防	される体制の整備が必要です。
保安課調査)	

(3)医療連携体制

現状	課題
○心血管疾患においては、各医療機関が、対応	〇心血管疾患は、発症後、早期かつ適切な治
可能な医療機関への搬送を行っています。	療が重要である死亡率の高い疾患であるた
	め、速やかに専門的な治療を開始する体制
	整備及び救急搬送体制の充実を図る必要
	があります。
○急性心筋梗塞の急性期、回復期、再発予防	○急性心筋梗塞医療連携パスの運用が、急性
の経過に応じて医療機関等に求められる医療	期から回復期を担う医療機関では積極的に
機能の要件を定め、各期の医療機能を満たす	行われていますが、再発予防を担う医療機
医療機関から届出をいただき、県民に情報提	関ではいまだ低調であることから、地域の医
供しています。急性期13機関、回復期26機	療連携のあり方について検討し、適切な医療
関、再発予防95機関が届出をしています。	連携体制の構築を図る必要があります。
(令和5(2023)年4月1日現在)	
○急性心筋梗塞医療連携パスを運用しており、	○急性心筋梗塞だけでなく、他の心疾患につい
289医療機関がパス運用の届出をしていま	ても、併せて体制整備が必要です。
す。(令和5(2023)年4月1日現在)	
	○感染症発生・まん延時や災害時等の有事に
	おいても、急性期医療機関へ患者を迅速か
	つ適切に搬送したり、地域の医療資源を有効
	に活用するための体制を構築する必要があり
	ます。

2 施策の方向

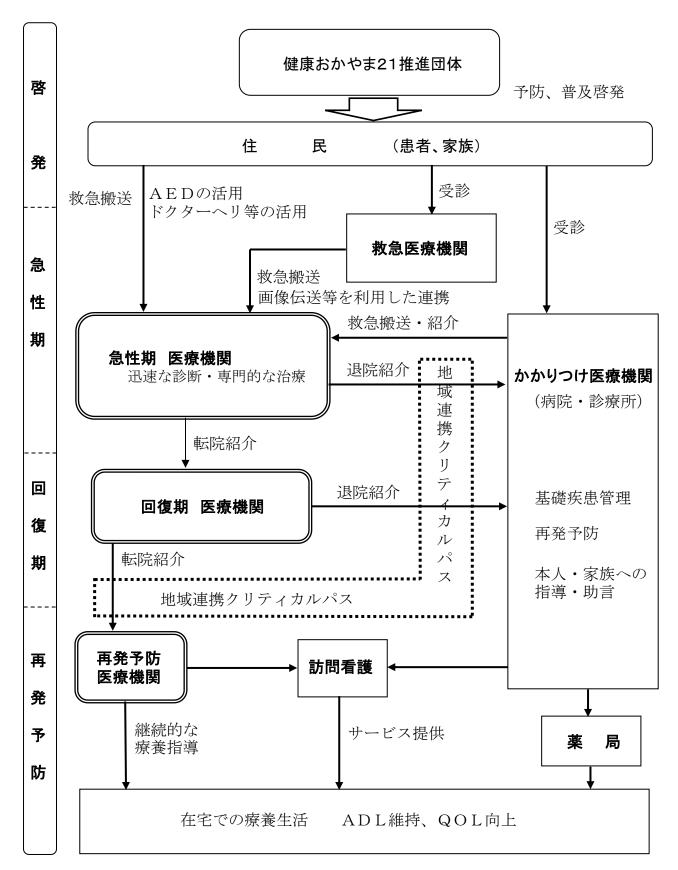
項目	施策の方向
予防対策	○「第3次健康おかやま21」に基づいて、生活習慣の改善を推進します。
	〇心不全の増悪予防のため薬物療法や運動療法、患者教育、カウンセリン
	グなど多面的な支援が適切に行われるよう、医師、看護師、薬剤師、栄
	養士、理学療法士など多職種間の連携や、基幹病院とかかりつけ医との
	連携を促進します。

救護・救急体制の充	○急性心筋梗塞及び大動脈解離が疑われる患者が、速やかに専門
実	的な治療を受けられるよう、消防機関等と連携しながら救急搬送体
	制の整備を推進します。
医療連携体制の構	○岡山県急性心筋梗塞等医療連携体制検討会議において、医療連
築	携に参加する医療機関の診療実績等について検討を行い、課題を
	抽出するとともに、急性期以降の転院先となる病院や在宅医療の医
	療提供体制強化のため、医療連携パスの更なる運用拡大を図りま
	す。
	○心血管疾患診療の地域格差を解消し、均てん化を進めるとともに、
	急性期医療機関からの円滑な診療の流れの確保に向けて、デジタ
	ル技術の活用も含め連携体制の構築について検討します。
	○感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、急性期医療
	機関へ患者を迅速かつ適切に搬送したり、地域の医療資源を有効
	に活用するための体制の構築について検討します。

3 数值目標

項目	現状	令和11年度末目標
		(2029)
急性心筋梗塞医療連携パスの参加届出医療機	289機関	現状維持
関数	R5. 4. 1	
	(2023)	
心疾患の年齢調整死亡率	男性 180.7	男性160.9
(人口10万対)	女性 112.2	女性86.0
	R2年	
	(2020)	
急性心筋梗塞の年齢調整死亡率	男性 70.4	男性66.8
(人口10万対)	女性 31.4	女性24. 2
	R2年	
	(2020)	
大動脈瘤及び解離の年齢調整死亡率	男性 14.7	男性14. 2
(人口10万対)	女性 8.5	女性8.0
	R2年	
	(2020)	

心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制



※ 医療機関名については、県のホームページに掲載しています。HPアドレス: https://www.pref.okayama.jp/page/580906.html

(資料:岡山県医療推進課)

図表7-1-3-2 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制に求められる医療機能等

	【予防】	【救護】	【急性期】	【回復期】	【再発予防】
機能	発症予防の機能	応急手当・病院前 救護の機能	救急医療の機能	合併症や再発の予防、身体機能 を回復させる心血管疾患リハビ リテーションを実施する機能	日常生活への復帰及び維持のた めのリハビリテーションを実施 する機能
	●心筋梗塞等の心 血管疾患の発症 を予防すること	●心筋梗塞等の心 血管疾患が疑わ れる患者ができ るだけ早期に疾	●患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに30分以内に専門的な治療を開始するとと	●再発予防の治療や基礎疾患・ 危険因子の管理を実施する こと	●再発予防の治療や基礎疾患・ 危険因子の管理を実施するこ と
		患に応じた専門 的な診療が可能 な医療機関に到 着できること	●合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを実施すること	●合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを入院又は通院により実施すること	●在宅療養を継続できるよう支 援すること
目			●再発予防の定期的専門的検査 を実施すること	●在宅等生活及び就労の場への 復帰を支援すること	
標			●画像伝送等の遠隔医療を利用 し、治療が実施可能な医療機 関と連携をとること	●患者に対し、再発予防などに 関し必要な知識を教えること	
				●画像伝送等の遠隔医療を利用 し、治療が実施可能な医療機 関と連携をとること	
	●診療ガイドライ ンに準じた診療		●診療ガイドラインに準じた診 療を行っていること	●診療ガイドラインに準じた診 療を行っていること	●診療ガイドラインに準じた診 療を行っていること
	こと ●高血圧、脂質異	●発症後速やかに 救急要請を行う こと●心肺停止が疑わ	●心電図検査、血液生化学検査、 心臓超音波検査、エックス線 検査、CT検査、心臓カテー テル検査、機械的補助循環装	●再発予防の治療や基礎疾患・ 危険因子の管理、抑うつ状態 等の対応等が可能であること	●再発予防のための治療や基礎 疾患・危険因子の管理、抑う つ状態等への対応が可能であ ること
	尿病等の危険因 子の管理が可能 であること	れる者に対し て、AED(自 動体外式除細動	置等必要な検査及び処置が24 時間対応可能であること	●心電図検査、電気的除細動等 急性増悪時の対応が可能であ ること	●緊急時の除細動等急性増悪時 の対応が可能であること
	●初期症状出現時 の対応につい て、本人及び家 族等患者の周囲	の対応につい 等適切な処置を て、本人及び家 行うこと	●心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が24時間対応可能であること	●合併症併発時や再発時に緊急 の内科的、外科的治療が可能 な医療機関と連携している こと	●合併症併発時や再発時に緊急 の内科的・外科的治療が可能 な医療機関と連携しているこ
	にいる者に対す る教育・啓発を 実施すること ●初期症状出現時		●ST上昇型心筋梗塞の場合、冠動脈造影検査及び適応があればPCIを行い、来院後90分以内の冠動脈再疎通が実施可能であること		●急性期の医療機関や介護保険 サービス事業所等と再発予防 の定期的専門的検査、合併症 併発時や再発時の対応を含め
	に急性期医療を 担う医療機関へ の受診勧奨を行 うこと	行為を含めた救	●慢性心不全の急性増悪の場合、状態の安定化に必要な内 科的治療が可能であること		た診療情報や治療計画を共有する等して連携していること ●在宅での運動療法、再発予防
求め		急蘇生法等適切 な観察・判断・ 処置を実施する こと	●呼吸管理、疼痛管理等の全身 管理やポンプ失調、心破裂等の 合併症治療が可能であること	び家族等への教育を行っていること ●急性期の医療機関及び二次予 ***********************************	のための管理を医療機関と訪問看護事業所・かかりつけ薬剤師・薬局が連携し実施できること
られ		●急性期医療を担 う医療機関へ速 やかに搬送する	●虚血性心疾患に対する冠動脈 バイパス術や大動脈解離に対 する大動脈人工血管置換術等	防の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携 していること	
る事		こと	の外科的治療が可能または外 科的治療が可能な施設との連 携体制がとれていること	●患者の就労支援を推進し、生活の質の向上を図ること	
項			●電気的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシングへの対応が可能なこと		
			●運動耐容能等に基づいた運動 処方により合併症を防ぎつ つ、運動療法を含めた多面 的・包括的なリハビリテー ションを実施可能であること		
			●抑うつ状態等の対応が可能で あること		
			●回復期(又は在宅医療)の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること、またその一環として再発予防の定期的、専門的検査を実施していること		

17 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 章名

節名 1 医療法で定める5疾病

4 糖尿病の医療

現状と課題

(1)予防対策、早期発見

現状

- ○県民健康調査では、糖尿病※が強く疑われる|○発病予防やスティグマの払拭等に向けた普 者の割合が男性 15.5%、女性 7.4%であり、5 年前の同調査(男性 17.3%、女性 10.0%) と比べ減少していますが、10年前の同調査 (男性 13.4%、女性 5.7%)と比べ増加してい ます。また、医療機関や健診で糖尿病といわ れたことのある者のうち、29.2%が治療を受け ていない状況です。 (令和 3(2021)年県民 健康調査)
- ○糖尿病の合併症の一つである糖尿病性腎症 は、新規透析導入の約4割を占め、原因疾 患の第1位となっています。糖尿病の発症予 防及び重症化予防のために、医療保険者にお いては、平成30年からは岡山県糖尿病性腎 症重症化予防プログラムに基づき、健診結果 やレセプト情報等から、ハイリスク者を抽出し、 適切な受診と、治療を継続するための働きか けを行うとともに、必要に応じて、保健指導や 健康教育を行っています。

課題

及啓発、早期発見に向けた健診の受診勧奨 が必要です。

さらには、健診で明らかになった患者等への 保健指導や要医療患者への受診勧奨が必 要です。

また、糖尿病の発症予防や重症化予防を行 う医療保険者が、地域の医療機関等と情報 共有を行い、協力体制を構築することが重要 です。

(2)医療連携体制の状況

現状

○日常の診療を担うかかりつけ医と合併症の治│○糖尿病患者が透析を要する腎障害、失明、 療などに対応する専門治療医療機関のお互 いのメリットを生かした連携診療により糖尿病の 改善・悪化防止を進めるため、県医師会や県 歯科医師会、岡山大学病院等と協力し、医 療連携体制を構築しています。(図表 7-1-4-1)

課題

心疾患、脳卒中などの重度合併症を発症す ることを阻止するために、適切な糖尿病の管 理・治療が継続して行われることが必要で す。

- 療、慢性合併症治療、急性増悪時治療の経 過に応じて医療機関等に求められる医療機能 の要件(図表7-1-4-2)を定め、各期の医療 機能を満たす医療機関から届出をしてもらい、 県民に情報提供しています。(図表7-1-4-3) 二次保健医療圏ごとに、医療機関の認定が 進められています。(図表7-1-4-4)
- ○糖尿病の医療体制構築に係る指針における、 医療体制の目指すべき方向として、糖尿病の 予防が可能な体制、糖尿病の治療・重症化 予防が可能な体制、専門的治療を必要とする 患者への対応や急性合併症の治療が可能な 体制、慢性合併症の発症予防・治療・重症化 予防が可能な体制、他疾患の治療のために 入院中の患者の血糖管理を行う体制が求め られています。
- ○医科歯科連携について、紹介状の作成、研修│○連携の必要性について、医科・歯科での共通 会の開催等の取組を進めていますが、紹介件 数や実施医療機関数について、低調な状況 が続いています。
- ○県内の糖尿病診療レベルの均てん化と地域チ 一ム医療の確立を目的として、岡山県糖尿病 医療連携体制では、情報発信力の強化を行 っています。
- 医療機関及び慢性合併症治療(歯周病)医 療機関の認定・更新の要件として研修会の受 講を追加し、県医師会や県歯科医師会、岡 山大学病院等と協力した各地域での研修会 によって質の向上を図っています。

また、糖尿病診療レベルを向上させることを目 的とし、糖尿病専門メディカルスタッフ(おかや ま糖尿病サポーター)の養成と認定を行ってい ます。

○糖尿病による高血糖状態が続くと、腎機能が 悪化します。近年急増している「CKD(慢性腎 臓病)·CVD(心血管疾患)」に関しても岡山県 内全域にCKD医療連携体制が構築され、医 療連携パスの作成や研修会の開催を行ってい

○糖尿病の総合管理(かかりつけ医)、専門治┃○総合管理医療機関認定数の維持と、機能の 充実による質の向上が必要です。

> |○国指針に示された機能の整備について、岡 山県糖尿病医療連携体制検討会議等にお いて、検討が必要です。

認識を図ることが必要です。

○質の高い医療を受けられるように、総合管理 | ○診療に携わる医師だけでなく、診療等をサ ポートする幅広いメディカルスタッフの資質 向上が必要です。

ます。糖尿病性腎症が増悪した際にはこれらの医療連携体制との密な協力のもと、重症化 予防の徹底を図っています。

※ 糖尿病

糖尿病は、高血圧症、脂質異常症などを合併し、進行すると、腎症、網膜症、神経症、心疾 患や脳血管疾患などの重大な合併症を引き起こし、生活の質の低下の大きな原因になります。

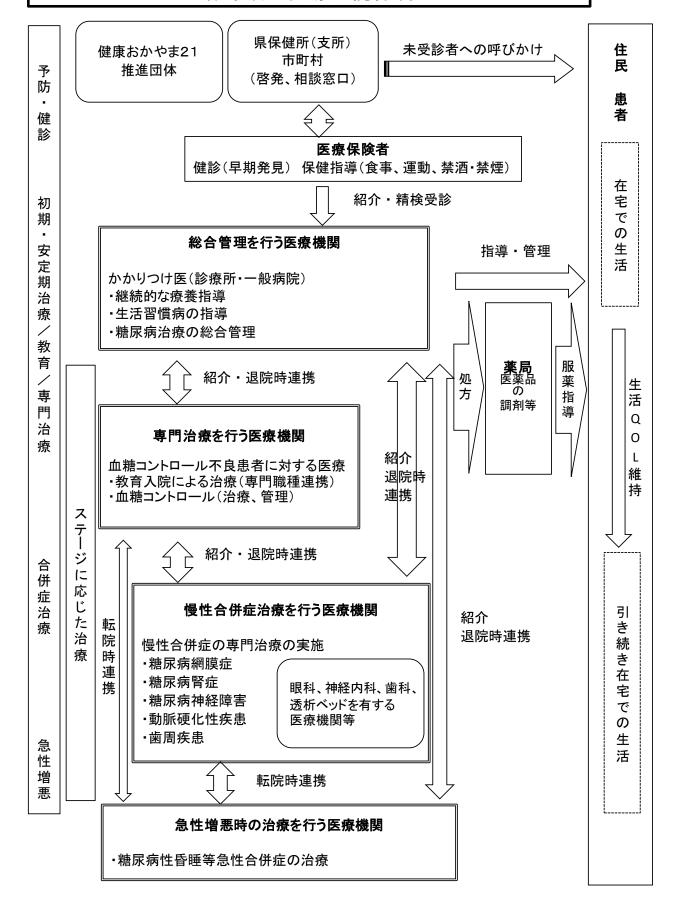
2 施策の方向

項目	施策の方向
予防対策·早期発見	〇保健所(支所)·市町村及び関係団体と連携し、糖尿病やCKD等の生
	活習慣病の発病や重症化予防の必要性について県民に広く啓発し、予
	防と早期発見に努めます。
	○栄養、喫煙等、生活習慣の改善に関する取組の推進に努めます。
	○市町村での岡山県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施を支援し、
	特定健康診査の実施率(受診率)の向上や、特定保健指導の実施率
	(終了率)の向上に努めます。
医療連携体制構築	○「岡山県糖尿病医療連携体制検討会議」等において、円滑な連携に対
の推進	する方策や医療体制の機能整備について協議するとともに、県医師会の
	取組と協調しつつ、医師及びメディカルスタッフの技能の向上を図ります。
	○糖尿病患者が、質の高い医療を身近な環境で受けられるよう、地域の医
	師、メディカルスタッフを中心とした全県的な医療連携体制の構築をさら
	に進めます。
	○医科と歯科のより円滑な連携体制の構築を図ります。
	○引き続き、関係機関・関係団体と連携し、CKD医療連携体制の強化や
	研修等を通じた資質向上に取り組み、重症化予防を図ります。

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標 (2029)
糖尿病が強く疑われる者の割合	男性 15.5%	
	女性 7.4%	
	R3 年度	
	(2021)	
治療継続者の割合	70.8%	75%
	R3 年度	
	(2021)	
糖尿病性腎症の新規人工透析導入患者数及び	268人	減少
割合	41.6%	
	R3 年	
	(2021)	

糖尿病の医療連携体制



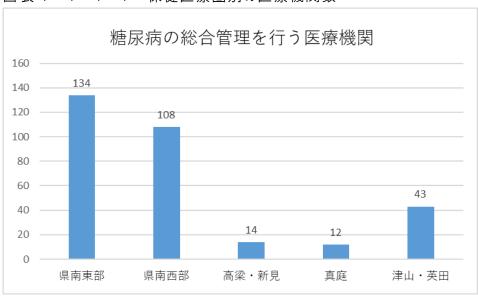
	【総合管理 (かかりつけ医)】	【専門治療】	【慢性合併症治療】	【急性増悪時治療】
機能	合併症の発症を予防するための糖尿 病治療の総合管理を行う	血糖コントロール不良例の治療を行う 糖尿病治療の総合管理を行う医療機 関への協力、又は、糖尿病患者の治療方針の決定を行う	糖尿病の慢性合併症の治療を行う	急性合併症の治療を行う
目標	●糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること ●良好な血糖コントロールを目指した 治療を実施すること ●患者に対して必要により専門治療 慢性合併症治療を行う医療機関への 受診を促すこと	●血糖コントール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること ●1型糖尿病や妊娠糖尿病・糖尿病合併症妊娠に対する専門的な治療を実施すること	●糖尿病の慢性合併症の専門的な治療・検査・指導を実施すること	●糖尿病昏睡時等急性合併症の 治療を実施すること
求められる事項	●糖尿病ガイドラインに則した診療を行った以のでは、と※ ●糖尿病であると※ ●糖尿病で診あるが事療法及び薬物療法でいること》 ●食事療法、運動療法及び薬物療法である。 ●大力を関する連携・指導が可能である。との事情に関する連携・指導が可能である。との事に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	療を行っていること※	療を行っていること ●食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが実施可能であること ●糖尿病の慢性合併症(糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害、動脈硬化性疾患等)についてそれぞれ、専門的な検査治療が実施可能であること(単一医療機関で全ての合併症治療が可能である必要はない) ●糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査、光凝固療法、硝子体出血・網膜剥離の手術等が実施可能であること	●糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること ●糖尿病の昏睡等急性合併症の 治療が24時間実施可能であること ●糖尿病の総合管理を行う医療機関、専門治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
備考	※「糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること」に包含される事柄 (●外来栄養食事指導や外来療養指導等の指導を行える体制があること ●高血圧症、脂質異常症の治療管理を行うこと ●糖尿病の発症初期から定期的に慢性合併症の検査を行うとともに、継続的な眼科受診を促す上と ●関連学で適切に専門医療機関を紹介すること ●健診受診後の受診勧奨により医療機関を受診した対象者に対する適切な対応等、糖尿病の発症予防の取組と連携した医療を行うこと)	※「糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること」に包含される事柄 (●75gOGTT、HbA1c等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ●各専門職種のチームによる食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療(心理問題を含む)が実施可能であること ●定期的に慢性合併症の検査を行うとともに、継続的な眼科受診、歯科受診を促すこと)		

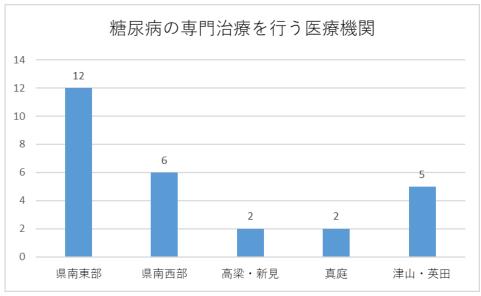
図表 7-1-4-3 糖尿病医療連携体制を担う医療機関数

機能区分	届出数(件)
総合管理	311
専門治療	27
慢性合併症·糖尿病網膜症	28
慢性合併症·糖尿病腎症	27
慢性合併症·糖尿病神経障害	35
慢性合併症·動脈硬化	17
慢性合併症·歯周病	293
急性増悪時治療	18
計	756

(資料:岡山県健康推進課) (令和5(2023)年3月末現在)

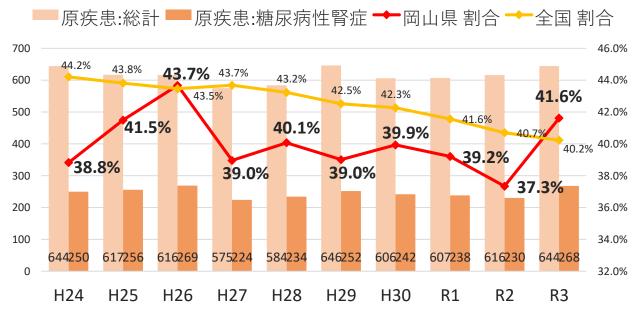
図表 7-1-4-4 保健医療圏別の医療機関数



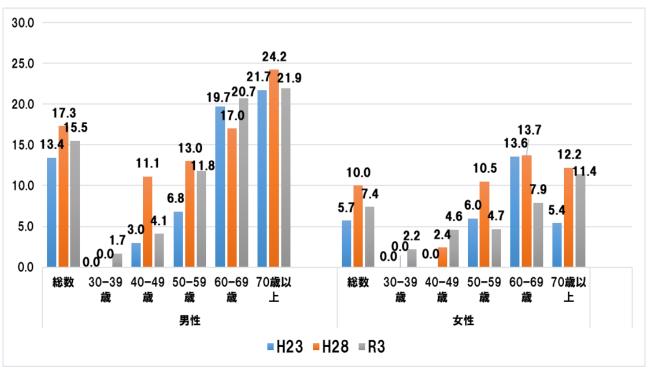


(資料:岡山県健康推進課)

図表 7-1-4-5 各年新規透析導入患者数



(資料:一般社団法人日本透析医学会統計調查委員会新規導入患者原疾患糖尿病性腎症岡山 県数値抜粋)



図表 7-1-4-6 糖尿病が強く疑われる者の割合

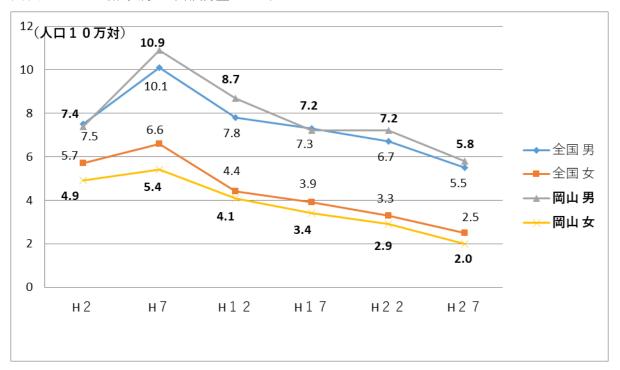
(資料:岡山県健康推進課「令和3(2021)年県民健康調査」)

※「糖尿病が強く疑われる者」の該当者

平成 28(2016)年: ヘモグロビン A1c 値(NGSP)が 6.5%以上、または質問票で「現在糖尿病の治療 を受けている」と回答した者の割合

令和 3(2021)年: 質問票で「現在糖尿病の治療を受けている」と回答した者の割合

図表 7-1-4-7 糖尿病の年齢調整死亡率※



(資料:厚生労働省「人口動態統計特殊報告 都道府県別年齢調整死亡率(都道府県別年齢調整死亡率)」

※ 年齢調整死亡率

都道府県別に、死亡数を人口で除した通常の死亡率を比較すると、各都道府県の年齢構成に差があるため、高齢者の多い都道府県では高くなり、若年者の多い都道府県では低くなる傾向があります。このような年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率が「年齢調整死亡率」(人口 10 万対)です。

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	1	医療法で定める5疾病

5 精神疾患の医療

(1) 予防・アクセス

1 現状と課題

現状

- よると、県内の医療機関を受診している精神 疾患の患者数は約88,000人、うち、うつ病を 含む気分障害の患者数は約12,000人、統合 失調症の患者数は約11,000人と推計されま す。(図表7-1-5-1)
- ○また、令和4(2022)年度の障害者自立支援 医療(精神通院)受給者数は、33.959人で、 平成29(2017)年度から約1.2倍に増加して います。(図表7-1-5-2)
- ○精神保健福祉手帳の交付者数は、令和4 (2022)年度で、1級1,535人、2級11,589 人、3級5,364人で、合計18,488人です。 (図表7-1-5-3)
- ○うつ病と密接な関係があると言われている自殺 |○自殺の背景として、うつ病等の心の問題のほ について、愛育委員、栄養委員、民生委員等 の訪問声かけ活動が地域の絆を強固にするこ とで、本県における自殺死亡率の低下に大きく 寄与しています。平成元年以降、県の自殺死 亡率は全国を下回り、令和4(2022)年の県の 自殺死亡率(人口10万人あたり死亡者数)は 15.9であり、これは全都道府県で低い方から 10番目です。(図表7-1-5-4、図表7-1-5-5)
- ○保健所や精神保健福祉センターでは、HP等で│○精神疾患に関する知識の普及啓発や偏見の 広く相談窓口を周知するとともに、心の健康づ くり県民講座の実施、パンフレット配布等、心の 健康に関する普及啓発を実施しています。

課題

○厚生労働省の令和2年(2020)年患者調査に|○心の健康の保持・増進を図る予防対策に努 めるとともに早期対応のための相談窓口の充 実など体制の整備が必要です。

- か、家庭や学校、職場、地域などの社会的要 因が複雑に関係することから、県民への普及 啓発や相談体制の充実に加え、多方面の関 係者の連携を強化し、効果的な予防対策を 着実に実施する必要があります。
- 解消は、県民が早期に必要な精神科医療を 受けることのできる環境づくりに資するものであ り、継続していく必要があります。
- ○本県のひきこもりの状態にある者の数は、令和│○ひきこもりの状態にある方への支援は、個々の

4(2022)年に国が行った実態調査等を基に、 約2万人と推計しています。

- ○精神保健福祉センターに依存症コーディネー ターを配置し、大学・企業を対象に適切な飲 酒の理解促進、危険飲酒者の早期発見・早 期介入を行っています。(6大学312人、2企 業36人参加)(健康推進課·令和4年(2022) 年度実績)
- ○保健所、精神保健福祉センター、市町村で│○保健所、精神保健福祉センター、市町村など は、精神保健福祉に係る指導を16.068人(実 人数)に対し実施しており、うち4,300人は訪問 による指導です。(厚生労働省「令和3(2021) 年度地域保健:健康增進事業報告」)
- ○地域での困難事例については、精神保健福祉 |○多職種チームによるアウトリーチ支援は、今後 センター、保健所等による多職種・多機関によ るアウトリーチ※(訪問)支援により、地域生活 支援を図っています。(図表7-1-5-6)
- ○公立学校において、スクールカウンセラーが児│○問題行動や不登校等の未然防止の観点か 童生徒や保護者の相談等に応じる中で、精神 疾患の可能性が疑われる場合は、教育分野 の知識に加え、社会福祉等の専門的な知識 や技術を有するスクールソーシャルワーカー等 と連携し、医療・福祉等の関係機関へつなぐな ど、児童生徒や保護者への支援を行っていま す。
- 患の早期発見を目的とし、平成20(2008)年 度よりかかりつけ医向けの精神疾患に係る研 修を実施しており、累計928人が受講していま○かかりつけ医等と精神科医との連携の強化が す。(健康推進課・令和4(2022)年度末実 績)

ケースに応じて、保健、医療、福祉、教育等の 関係機関が連携して支援していく必要があり ます。

- の地域保健は、精神疾患の発症予防・早期 発見に重要な役割を担っており、心の健康に 関する指導助言をするとともに、医療や障害 福祉サービスと連携し、住民の状態に応じた サービスへ適切につないでいく必要がありま す。
- も、ますます重要になります。
- ら、スクールカウンセラーの配置拡充などの教 育相談体制の充実や、スクールソーシャルワ 一カー事業の一層の充実により、医療・福祉 等の関係機関等と連携した児童生徒や保護 者等への支援体制のさらなる強化が必要で す。
- ○内科医等かかりつけ医によるうつ病など精神疾 |○かかりつけ医による早期発見が重要であること から、さらなる受講者の増加を図る必要があり ます。
 - 必要です。

※アウトリーチ

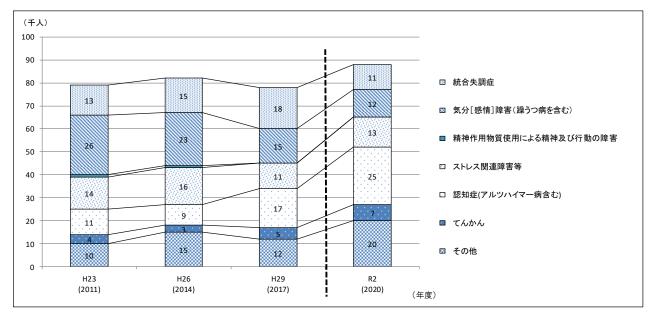
未治療の者や治療中断等の者に対して、多職種による専門職がチームを組んで、必 要に応じて訪問を行い、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供することにより、在宅 生活の継続が可能となるよう働きかけることをいう。

項目	施策の方向
発症予防	○心の健康の保持・増進に関して、職域や教育機関等と連携し、研
早期発見	修や相談窓口の充実を図ります。
早期治療	〇保健所・精神保健福祉センター・市町村は、保健活動の中で精神
	科医療が必要な人に対する相談・受療勧奨や訪問(アウトリーチ)支
	援を実施します。また、市町村が行う精神保健に課題を抱える人へ
	の相談支援に対して、当該者への適切な支援が確保されるよう保
	健所・精神保健福祉センターが中心となって、必要な支援を行いま
	ब ं.
	○精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や偏見の解消により、誰
	もが精神科医療を受診しやすい環境づくりを図ります。
	○保健所・精神保健福祉センターが中心となって、住民の心の健康づ
	くりや精神疾患の早期発見に取り組み、必要な医療や福祉サービス
	が円滑に提供される体制を構築します。
	〇保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して実態把握に努め
	るとともに、ひきこもり地域支援センターや保健所・支所、市町村など
	において、ひきこもりに悩む家族や本人の相談に早期に対応し、必要
	なサービスにつながるよう支 援します。
	○精神疾患の早期発見・早期治療ができるよう、かかりつけ医や精神
	保健福祉等関係者を対象とした精神疾患に関する知識・技術等に
	係る研修の充実を図ります。
	○精神科の医療機関の偏在に対応するため、精神科の的確な医療
	が受 診 できるようにICTなどの活 用も検 討しながら地 域 医 療 の連 携
	体制の構築を図ります。
	○精神科医療機関の偏在に対応するため、精神科病院等と連携して
	訪問診療・訪問看護など、精神科医療が受診できる体制が整備さ
	れるよう進めます。
	○公認心理師や臨床心理士等の専門家が、生徒・保護者に対するカ
	ウンセリングや教職員に対する助言等を行うなど、早期対応に向けた
	教育相談体制の充実を図ります。
自殺予防	○うつ病による自殺を予防するために、うつ病について普及啓発に努めると
	ともに、相談体制の充実と診療体制の強化を図ります。
	○自殺総合対策大綱(令和4(2022)年10月閣議決定)を踏まえた自殺対
	策に総合的に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現
	を目指します。
	○岡山県自殺対策推進センターにおいて、各種情報の提供や普及啓発事

業を行うとともに、関係機関・団体等のネットワーク化の推進や市町村職員をはじめ関係機関・団体の担当者等の人材育成を図ります。

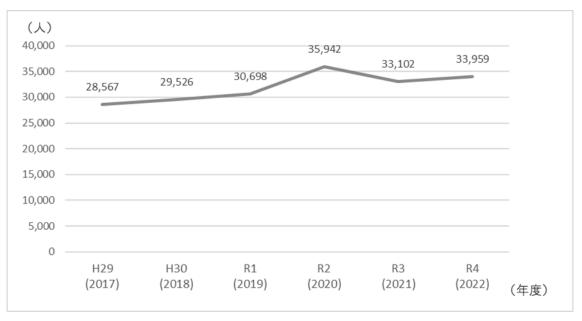
- ○自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険 を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につな ぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材等を養成します。
- ○医療、教育、労働関係など様々な分野の構成員からなる自殺対策連絡協議会において、今後の県及び関係団体の取組について検討を行い、 自殺予防の対策に取り組みます。

図表 7-1-5-1 県内における医療機関にかかっている精神疾患患者数の推移



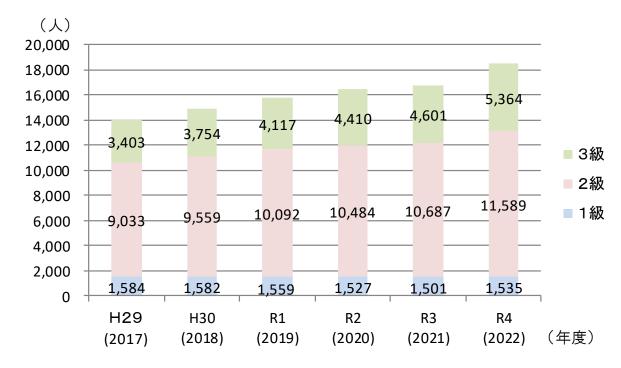
(資料:厚生労働省「患者調査」)

図表 7-1-5-2 障害者自立支援医療費(精神通院)受給者の推移



(資料:岡山県健康推進課)

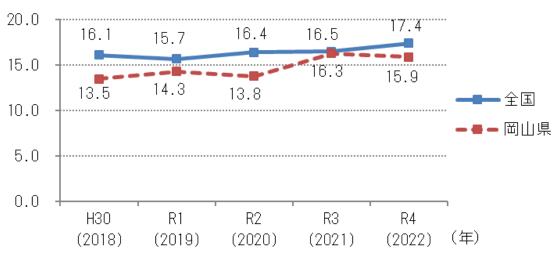
図表 7-1-5-3 精神保健福祉手帳所持者数の推移



(資料:岡山県健康推進課)

図表 7-1-5-4 自殺死亡率の推移

(10万人あたり死亡者数)



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

図表 7-1-5-5 自殺者の状況

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
	自殺者数(人)	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252
全国	死亡率(人口10万人対)	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4
	自殺者数(人)	254	266	257	301	292
岡山県	死亡率(人口10万人対)	13.5	14.3	13.8	16.3	15.9
	死亡率全国順位	4位	6位	2位	24位	10位

(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

図表 7-1-5-6 アウトリーチによる多職種連携の状況

(単位:人)

地域	令和4年度				
	実人員	延人員			
県北(委託)	5	107			
県南(委託)	2	18			
県南(精神保健福祉センター)	31	625			
計	38	750			

(資料:岡山県健康推進課)

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	1	医療法で定める5疾病

5 精神疾患の医療

(2)治療·地域移行

現状と課題

現状

- ○県内の精神科医療施設は、精神病床のあ|○人口10万人当たりの精神病床数は、県 る病院が23施設、その他精神科を標榜す る医療施設は106施設となっており、人口 10万人当たりの精神病床数は279.2で、 全国平均257.2を上回っています。(図表 7 - 1 - 5 - 7
- 〇 精 神 科 病 院 へ勤 務 する医 師 数 は全 県 で 193.6人(常勤換算)、人口10万人当たり 10.3で、全国(7.9)を上回っています。ま た、看護師は1.068.2人、精神保健福祉 士は128.8人となっています。(図表7-1-5 - 8
- ○病院及び診療所の適正配置を図ることを |○県全域を単位とした基準病床数は充足し 目的として、医療法の規定に基づき定めら れた精神病床の基準病床数は3,931床で す。また、精神科病院の入院患者数は、令 和4(2022)年6月30日現在で3,740人で す。(図表7-1-5-9、図表7-1-5-10)
- ○年間の医療保護入院患者数は、人口10 ○入院医療については、人権に配慮した、適 万人当たり189.1で、全国(147.2)と比べ 多くなっています。(厚生労働省「令和3 (2021)年度·衛生行政報告例」)
- ○医療保護入院により1年以上入院している 患者の割合は15.2%であり、全国(17.7%) より低くなっています。(厚生労働省「精神 保健福祉資料」(令和2~4(2020~2022) 年度平均)
- ○保護室隔離を受けている患者の割合は、

課題

全域では全国を上回る精神病床が確保 できていますが、地域により偏りが認められ るため、地域間の連携が必要です。

- ているとともに、入院患者は地域移行の促 進により減少傾向となることが見込まれる ことから、地域の実情に応じた病床の機能 分化の方策を検討する必要があります。
- ○退院促進には、地域住民や当事者の家 族などの理解を得る必要があります。
- 切な制度運用が求められます。

- 7.4%で、全国(4.7%)と比べ多くなってい ます。(厚生労働省「令和4(2022)年度精 神保健福祉資料」)
- ○身体拘束を受けている患者の割合は、0.9 %で、全国(4.2%)と比べ少なくなっていま す。(厚生労働省「令和4(2022)年度精神 保健福祉資料」)
- ○入院後3ヶ月時点の退院率は67%であり、 全国(64%)より高くなっています。 入院後6 ヶ月時点の退院率は82%であり、全国(80 %)より高くなっています。 入院後 12ヶ月時 点の退院率は89%であり、全国(88%)より 高くなっています。(厚生労働省「令和元 ルデータベース」)
- 令 和 4 (2022) 年 6 月 30 日 における入 院 患 者 3,740人 のうち、3か月未満の在院患者 は全体の25.3%の948人、1年未満の在 院 患 者 は全 体 の44%の1,648人となってい ます。(図表7-1-5-10)
- 令 和 4 (2 0 2 2) 年 6 月 の 1 か 月 間 に 退 院 した | 地 域 で 生 活 す る た め の 在 宅 医 療 (外 来 医 患者の退院先は、家庭復帰と障害福祉施 設をあわせると、66.8%となります。(図表 7-1-5-11)
- 令 和 4 (2022) 年 6 月 30 日 における入 院 患 者のうち1年以上在院者は2,092人で全入 院患者の約6割です。(図表7-1-5-12)
- ○県で指定をしている指定自立支援医療機 関(精神通院医療)は、令和5(2023)年4 月 1 日 現 在 で、病 院 58カ所、診 療 所 78カ 所、薬局461カ所、訪問看護ステーション 67カ所です。(図表7-1-5-13)
- 〇精 神 科 入 院 患 者 のうち、身 体 合 併 症 により | 〇 地 域 で生 活 する患 者 に必 要 な医 療 が 提 一般科で入院治療を受けた患者数は338 人、人口10万人あたり件数は18.2と全国 (12.7)より高い水準にあります。(令和元

- ○入院期間が長期化した場合、精神障害 のある人の社会復帰が難しくなる傾向があ ることを踏まえ、できるだけ早期に退院でき るよう、精神障害のある人の退院に向けた 取組を行いつつ、必要な医療を提供する ための体制を確保する必要があります。
- (2019)年度精神保健福祉資料、ナショナ | ○早期治療や入院時の手厚い医療、地域 生活への移行に向けた支援を充分に行う こと等により、入院の長期化を防ぐ必要が あります。

- 療を含む)の充実と、保健・医療・福祉関 係機関の機能強化と連携強化が必要で す。
- ○関係機関と連携し、日常の地域保健活 動を充実させる必要があります。
- ○長期入院から地域生活への移行に向けた 生活調整や障害福祉サービスとの連携が 重要です。
- ○訪問看護や薬局による在宅での服薬指 導などにより、服薬及び受診の中断を防ぐ 取組が必要です。
- 供され、保健・福祉サービスとの連携が行 われ、患者が身近な地域で暮らせる体制 の整備が必要です。

(2019)年・ナショナルデータベース)

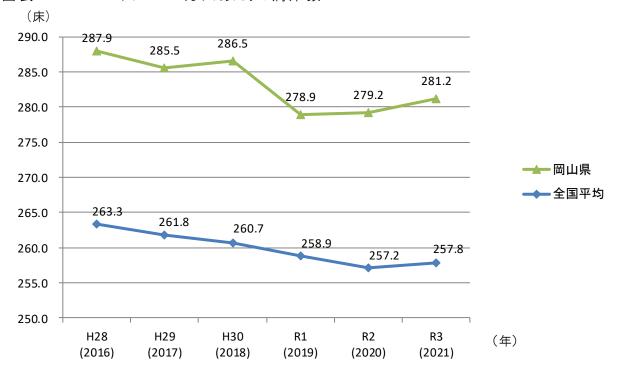
- 令 和 3(2021)年 6 月 の 1 ヶ 月 あ た り の 精 神 科 訪 問 看 護 利 用 実 人 員 は 1,197 人、10 万人当たり利用者数に換算すると、63.8で あり、全国(46.5)を上回っています。(厚生 労働省「令和3(2021)年度精神保健福祉 資料」)
- ○精 神 障 害 のある人 が自 立し、社 会 参 加 でき | 地 域 生 活 支 援 サービスの充 実 を図ってい るよう「岡山県障害福祉計画」に沿って障 害福祉サービスの整備などにより、地域生 活の支援を進めています。
- ○家 主などが精 神 疾 患 に対 する誤 解により不 | ○地 域 生 活 への移 行を進 める上で、住 居の 安を抱いたり、保証人を確保することが困 難なことなどにより、精神疾患のある人が住 居を確保することは依然として難しい状況に あります。
- ○医療導入や治療継続が困難な精神障害 | ○緊急の入院等を回避する必要があること のある人に対する包括的支援を行うため、 保健所・精神保健福祉センター中心に精 神科在宅支援(アウトリーチ)事業を実施し ています。
- 自ら障 害 のある当 事 者 がピアサポーターと|○精 神 障 害 のある人 への偏 見を解 消 するた なって行う相談、支援や普及啓発が、精神 障害のある人の不安解消、精神障害のあ│○ピアサポーターの養成及び派遣を実施して る人への偏見解消等に有効であることか ら、県内で活動しているピアサポーターを派 遣し、地域移行・地域定着を促進するとと もに、新たにピアサポーターを養成すること で、地域のピアサポーターの確保と活動の 活性化を図っています。
- ○地 域 移 行 促 進 センター事 業として、ホステ | ○退 院 後 の地 域 生 活 に移 行 する上 で必 要 ル事業、24時間電話相談事業を実施して います。
- 〇岡山県精神障害者家族会連合会や各地| 域の家族会は、共同作業所を運営するな ど、精神障害のある人の社会参加のための 取組を行っています。

- く必要があります。
- 確保は重要な課題です。
- から、関係機関と連携し、訪問・調整等の 日常の地域保健活動を充実する必要が あります。
- めの更なる普及啓発が必要です。
- いますが、ピアサポーターの活動の場の拡 大のための取組が必要です。
- な訓練や支援を行う必要があります。
- ○精 神 障 害 のある人とその家 族 の支 援 を進 めるため、岡山県精神障害者家族会連 合会をはじめ地域の家族会を支援していく ことが必要です。
- ○精神障害のある人の地域生活を支援していく ためには、関係機関や家族会などの関係者が、 協力して支援を行っていくことが必要です。

項目	施策の方向
早期退院の促進	○入院初期における手厚い医療の提供や、退院後の地域生活に必要な
	福祉サービスの確保などに医師、看護職員、精神保健福祉士など多職
	種チームで取り組むことにより、入院期間の短縮を図るよう、精神科医
	療機関等に働きかけます。
	○入院医療から地域生活への移行を推進するため、精神障害のある人の
	退院後の地域生活の支援が強化されるように、外来診療、デイケア、訪
	問診療・訪問看護などの在宅医療の充実に努めながら、地域の実情に
	応じた病床の機能分化の方策を検討します。
	○「岡山県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び
	地域生活支援事業の提供体制の確保を進めるとともに、関係機関等と
	連携し、社会的入院の解消を図ります。
地域移行・定着の	○地域で生活していくために必要な外来受診の継続が困難な人に対
ための体制整備	して、保健所等による訪問活動や、医療機関等によるアウトリーチ
	(訪問支援)が提供される体制を整備します。
	○退院後の生活環境にも配慮しながら、入院前に診療を行っていた医
	療機関等との連携を深めるため、かかりつけ医などへの研修を行いま
	व ं 。
	○訪問看護や薬局による服薬指導などにより、服薬及び受診の中断
	を防ぐ取 組を推 進します。
	○精神障害のある人が地域で適切な医療が受けられるよう、心身障
	害者医療費公費負担制度に精神障害のある人に対する医療費助
	成の枠組みを新たに設けるとともに、市町村や保健・医療・福祉関
	係機関とのさらなる連携強化を図ります。
	○地域で生活する精神障害のある人が不安定になった場合への支援
	として、一時休息のために入所するホステル事業や、24時間電話相
	談事業を実施します。
	〇一般県民への普及啓発に加え、医療機関において、当事者の家族 - ・
	に対する教育を行い、精神障害への理解を深めることにより、精神障
	害のある人が地域へ受け入れられやすい環境づくりを推進します。
	○医療、福祉、当事者団体、行政等の関係者等で構成する検討委
	員会を設置し、長期入院の解消に向けた連携強化等を図ります。
	○「1年未満入院者平均退院率」等が向上するよう、各医療機関にお はる地域移行に向けたたる会議などに、短れせービス事業者が参加
	ける地域移行に向けたケア会議などに、福祉サービス事業者が参加 オストラなけ組みづいな進めます
	するような仕組みづくりを進めます。

適正な入院医療	○精神医療審査会・実地審査等により、人権に配慮した適切な医療
	の提供と入院環境の確保を推進します。特に人権侵害を疑わせる
	案件に対しては、行政や精神医療審査会等関係者が一体となっ
	て厳正に対応します。
制度の周知	〇精神障害者保健福祉手帳制度や自立支援医療(精神通院医療)制度
	など、精神疾患のある人を支援する制度が支援を必要とする人に行き届
	くよう、当事者だけでなく、サービスを提供する関係者に対しても周知を図
	ります。
住居の確保	○不動産業の関係者などへの普及啓発を通じ、精神疾患のある人が住居
	を確保しやすい環境づくりを進めます。
	〇知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人(居住支援法人)によ
	る、精神疾患のある人の住居確保に向けた取組を支援します。
当事者・家族との協	○施策の推進にあたっては、当事者やその家族の意見を反映し、サービス
働、家族支援	利用者のニーズにあったものになるよう努めるとともにピアサポートを通じた
	サービス及びプログラムが充実するように当事者及び家族と協働します。
	○ピアサポーターの確保、ピアサポーター活動の活性化のための支援を進
	めるとともに、家族等からの相談に対応する体制が充実するよう努めま
	す。
	○精神障害のある人やその家族の自立を促進するとともに孤立化を防ぐた
	めに患者会や家族会交流会等を開催します。

図表 7-1-5-7 人口 10 万人あたりの病床数



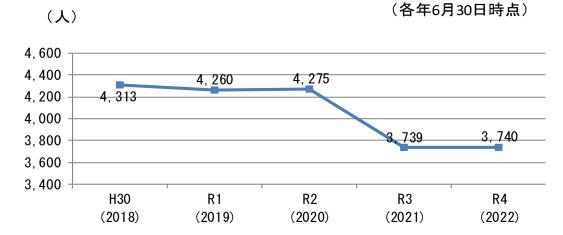
(資料:厚生労働省「医療施設調査」)

図表 7-1-5-8 精神科病院の医師、看護師、その他の従事者の常勤換算数

区分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	令和2年 (2020)	
医師(常勤+非常勤)	173.9	184.8	193.6	
薬剤師	58.6	55.6	49.6	
看護師	1234.1	1231.8	1068.2	
准看護師	376.1	364.0	221.0	
作業療法士	151.7	154.7	125.2	
精神保健福祉士	146.4	150.1	128.8	
介護福祉士	135.1	157.0	88.6	

(資料:厚生労働省「病院報告」(~平成28年)、「医療施設調査」(平成29年~))

図表 7-1-5-9 入院患者(在院患者)数の推移



(資料:厚生労働省「精神保健福祉資料」)

図表 7-1-5-10 精神科病院の入院患者の状況

	(令和4(2022)年6月30)日現在)	
区分	人数(構成比)	区分の小計による率	
①1か月未満	479 (12.8%)		
②1か月以上3か月未満	469 (12.5%)	3か月未満計:948人 (①+②の計)	25.3%
③3か月以上6か月未満	307 (8.2%)	6か月未満計:1,255人(①~③の計)	33.5%
④6か月以上1年未満	393 (10.5%)	1年未満計 :1,648人(①~④の計)	44.0%
⑤1年以上5年未満	1,189 (31.8%)		
⑥5年以上10年未満	492 (13.2%)		
⑦10年以上20年未満	257 (6.9%)		
⑧20年以上	154 (4.1%)		
合計	3,740 (100%)		

(資料:厚生労働省「令和 4(2022)年度精神保健福祉資料」)

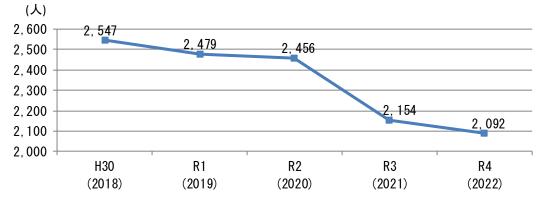
図表 7-1-5-11 各年 6 月の1か月間の精神科病院からの退院状況

区分		令和20	20	20)年度		令和3	令和3(2021)年度 令和4(2022)年度)22)年度			
<i>*</i> 🛱	独居	200	/	61.60/	\	90	(17.6%)	87	(16.7%)
在宅	家族と同居	300	(61.6%)	216	(42.2%)	217	(41.7%)
他院の精神病床		8	(1.6%)	14	(2.7%)	18	(3.5%)
自院の精神病床	以外の病床	3	(0.6%)	4	(0.8%)	3	(0.6%)
他院の精神病床	他院の精神病床以外の病床		(14.6%)	79	(15.4%)	67	(12.9%)
陪宝石址长訊	グループホーム	17	/	2 50/	\	15	(2.9%)	32	(6.1%)
障害福祉施設	グループホーム以外	17	(3.5%)	4	(0.8%)	12	(2.3%)
その他施設等 (救護施設・母子	その他施設等 (救護施設・母子寮・司法関係)		(0.0%)	9	(1.8%)	3	(0.6%)
介護施設		57	(11.7%)	43	(8.4%)	46	(8.8%)
死亡		31	(6.4%)	38	(7.4%)	36	(6.9%)
不明		0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計		487	(100.0%)	512	(100.0%)	521	(100.0%)

(資料:厚生労働省「精神保健福祉資料」)

図表 7-1-5-12 1年以上在院患者数の推移

(各年6月30日時点)



(資料:厚生労働省「精神保健福祉資料」)

図表 7-1-5-13 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定状況

各年4月1日の状況

<u> </u>								
区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
病院	60カ所	59カ所	58カ所	59カ所	58カ所			
診療所	80カ所	82カ所	81カ所	86カ所	78カ所			
薬 局	450カ所	449カ所	455カ所	463カ所	461カ所			
訪問看護ステ-ション	54力所	57カ所	61カ所	64カ所	67カ所			
合 計	644カ所	647カ所	655カ所	672カ所	664カ所			

※指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定申請書による集計取りまとめ

(資料:岡山県健康推進課)

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	1	医療法で定める5疾病

5 精神疾患の医療

(3)精神科救急

1 現状と課題

現状

- ○県内を2圏域に分け、指定病床を持つ二 次 救 急 の 11 病 院 (県 南 7 病 院、県 北 4 病 院)で病院群輪番体制を組むとともに、平 成21(2009)年度から岡山県精神科医療 センターがバックアップを行い、令和4 (2022)年度には、岡山県精神科救急医 療システム整備事業を介した救急・急性期 患者の約8割を同センターで対応していると ころであり、病床や医療従事者を確保し救 急患者の受入体制を整備しています。
- 〇病院群輪番体制での、休日夜間入院者 数は579人であり、救急受診を要する患者 の受入れを行っています。(令和4(2022) 年度実績、図表7-1-5-14)
- 〇夜 間及び休日の相談に応じる精神科救急 情報センターを設置し、24時間365日相談 に応じる体制を整備しています。令和4 (2022)年度における精神科救急情報セン ターへの相談件数は4,223件であり、休日・ 夜間の症状悪化などの対応に苦慮している 患者や家族を積極的に支援しています。 (図表7-1-5-15、図表7-1-5-16)
- 救急病院等からの相談等に対し、情報収集・ 調整を行うことにより、身体科救急病院等 と連携できるよう取り組んでいます。
- ○県 が指 定 する救 命 救 急 センターは 5 施 設 あ | 自 殺 未 遂 など重 篤 な身 体 合 併 症 患 者に り、そのうち精神病床を有するのは3施設で す。

課題

- ○救急受診を要する患者の受入れが迅速 かつ円滑に行えるよう、引き続き取り組む 必要があります。また、救急体制は地域に より偏りがあるため、その対応に取り組み、 現行の救急医療体制を維持する必要が あります。
- ○緊 急 の 入 院 等 を 回 避 す る 必 要 が あること から、関係機関と連携し、日常の地域保 健活動を充実させる必要があります。

- ○精神科救急情報センターにおいて、身体科 | ○精神疾患と身体疾患を合併した救急患 者に適切に対応するため、一般病院と精 神科病院との連携をより一層強化する必 要があります。
 - 対応する救急隊員など医師以外の関係 者も、精神疾患についての理解を深める

- ○令和3(2021)年度の年間の措置入院患 ○措置入院後の入院患者の退院に向けた 者数は、人口10万人当たり2.3で、全国 (5.9)と比べ低くなっています。また、令和4 300件で、措置入院件数は49件となってい ます。(図表7-1-5-17、図表7-1-5-18)
- 必要があります。
 - 支援と退院後の地域生活定着のための 支援が重要です。
 - (2022)年度の通報・届出件数は年間約 ○措置入院や医療保護入院を利用しなけ ればならないほど症状を重症化させないた めには、地域生活を支える保健・医療・福 祉サービスの充実が必要です。
 - ○訪問看護や薬局による在宅での服薬指 導など、服薬及び受診の中断を防ぐ取組 が必要です。【再掲】

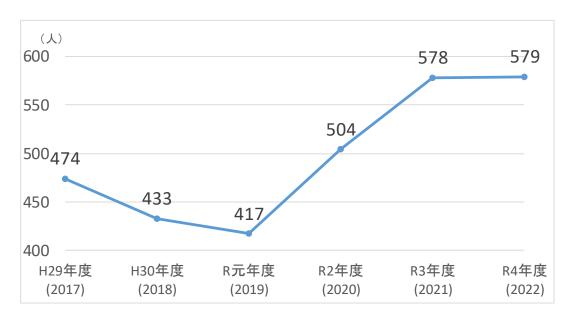
2 施策の方向

項目	施策の方向
救急体制の充実	○指定病床を持つ二次救急病院による病院群輪番体制を運営しま
	す。
	○夜間・休日に迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急情
	報 センターを運 営します。
	○精神科救急医療体制の地域による偏在への対応や、現行の体制
	維持のための施策に取り組みます。
	○精神科救急医療システム連絡調整委員会を開催し、円滑に患者
	の受入れが行われるよう、体制の充実・強化を図ります。
	○精神科病院において、自院の患者やその関係者からの相談等に対
	し、夜間・休日も対応できる体制を整備するよう働きかけます。
	○精神科診療所において、精神科救急情報センターからの自院の患
	者に関する問合わせに対し、夜間・休日も対応できる体制を整備す
	るよう働きかけます。
救急における身体合	○精神科以外の医師による身体合併症患者への対応力向上のた
併症	め、かかりつけ医への精神疾患に関する研修を継続します。
	〇救急隊員など医師以外の関係者へも、精神疾患に関する普及啓
	発などを実施します。
	○自殺未遂者や身体合併症患者へ適切に対応するため、身体疾患
	に対応する医療機関と精神科医療機関との連携体制を構築しま
	す。
措置入院等への対	〇措置入院等緊急時の対応においては、当事者の負担を最小限とす
応	るため、平素からの地域保健活動と一連の円滑な対応となるよう、
	保健所は積極的に関与するものとします。
	〇措置入院した患者が退院後に社会復帰のために必要な医療や地

域生活定着のための支援を確実に受けることができるよう、措置入院中から退院後支援計画を作成し、県、市町村をはじめ、医療機関や保健医療及び福祉サービス事業所など関係機関と連携を図りながら、退院後の生活を支援します。

○診察により措置入院不要と診断された場合においても、地域保健活動への引継が速やかに行われるよう、保健所は関係機関と綿密な連携を図るものとします。

図表 7-1-5-14 精神科病院群輪番体制の入院者数の推移(各年度末)



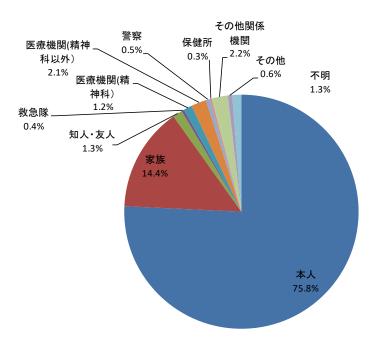
(資料:岡山県健康推進課)

図表 7-1-5-15 精神科救急情報センターの相談件数の推移(各年度末)



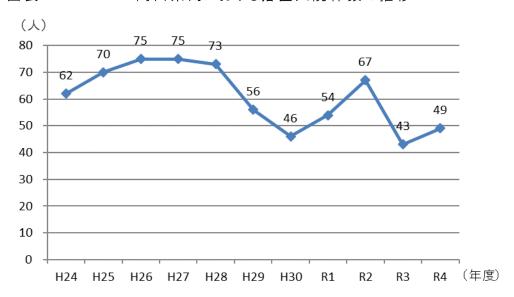
(資料:岡山県健康推進課)

図表 7-1-5-16 精神科救急情報センターの相談件数の内訳(令和4(2022)年度)



(資料:岡山県健康推進課)

図表 7-1-5-17 岡山県内における措置入院件数の推移



(資料:厚生労働省「衛生行政報告例」)

図表 7-1-5-18 岡山県内における通報件数と措置入院件数

	申請·通報	診察の必要		診察を受けた者	Ĭ
年度	·届出件数	なし	29条該当 29		29条該当
				(措置入院)	なし
平成30(2018)年度	315件	214件	101件	46件	55件
令和元(2019)年度	353件	213件	140件	54件	87件
令和2(2020)年度	445件	282件	163件	67件	96件
令和3(2021)年度	339件	203件	136件	43件	93件
令和4(2022)年度	326件	209件	117件	49件	68件

(資料:岡山県健康推進課)

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	1	医療法で定める5疾病

5 精神疾患の医療

(4)身体合併症

1 現状と課題

現状	課題
○精神科入院患者のうち、身体合併症により	〇精神科医師は、がん、糖尿病等の生活
一般科で入院治療を受けた患者数は338	習慣病の予防と重症化防止のため、生
人、人口10万人あたり件数は18.2と全国	活習慣病を合併する患者の他、急性の
(12.7)より高い水準であり、一般科医療機	身体疾患患者にも対応する能力や、身
関で精神科疾患患者の受け入れ体制が充	体 科 医 師との連 携 が必 要となっていま
実しています。(令和元(2019)年・ナショナ	す。
ルデータベース)【再掲】	○身体科の医師は、患者が併せ持つ精神
○精神科入院患者で重篤な身体合併症の診	疾患に対応する能力または精神科の医
療を受けた患者数は1,018人、人口10万	師との連携が求められています。
人あたり件数は54.6と全国(34.5)より高い	○透析治療や歯科疾患など、精神疾患の
水準であり、精神科医療機関で内科・外科	ある人で専門的かつ定期的に治療を施
などの医療を提供する体制が全国より充実	す必要がある患者には、専門医療機関と
しています。(令 和元 (2019)年・ナショナ	の連携により対応する必要があります。

2 施策の方向

ルデータベース)

○精神科救急情報センターにおいて、身体科救急病院等からの相談等に対し、情報収集・調整を行うことにより、身体科救急病院等と連携できるよう取り組んでいます。【再掲】

項目	施策の方向
身体合併症	○関係機関と連携して精神科医師の身体合併症への対応力向上を
	図るとともに、精神科医療機関と身体科医療機関の連携体制を構
	築します。
	○精神科以外の医師による身体合併症患者への対応力向上のた
	め、かかりつけ医への精神疾患に関する研修を実施します。

章名	7 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

節名 1 医療法で定める5疾病

5 精神疾患の医療

(5)専門医療

現状と課題

現状

- ○児 童 思 春 期 精 神 科 医 療については、子ども | ○現 在 整 備されている専 門 医 療 を担 当 する の心の診療拠点病院である岡山県精神科 医療センターを中核とした医療提供体制が 整備されています。重度の患者に対しては 入院によるケアも行っています。
- ○摂食障害については、厚生労働科学研究 において、摂食障害患者は、女子中学生 の100人に1~2人、男子中学生の1,000 人に 2~5人いると推計されており、県内の 中学生数にあてはめると300人~700人程 度が摂食障害を抱えていることになります。 (令和3(2021)年度岡山県学校基本調査 結果より推計)
- 〇統 合 失 調 症については、岡 山 県 精 神 科 医 | 〇統 合 失 調 症 患 者 が早 期 に適 切 な支 援を 療 センターにおいて、平成 26(2014)年度 より精神病床に入院中の難治性患者に対 して、精神科病院と他の医療機関とのネッ トワーク等、地域での支援体制を構築し、 難治性患者の地域生活への移行を支援 することを目的とした、難治性精神疾患地 域移行促進事業を行っています。
- ○重度アルコール依存症入院医療管理加算 届出医療機関が7施設あります(令和元 (2019)年)。その他薬物等依存症について は、岡山県精神科医療センターを中心に 専門的な相談支援、関係機関との連携調 整等を実施する「依存症治療拠点機関」と して岡山県精神科医療センターを指定して

課題

- 医療機関と、他の医療機関との連携によ り、専門医療が全県で共有される必要が ありますが、その提供体制には地域による 偏りがあります。
- ○摂食障害患者が早期に適切な支援を受 けられるよう、摂食障害に対応できる専門 職の養成や多職種連携・多施設連携の 推進が必要です。
- 受けられるよう、専門職の養成、治療抵 抗性統合失調症治療薬等による専門的 治療の普及を推進するための多職種連 携・多施設連携体制の構築が必要です が、その体制には地域による偏りがありま す。
- ○依存症(アルコール·薬物·ギャンブル等) に対応できる専門職の養成、発生予防・ 進行予防・再発予防の各段階での医療 や相談支援体制の構築が必要です。
- 医療が提供されています。依存症に関する│○依存症に対する正しい知識の普及啓発が 必要です。

- おり、地域における依存症の治療・回復支 援体制の構築を図っています。
- ○高 次 脳 機 能 障 害 については、支 援 拠 点 機 |○地 域における関 係 機 関との連 携 及 び支 援 関である川崎医科大学附属病院及び旭 川荘を中心に、地域の医療機関や行政機 関等とも連携して支援しています。
- ○てんかん患 者については、平成 27(2015) てんかん診 療 拠 点 機 関(岡 山 大 学 病 院) 年度に小児神経科、脳神経内科、脳神経 外科、精神科神経科などが連携した高度 な専門治療に取り組む岡山大学病院を県 のてんかん診療拠点機関として指定し、て んかんに関する知識の普及啓発、患者・家 族の相談支援・治療、医療従事者への研 修、地域連携支援体制の構築のための協 議会の開催等に取り組んでいます。
- ○医療観察法対象者に対して人権に配慮し た医療を提供するため、岡山県精神科医 療センターが指定入院医療機関に指定さ れています。また、保護観察所と県内10か 所の指定通院医療機関、保健所、精神保 健福祉センター、市町村等が連携し、対象 者の地域生活移行を支援しています。
- する研修を実施するなど、発達障害の早期 発見及び早期支援のための体制整備を進 めています。

- 手法の普及を強化し、支援体制の充実を 図ることが必要です。
- を中心とした県内医療機関や教育機関 等との連携強化によるてんかん患者への 適切な支援が必要です。

- ○小児科医や乳幼児健診に携わる医師に対 |○乳幼児健診等を通じて発達障害の疑い のある子どもを早期に把握し、確実に診断 や療育等の適切な支援につなげる必要が あります。
 - ○早期療育のほか、就学期や成人期におい て必要な支援が受けられるよう、各地域に おいて適切に発達障害の診断や発達支 援ができる専門的な医療機関や支援機 関を確保する必要があります。

2 施策の方向

項目	施策の方向
専門医療	〇児童思春期精神医療、治療抵抗性統合失調症、依存症、高次脳
	機能障害、てんかん、発達障害等、専門的な医療の提供にあたっ
	ては、地域間の医療提供体制の偏在の軽減が図られるよう、専門
	医療機関と他の医療機関との一層の連携を進め、必要な専門医

療が受けられる体制の整備に取り組みます。

- ○児童思春期精神医療については、多職種によるチーム医療や学校 との連携などの成果を活かしつつ、対象者の成長段階に応じた医療 の提供を目指します。
- ○岡山県精神科医療センターや民間医療機関において、アルコール・薬物等依存症患者や児童思春期事例、治療抵抗性統合失調症等の専門医療の対応を行っていますが、その中で特に対応困難な事例を精神科医療センターにおいて対応しています。さらに、他の精神科医療機関等との連携を推進するとともに、生活の場でも継続した適切な医療が提供できるよう取組を行っていきます。
- ○第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、不適切な飲酒の影響による心身の健康障害や、さらにはそこから引き起こされるアルコールに関連する社会問題(飲酒運転、暴力、虐待、自殺等)、節度ある飲酒習慣、アルコールに頼ってしまわない余暇の過ごし方等について、市町村や関係団体とともに、広く県民に理解を深めてもらうよう取り組みます。
- ○てんかんについては、てんかん診療拠点機関(岡山大学病院)が県内医療機関等との連携強化によりてんかん診療の拠点施設として機能するよう、連携を強化して取組を促進します。
- ○発達障害の疑いのある子どもを早期に把握し、確実に専門機関での 診断や療育等の適切な支援につなげるための取組を進めます。
- ○子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域において、発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。
- ○発達障害について身近に相談できるかかりつけ医等の医療従事者 を養成するための研修を実施します。
- ○専門医療にかかる患者についても、障害福祉サービス事業者等との 連携により早期に退院し、地域で生活ができる体制の整備を進めま す。

予防

〇健康教育・普及啓発・早期相談

医療機関(かかりつけ医等) 企業・学校 保健所、精神保健福祉センター 市町村

アクセス

〇早期発見 · 早期治療

医療機関(かかりつけ医等) 薬局

保健所、精神保健福祉センター 市町村

地域

<u>〇生活支援</u>

当事者・家族会 相談支援事業所 障害福祉サービス事業所 入居支援センター 等

〇地域保健

<u>- つる保険</u> 保健所 精神保健福祉センター 市町村

> 情報の共有と 顔の見える連携

精神科医療

入院医療

〇医療の提供

精神科医療機関

- ・医師、看護師、作業療法士、 心理専門職、精神保健福祉 士、薬剤師等で構成される 多職種チームによる、早期 退院に向けた総合的な医療 の提供
- ・地域移行に向けた、相談支援 事業所などの障害福祉サー ビス事業所との連携

〇権利擁護

精神医療審査会 法務局·県関係部所 等

精神科救急

<u>〇精神科救</u>急体制

精神科救急医療施設

<u>〇相談</u>窓口

精神科救急情報センター 精神科病院・診療所

〇医療の提供

外来診療等

精神科医療機関薬局

精神科デイケア 訪問看護ステーション 等

- ・アウトリーチ等、多職 種チームによる医療の 提供
- ・地域定着に向けた、相 談支援事業などの障害 福祉サービス事業所と の連携

できるだけ 早期の退院

専門医療

専門医療機関(児童思春期精神科医療、依存症、てんかん、

高次脳機能障害、発達障害、医療観察法による医療)

身体合併症

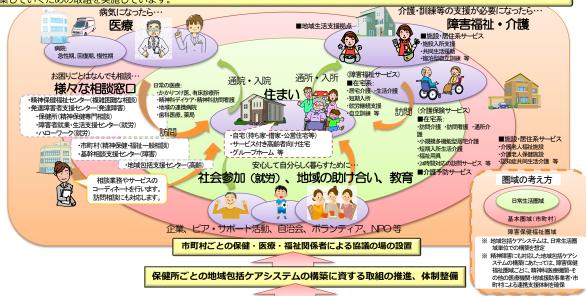
精神科医療機関、救命救急センター、一般の医療機関、 消防署 等

(資料:岡山県健康推進課)

図表 7-1-5-20 地域包括ケアシステムにおける精神障害のある人への支援

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要

精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、市町村が主体となり、県精神保健福祉センターや保健所と連携を図りつつ、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくための取組を実施しています。



地域包括ケアシステムの構築に資する取組の推進、体制整備(岡山県)

- 1 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
 - 2 普及啓発に係る事業
- 3 精神障害者の家族支援に係る事業
- 4 ピアサポートの活用に係る事業
- 5 医療連携体制の構築に係る事業 7 地域移行促進センター事業
- 5 精神障害者の地域移行・地域支援定着関係職員に対する研修に係る事業
- 8 アウトリーチ支援に係る事業

(資料:岡山県健康推進課)

疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 章名 17

節名 1 医療法で定める5疾病

5 精神疾患の医療

(6)認知症

1 現状と課題

現状 課題

- ○県内における「認知症高齢者の日常生活自立 | ○認 知 症 の人 が尊 厳 を保 持しつつ、希 望 を 度 Ⅱ 1以上の認知症の人の数は、令和7(2025) 年度には約79,000人と推計されます。(長寿 社会課「第7期岡山県高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業支援計画」(平成30(2018)年 3月)
- 脳血管性認知症は、生活習慣病(高血圧 症、糖尿病、脂質異常症など)との関連がある とされています。
- ○若年性認知症の人の数は、日本医療研究開│○若年性認知症に関する普及啓発を行い、 発機構認知症研究開発事業によって実施し た調査によると、18~64歳人口における人口 10万人当たり50.9人と推計されています。 ○居場所づくり・就労・社会参加支援など若 (日本医療研究開発機構認知症研究開発事 業による「若年性認知症の有病率・生活実態 把握と多元的データ共有システムの開発」(令 和2(2020)年3月))
- ○認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医 ○認知症サポート医の養成は、地域バランス の相談役や、医療機関と地域包括支援セ ンター等との連携の推進役となる認知症サ ポート医を養成しています。(長寿社会課・ 令和4(2022)年度末実績·図表7-1-5-21)
- ○かかりつけ医による早期診断・早期対応を ○かかりつけ医による早期診断・早期対応と

- 持って暮らすことができるよう、「共生社会 の実現を推進するための認知症基本法 (令 和 5 年 法 律 第 6 5 号) | の基 本 理 念に 基づき、良質かつ適切な保健医療サービ ス及び福祉サービスが切れ目なく提供さ れる体制の構築等を図る必要があります。
- ○認知症は早期診断・早期対応により、未治 療の場合と比べ、長い期間症状の軽い状 態で地域生活を維持することができます。
- ○認知症の大部分を占めるアルツハイマー病や | ○認知症の発症予防のためには、健康なラ イフスタイル(運動・栄養)を推進する必要 があります。
 - 早期診断・早期対応へとつなげる必要が あります。
 - 年性認知症の特性に配慮した支援を行う 必要があります。
 - も考慮する必要があります。

推進するため、かかりつけ医に対する研修を 実施しています。(長寿社会課・令和4 (2022)年度末実績・図表7-1-5-21)

- ○歯科医師による口腔機能の管理や薬剤師 による服薬指導等を通じた早期発見を推 進するため、歯科医師及び薬剤師に対す る研修を実施しています。(長寿社会課・ 令和4(2022)年度末実績·図表7-1-5-21)
- ターに指定し、周辺症状や身体合併症を 伴う認知症の人の受入体制を整備するとと もに、認知症の鑑別診断や、認知症に関│○保健医療・介護・福祉関係者と認知症疾 する研修会等を実施しています。
- 〇一 般病 院において認 知 症 の人 が適 切 な医 | 〇 認 知 症 の人 が身 体 合 併 症 を併 発したと 療を受けることができるよう、病院に勤務す る医療従事者や看護職員向けの研修を実 施しています。(長寿社会課・令和4(2022) 年度末実績·図表7-1-5-21)
- り、適切なケアが行われるよう、国の研修体 系に沿って介護従事者への研修を実施し ています。(長寿社会課・令和4(2022)年 度末実績・図表7-1-5-21)
- ○医療・介護等の連携を推進するため、認知│○認知症の発症初期から終末期に至るまで、 症地域連携パスや認知症ケアパスの作成、 運用体制の構築に係る経費への補助を行 っています。
- 家族を温かく見守る認知症サポーターの養 成に取り組んでおり、これまで累計 224,978 人が養成講座を受講しています。(長寿社会 課·令和4(2022)年度末実績)

- 日常の健康管理が重要であることから、さ らなる受講者の増加を図る必要があります。
- ○かかりつけ医等と認知症に関する専門的 知識を有する医師との連携を促進する必 要があります。
- ○歯科医師、薬剤師が、認知症の疑いのあ る人に早期に気づき、かかりつけ医等と連 携して対応 できるよう体制を整備する必要 があります。
- 県 内 9 医 療 機 関 を認 知 症 疾 患 医 療 セン | 他 の認 知 症 疾 患 医 療 センター や医 療 機 関等と連携しながら、地域の拠点としての 機能を確保する必要があります。
 - 患 医 療 センターの連 携 体 制 を構 築 する必 要があります。
 - き、外来診療や入院治療に対応可能な 医療機関を確保する必要があります。
- ○認 知症 介護に携わる人 材の資質 向上を図 |○良質 なケアを担う介護 人材を質・量ともに 確保する必要があります。
 - 容態に応じた適切な医療・介護・福祉サ ービスが切れ目なく提供される体制を構 築する必要があります。
 - ○認知症の人が安心して在宅で生活できる よう、在宅療養を支える看護・介護従事 者は認知症ケアの知識・技術を修得する 必要があります。
- ○認 知 症 を正しく理 解し、認 知 症 の人 とその | ○認 知 症 の人 が 尊 厳 を保 持しつつ、希 望 を 持って暮らすことができるよう、認知症に関 する正しい知識・理解について、引き続き、 県民への普及啓発を行う必要があります。

- ○認 知 症 サポーター養 成 講 座 の講 師 役 を担 |○認 知 症 サポーターの量 的 な拡 大 に加 え、 うキャラバン・メイトの養成研修を実施してお り、累計3,249人が受講しています。(長寿 社会課·令和4(2022)年度末実績)
- ○「認知症コールセンター」を運営し、認知症 |○認知症の人を身近で支える家族への支援 の人とその家族からの相談に応じています。
- ○認知症の人とその家族の交流事業を実施 しています。
- ○認 知 症 の疑 いのある人 等 への訪 問 支 援 を │○認 知 症 初 期 集 中 支 援 チームと認 知 症 地 行う認知症初期集中支援チームが25市 町に、医療・介護等の連携を推進する認 知症地域支援推進員が26市町村に配置 されています。(長寿社会課・令和4(2022) 年度末実績)
- 認知症の人とその家族の支援ニーズとサ ポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み (チームオレンジ)を整備する必要があります。
- を継続する必要があります。
 - 域支援推進員による地域の実情に応じた 効果的な活動を推進する必要がありま す。

図表 7-1-5-21 認知症ケアに携わる人材育成について

研修名	修了者数	概要	
認知症サポート医養成研修	277人	かかりつけ医の相談役や、医療と介護の連 携の推進役となる人材を養成するもの	
かかりつけ医認知症対応力向上研 修	1,941人	かかりつけ医が、適切な認知症診療の知識・技術等を学ぶもの	
歯科医師認知症対応力向上研修	913人	歯科医師が、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識等を学ぶもの	
薬剤師認知症対応力向上研修	2,063人	薬剤師が、認知症の人や家族を支えるため に必要な基本知識等を学ぶもの	
病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修	2,234人	一般病院の医師や看護師等が、認知症の 症状の特徴や適切な対応方法等を学ぶも の	
看護職員認知症対応力向上研修	558人	看護職員が、認知症ケアの基本知識や認知症の特徴に対する実践的な対応力等を 学ぶもの	
認知症介護実践研修(実践者研修)	10,355人	介護保険施設·事業所等の従事者が、認 知症介護の理念、知識及び技術を学ぶもの	
認知症介護実践研修 (実践リーダー研修)	1,352人	実践者研修修了者が、ケアチームのリーダーとなるための知識及び技術を学ぶもの	
認知症介護指導者養成研修	49人	認知症介護実践研修を企画・立案し、講義 を行うことのできる人材を養成するもの	

※修了者数は、令和 4 年度末時点

(資料:岡山県長寿社会課)

2 施策の方向

項目	施策の方向
発症予防	○ 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防等が、
早期診断	認 知 症 の発 症 を遅らせることができる可 能 性 が示 唆 されていることか
早期対応	ら、規則正しくバランスの取れた食生活や運動習慣の定着、適正体
	重の維持、禁煙の促進、多量飲酒の防止などを通じて、生活習慣
	病の発症予防、重度化予防に努めます。
	○県民への普及啓発により、自身や身近な人の認知症に早期に気付
	いて速やかに適切な機関に相談できる意識の醸成を図ります。
	○かかりつけ医が、認知症の疑いがある人を必要に応じて専門医療機
	関につなぐとともに、診断後の日常の健康管理を適切に行えるよう研
	修を実施します。
	○若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口となる
	市町村や地域包括支援センターの職員等への研修を実施します。
医療·介護連携体	〇認 知 症 疾 患 医 療 センターを中 核 として、各 二 次 保 健 医 療 圏 ごとに
制の整備	適切な鑑別診断や、周辺症状と身体合併症への急性期対応がで
	きる体制を整備します。
	〇各二次保健医療圏において、認知症疾患医療センターが中心とな
	り、保健医療・介護・福祉関係者に対する研修や連携協議会等を
	開催し、地域の関係者の資質向上と連携強化を図ります。
	○地域の実情に応じた認知症地域医療体制が構築されるよう、医師│
	会や市町村と連携して、認知症サポート医の養成を進めます。
	〇かかりつけ医が、認知症の初期症状や発症後の対応から家族支援
	の方 法まで幅 広く学 び、認 知 症 への対 応 力 が向 上 するよう研 修 を実 施します。
	○身体合併症を伴う認知症の人が、入院した時に認知症が悪化する
	ことなく、適切な治療とケアを受けることができるよう、一般病院に勤
	務する医療従事者や看護職員に対する研修を実施します。
	○認知症の人が、本人主体の適切なケアを受けることができるよう、認
	知症介護従事者に対する研修を実施します。
	○認知症の人の在宅療養を支える看護・介護従事者、歯科医師、薬
	剤 師に対 する研 修を実 施します。
	○認知症地域連携パスの普及や事例検討会の開催等を通じて医療
	と介護の連携を推進します。
地域生活支援	○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、県民への普及啓発等
	により、認知症の人を地域で支えることができる意識の醸成を図ると
	ともに、チームオレンジを整備する市町村の取組を支援します。
	○「認知症コールセンター」の運営や、家族交流会の開催などにより、

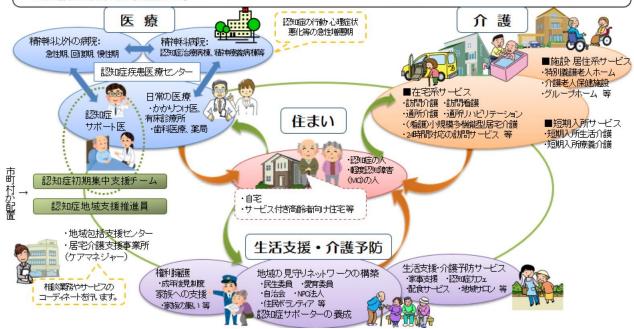
認知症の人やその家族を支援します。

- ○「おかやま若年性認知症支援センター」の運営及び若年性認知症 支援コーディネーターの配置、当事者及び家族の集いの開催などに より、若年性認知症の人とその家族等を支援します。
- 〇市町村に配置される認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が地域の実情に応じて効果的に機能するよう、先進事例の紹介や人材育成等を通じて市町村の取組を支援します。

図表 7-1-5-22 地域包括ケアシステムにおける認知症の人への支援

地域包括ケアシステムにおける認知症の人への支援

- ○認知症になっても、本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし 続けることができる社会の実現を目指す。
- ○認知症の人も含めた高齢者の地域での生活を支えるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- ○若年性認知症の人に対しては、若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援等、様々な分野にわたる支援を総合的に実施する。



(資料:岡山県長寿社会課)

3 数值目標

		令和11年度末目標
項 目	現 状	(2029)
自殺死亡率(人口10万対)	15. 9	13.0以下
	R4年(2022)	R7年(2025)
入院後3か月時点の退院率	67%	68.9%
	R元年度(2019)	R8年度(2026)
入院後6か月時点の退院率	82%	84.5%
	R元年度(2019)	R8年度(2026)
入院後12か月時点の退院率	89%	91.0%
	R元年度(2019)	R8年度(2026)
退院後1年以内の地域生活における平均生活日	320日	325.3日
数	R元年度(2019)	R8年度(2026)
精神病床における慢性期(1年以上)入院患者	<65歳以上>	<65歳以上>
数	1,441人	1, 418人以下
	<65歳未満>	<65歳未満>
	651人	607人以下
	R4年度(2022)	R8年度(2026)
ピアサポーター登録数	38人	80人
	R5. 3末(2023)	
	277人	365人
認知症サポート医養成研修修了者数(累計)	R5. 3末	R9. 3末
	(2023)	(2027)
 かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	1,941人	2,200人以上
(累計)	R5. 3末	R9. 3末
(米百)	(2023)	(2027)
 歯科医師認知症対応力向上研修修了者数	913人	1,360人以上
	R5. 3末	R9. 3末
(米司)	(2023)	(2027)
 薬剤師認知症対応力向上研修修了者数	2,063人	3,030人以上
(累計) (累計)	R5. 3末	R9. 3末
(木 口 /	(2023)	(2027)
 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力	2,234人	2,900人以上
柄 阮 勤 榜 の 区 療 促 争 有 向 U	R5. 3末	R9. 3末
INJ 工 WI IV	(2023)	(2027)
 看護職員認知症対応力向上研修修了者数	558人	730人以上
1	R5. 3末	R9. 3末
(TR /	(2023)	(2027)

認知症疾患医療センター数	9か所 R5. 4. 1 (2023)	二次保健医療圏 ごとに1か所以上 R9.3末 (2027)
	224,978人	280,000人
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	R5. 3末	R9. 3末
	(2023)	(2027)

(参考)精神疾患の医療に係る医療機関等 (令和6(2024)年4月1日現在)

医療機関名等	備考
措置入院患者を受け入れることができる病院	, iii
岡山県精神科医療センター	
河田病院	
万成病院	
人 林精神医学研究所附属林道倫精神科神経科病院	
山陽病院	
倉 敷 仁 風 ホスピタル	
ももの里病院	
さきがけホスピタル	
積善病院	
希望ヶ丘ホスピタル	
応急入院指定病院	
岡山県精神科医療センター	
慈圭病院	
林精神医学研究所附属林道倫精神科神経科病院	
希望ヶ丘ホスピタル	
精神科救急情報センターを運営している病院	
岡山県精神科医療センター(公募による選定)	
認知症疾患医療センター	
岡山大学病院	
慈圭病院	
川崎医科大学附属病院	
倉敷平成病院	
きのこエスポアール病院	
さきがけホスピタル	
向陽台病院	
積 善 病 院	
岡山赤十字病院	岡山市

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	2	医療法で定める6事業及び在宅医療

1 救急医療

1 現状と課題

(1)病院前救護活動

① 県民への救命処置の普及

現状	課題
OAED(自動体外式除細動器)の使用方法や	〇AEDの使用方法や救急蘇生法について、広
救急蘇生法に関する講習会については、各消	く普及啓発する必要があります。
防本部や日本赤十字社岡山県支部等が開	
催していますが、令和3(2021)年中の本県に	
おける県民の講習受講者数は、人口1万人当	
たり26.8人と全国平均の37.1人を下回ってい	
ます。	
○令和3(2021)年における一般県民による除細	
動実施件数は、人口10万人当たり0.6件であ	
り、全国平均(1.4件)を下回っています。	
○平成24(2012)年から令和3(2021)年の	
10か年の集計では、本県における「心臓が	
原因で心肺機能が停止した時点が一般市	
民により目撃された人」の1か月後生存率	
は13.1%、1か月後社会復帰率は8.7%と	
いずれも全国 平均(それぞれ12.7%、8.2	
%)を上回っています。	

現状

- ○令和3(2021)年中の傷病者の搬送人員数|○適切な救急搬送体制を維持するため、県内 は、人口10万人当たり4,280人と全国平均 (4.336人)を下回っています。
 - 傷病者の搬送人員数を平成28(2016)年と ルス感染症による外出自粛の影響が、一般傷 病等の減少につながったと考えられます。(図 表7-2-1-1)
- ○令和3(2021)年中の救急搬送に要する時間 (覚知から医療機関への収容まで)は、39.6分 と全国平均を下回っていますが、平成28 (2016)年と比べると1.9分延びており、新型コ ロナウイルス感染症の影響と考えられます。 (図表7-2-1-2)
- (12,770件)に係る受入困難事案の発生状況 は、現場滞在時間30分以上の場合が1.133 件(11.0%)と全国平均(7.7%)を大きく上回 り、医療機関への受入照会回数が4回以上の 場合が432件(4.2%)と全国平均(4.3%)を 下回っています。(図表7-2-1-3)

また、平成30(2018)年中の状況(それぞれ 2.5%、2.8%)と比較すると、現場滞在時間 30分以上の事案の発生割合は増加傾向にあ ります。(図表7-2-1-3)

- の475人が、令和4(2022)年には516人に増 加しています。(図表7-2-1-4)
 - また、救急隊のうち救急救命士が常時救急車 に同乗している割合は、95.1%と全国平均 (93.2%)を上回っています。
- ○令和3(2021)年に施行された改正救急救命 | ○救急救命士の活動範囲が拡大されたこと 士法により、救急救命士の活動範囲が「病院 前」から「救急外来まで」に拡大されました。

課題

- の各地域において、傷病者の搬送及び受入 れが円滑に行われているか、引き続き検証す る必要があります。
- 比べると1,691人減少しており、新型コロナウイ│○傷病者が適切な医療機関で治療を受けられ るよう、地元消防本部と医療機関等が十分 連携し、より円滑な搬送体制を確保するため の環境を整える必要があります。

○令和3(2021)年中の重症以上傷病者の搬送 |○現場滞在時間30分以上の事案の発生割合 が増加傾向にあることから、消防法に基づき 策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施 に関する基準」の効果を検討する必要があり ます。

- ○消防機関の救急救命士は平成30(2018)年|○さらなる高齢化の進展等に伴い救急患者の 搬送人員の増加が見込まれるため、救急救 命士の役割が増大していくなか、救急救命士 の確保とメディカルコントロール※体制のもとで の資質向上が求められています。
 - を受け、病院で勤務する救急救命士が行 う業務の質を担保する仕組の整備が求め られます。

※ メディカルコントロール

救急救命士を含む救急隊員が救急現場で行う応急措置等の質を医学的観点から保障する ことです。

図表 7-2-1-1 救急自動車による事故種別救急搬送人員の状況



(資料:岡山県消防保安課「岡山県消防防災年報」)

図表 7-2-1-2 搬送の平均時間(覚知から医療機関への収容までの時間)

(単位:分)

-							
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
		(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
	岡山県	37. 7	37. 3	37. 2	37. 2	38. 3	39. 6
	全 国	39. 3	39. 3	39. 5	39. 5	40. 6	42. 8

(資料:消防庁「救急・救助の現況」)

図表 7-2-1-3 重症以上傷病者の搬送に係る医療機関への受入照会回数4回以上又は現場滞在時間 30 分以上の事案の占める割合 (単位:%)

4回以上							30分以上				
		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年		
		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)		
岡山	1県	2. 5	2. 9	3. 6	4. 2	2. 8	3. 4	3. 9	11.0		
全	玉	2. 4	2. 4	3. 0	4. 3	5. 1	5. 2	6. 1	7. 7		

(資料:消防庁「令和3(2021)年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」)

	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
救急救命士数	475	495	500	488	516
うち気管挿管認定	353	367	381	371	366
うちアドレナリン投 与 認 定	425	454	471	471	479
うちビデオ喉頭鏡認定	171	177	211	228	225
うちブドウ糖 投 与 認 定	404	419	437	447	460
うちCPA前静脈路確保認定	372	419	437	447	460

(資料:消防庁「救急・救助の現況」)

③ ドクターヘリ等の活用

○救 急 現 場 から治 療 を開 始し、短 時 間 で医 |○ドクターへリの運航に当たっては、消防本部等 療機関等に収容するために、川崎医科大 学附属病院が運航するドクターへりを活用 し、救命率の向上や後遺障害の軽減を図 っています。(図表7-2-1-5)

現状

- ○ドクターヘリは年間350~400件程度出動し ており、そのうち約5割が県北3保健医療圏 に出動するとともに、約2割は施設間搬送と なっています。搬送に時間を要する中山間 部等の救急医療体制の強化に大きく貢献 しています。(図表7-2-1-6)
- ○平成29(2017)年に中国5県、関西広域 | ○ドクターへリの重複要請等に備え、引き続き、 連合及び各ドクターへリの基地病院で、令 和5(2023)年3月に香川県及び各基地病 院で、それぞれドクターへリの相互利用等を 定めた広域連携に係る協定を締結し、救 急医療体制の充実を図っています。
- ○ドクターヘリと併せて消防防災へリ等も救急 患者の搬送に活用されており、岡山県消防 防災へリ「きび」は県内で年間10件程度、 救急活動のため出動しています。
- ○診療を行う医師を派遣するための緊急搬送が┃○ドクターカーの活用について、地域において検 可能なドクターカーが、一部の救命救急センター で導入され、搬送中から病院到着前まで早期 の診療開始につながっています。

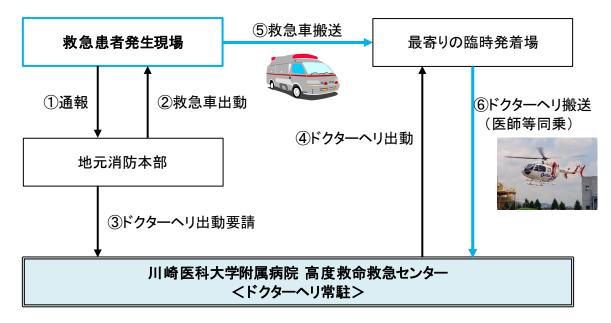
関係機関との連携により、安全運航確保に 努める必要があります。

課題

県境を越えた広域連携が求められています。

討することが求められています。

図表 7-2-1-5 ドクターヘリの救急患者発生現場への出動の例



(資料:岡山県医療推進課)

図表 7-2-1-6 ドクターヘリ運航件数

<i>F</i> . #	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
年 度	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
出動件数	376	362	340	414	396	378	353
うち現場出動	280	242	232	330	271	283	274
うち施設間搬送	96	120	108	84	68	61	48

(単位:件数)

(資料:学校法人川崎学園川崎医科大学附属病院「ドクターへリ運航実績報告書」)

- ※1 平成28(2016)年度から令和元(2019)年度の「うち現場出動」、「うち施設間搬送」の件数にはミッション中止(出動あり)の件数を含んでいます。
- ※2 岡山県ドクターへリの活動の詳細については、県のホームページに掲載しています。 HPアドレス: https://www.pref.okayama.jp/page/543885.html

④ 救急医療情報システムの整備

現状	課題
○県民に対して、休日夜間の救急医療情報	○医療機関と消防機関が情報を入力しやす
を提供するとともに、消防機関に対して、救	い環境を整え、積極的な情報入力を働き
急患者の搬送先の選定に必要な医療機	かける必要があります。
関の応需情報の提供を行い、さらに、消防	
機関の搬送情報を関係機関で共有する救	
急医療情報システムを運用しています。	

(2)救急医療体制

① 救急医療体制の整備

現状

- ○県内の救急医療体制は、患者の緊急度や重 | ○初期、二次の救急医療体制を県内5保健医 症度に応じて、軽症患者への外来診療を行う 初期救急医療体制、入院や手術等を必要と する救急患者に対応する二次救急医療体 制、重篤な救急患者に24時間体制で高度な 医療を提供する三次救急医療体制と計画的 かつ体系的に整備されています。(図表7-2-1 - 7
- ○「小児救急電話相談事業(#8000)」を実施し ており、令和3(2021)年度は約10.500件の 相談がありました。

課題

- 療圏ごとに、三次の救急医療体制を全県で 整備していますが、搬送人員の増加や救急 医療機関の減少が懸念されるなか、新興感 染症が発生・まん延した場合、コロナ禍同様 の機能低下が救急医療機関に生じるおそれ もあることから、より一層救急医療施設相互 の役割分担と連携の促進に努める必要があ ります。
- ○市町村や関係団体と連携して県民に対 し、適切な医療機関の受診や救急車の利 用を促すことが求められます。

② 初期救急医療体制

現状

- 課題
- ○軽 症 患 者 への外 来 診 療 を行う初 期 救 急 医 | 救 急 搬 送 の 人 員 のうち、軽 症 者 が占 める 療体制として、23の郡市地区医師会が休 日日中を中心に在宅当番医制を実施する とともに、岡山市、倉敷市及び新見市が休 日(準)夜間急患センターを運営しています (新見市の準夜間診療は休止中)。(図表 7 - 2 - 1 - 8
- ○救急搬送での軽症者のうち18歳未満、18 歳以上65歳未満、65歳以上の各年齢区分 の占める割合は、平成28(2016)年にそれ ぞれ13.3%、43.3%、43.3%でしたが、令 和3(2021)年には、11.6%、39.1%、49.3 %と65歳以上の高齢者の占める割合が拡 大しています。
- する診療所の割合は29.9%で全国平均 (13.5%)を大きく上回っています。

割合は4割を超えていることから、県民に 対して、救急車のより適切な利用を普及 啓発する必要があります。(図表7-2-1-9)

○一般診療所のうち、初期救急医療に参画 |○県北を中心に医師の高齢化等による診 療所の減少が見られ、初期救急医療の 体制維持が懸念されます。

〇軽症患者を受け入れる初期救急医療体制、入院の必要な患者等を受け入れる 二次救急医療体制、重篤な患者等を受け入れる三次救急医療体制で対応

住 民 (患者) 日常的な疾患 高所からの落下、自動車の正面衝突等の事故 脳卒中、急性心筋梗塞等の疾患 救急医療情報システム 「休日・夜間当番医を探す」メニュー その他市町村等の広報紙など 住民等 ・AEDの使用を含めた救急蘇生法の実施 軽 •搬送要請 受診 消防・救急 度 救急救命士の救命処置等 〇 初期救急医療 主に、自ら来院する軽度の救急患者への 夜間及び休日における外来診療を行う。 <郡市地区医師会の協力を得て、市町村が実施> 救急医療情報システム ・休日・夜間急患センター 3力所 •休日歯科診療所 3力所 診療応需情報の入力(救急病院等) ・在宅当番医制に参加する病院・診療所 閲覧(消防機関) 23郡市地区医師会で運営 00 搬送 搬送 (連携) 搬送 〇 二次救急医療 救急車により直接搬送されてくる、又は初期救急医療機関から 転送されてくる救急患者への初期診療と応急処置を行い、必要 に応じて入院治療を行う。 •病院群輪番制病院 27病院 ·協力病院当番制病院 44病院 ・その他救急告示病院等 23病院、4診療所 ドクターヘリ・ 重 ドクターカーの活用 搬送 (連携)

重篤な救急患者に24時間体制で対応する救命救急センターとして、地域の救急患者を最終的

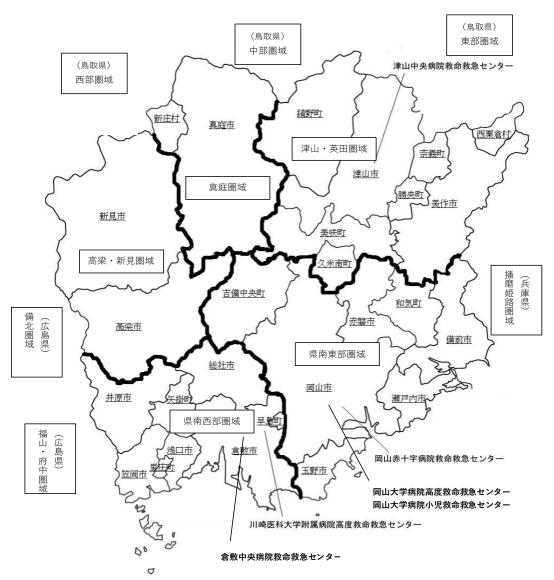
に受け入れる役割を果たす。
・ 救命救急センター(岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院)
・ 高度救命救急センター(岡山大学病院、川崎医科大学附属病院)
・ 小児救命救急センター(岡山大学病院)

(資料:岡山県医療推進課)

〇 三次救急医療

度

(令和6(2024)年4月1日現在)



													(飛	設数	、郡市	地区医的	帅会致)
		県	南東部	圏域	県	南西部	圏域	高	梨·新見	圏域		真庭圏	域	津L	山·英田	圏域	計
			休日	夜間		休日	夜間		休日	夜間		休日	夜間		休日	夜間	ĒΙ
休日	1夜間急患センター	1	0	Δ	1	0	Δ	1	0	-	_	_	-	-	_	-	3
休日	·····································	1	0	-	1	0	l –	_	_	_	_	_	_	1	0	_	3
在宅	3 当番医(郡市地区医師会)	10	0	<u> </u>	9	0	△ 児島・玉島	2	0	_	1	0	_	5	0	△	23
救急	告示医療機関	37	0	0	35	0	0	5	0	0	5	0	0	7	0	0	89
=	病院群輪番制病院	6	0	0	2	0	0	7	0	_	5	0	_	7	0	_	27
次救	協力病院当番制病院	26	0	<u> </u>	18	0	<u> </u>	_	_	-	_	_	-	-	_	-	44
急	その他救急告示病院等	10	0	0	15	0	0	_	_	-	_	_	_	2	0	0	27
小児	 抱救急医療拠点病院	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	1	0	0	1
小児救急医療支援病院		2	0	0	1	0	0	_	_	_	_	_	_	1	0	0	4
救命	う救急センター(高度含む)	2	0	0	2	0	0	_	_	_	_	_	_	1	0	0	5
小児救命救急センター			0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	1

⁽注)「△」については、準夜間(深夜を除く時間帯)の対応を表します。

複数の圏域で在宅当番医を実施する郡市地区医師会があるため、医師会数の計は一致しません。

(資料:岡山県医療推進課)

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
合 計		88,339	86,791	77,465	80,284
	死 亡	1,868	1,811	1,723	1,863
	重症	11,061	11,100	10,542	10,907
	中等症	34,071	34,405	32,105	33,335
	軽 症	41,322	39,464	33,084	34,166
	その他	17	11	11	13
軽症の占め	る割合	46.8%	45.5%	42.7%	42.6%

(資料:消防庁「救急・救助の現況」)

(注)傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、骨折等で入院の必要はない が、通院による治療が必要な者は軽症として分類されています。

③ 二次救急医療体制

見 現状 現状	
○入院や手術等を必要とする救急患者に対応	0
する二次救急医療体制として、県内5つの二	
次保健医療圏で27病院による病院群輪番制	
度※1が実施されるとともに、病院群輪番制度	
を補完するため、県南の2保健医療圏で44病	
院による協力病院当番制度※2が実施されて	
います。	

- 年厚生省令第8号)に基づき、救急隊によって 搬送される患者を受け入れる医療機関を確保 するため、89の病院等を救急告示施設として 認定しています。(図表7-2-1-8)
-)傷病者の搬送人員数が増加し、二次救急医 療等を担う医療機関の負担が大きくなってい ます。(図表7-2-1-1)

課題

○「救急病院等を定める省令」(昭和39(1964) ○医師の時間外労働の上限規制の開始を受 け、大病院からの派遣医師数が減少するお それがあり、二次救急体制の維持が困難とな る懸念があります。

※1 病院群輪番制度

重症救急患者の医療を確保するため、二次保健医療圏内の二次救急医療を担う病院が 相互に連携し、休日及び夜間を輪番で担当することにより、診療を行う制度です。

※2 協力病院当番制度

二次保健医療圏内の人口密度及び病院群輪番制病院までの距離等を考慮し、必要な 地域について病院群輪番制度を補完するため、協力病院による休日日中の当番制を実施 し、圏域における二次救急医療体制の充実を図るための制度です。

④ 三次救急医療体制

現状

療を提供する三次救急医療体制として、5施 設(川崎医科大学附属病院、岡山赤十字病 中央病院)を救命救急センターに指定していま す。

また、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の 特殊疾病患者を受け入れる高度救命救急セ│○医師の時間外労働の上限規制の開始を受 ンターとして、川崎医科大学附属病院及び岡 山大学病院を指定しています。(図表 7-2-1-8)

課題

- ○重篤な救急患者に 24 時間体制で高度な医 ○救命救急センターが重篤な患者を 24 時間 体制で円滑に受け入れられるよう、二次救急 医療機関との連携を図る必要があります。
 - 院、津山中央病院、岡山大学病院及び倉敷│○救急勤務医の確保や、急性期を脱した患者 の適切な転院搬送を促進することで、負担を 軽減し、重篤な救急患者の受入体制を維持 する必要があります。
 - け、三次救急医療体制の維持が困難となる 懸念があります。

⑤ 県境部における救急医療体制の整備

現状	課題
○平成29(2017)年から令和4(2022)年までの	
6か年平均の県外への救急患者搬送は1,281	
人であり、救急患者搬送全体の1.5%を占めて	
います。このうち、広島県への搬送の割合が8	
割近くとなっています。	
○県境部における救急医療体制について協議を	○県境部においては、県内の多くの軽症患者等
行うため、隣県、隣接市、関係郡市地区医師	が隣県医療機関を受診することで当該医療
会などともに県境を越えた医療広域連携会	機関の負担が大きくなること等が課題となっ
議を開催しています。	ており、この解決に取り組む必要があります。

(3)新興感染症の発生・まん延時の救急医療

現状	課題
○新型コロナウイルス感染症により、救急搬送	○新興感染症の発生・まん延に伴う搬送困難
困難事案が増加しました。今後、新興感染	事案に対応できる体制づくりに取り組む必要
症が発生・まん延した場合、救急隊及び救	があります。
急医療機関に大きな負担がかかると考えら	
れます。	

2 施策の方向

項目	施策の方向
県民への救命処置	〇市町村(消防本部を含む。)、日本赤十字社岡山県支部等と連携しなが
の普及	ら、県民を対象に、AED使用等の一次救命処置(BLS)の普及啓発を
	図ることにより、住民等の救命活動への参加を促進します。
消防機関による救急	○救急搬送体制連絡協議会(岡山県メディカルコントロール協議会)におい
搬送と救急救命士	て、関係者間で病院前救護活動の充実に係る課題等について協議し、
	迅速に搬送が行える体制の整備に努めます。
	○救急隊による傷病者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切
	な実施を図るため、消防法に基づき策定した「傷病者の搬送及び受入れ
	の実施に関する基準」について、必要に応じて岡山県メディカルコントロー
	ル協議会で運用状況及び効果を検討し、随時見直します。
	○救急医療機関、消防本部等と連携し、救急救命士の養成確保に努める
	とともに、各地域メディカルコントロール協議会等を通じて、救急救命士及
	び救急医療従事者の資質向上に努めます。
ドクターヘリ等の活用	○ドクターへリ運航調整委員会、ドクターへリ活動検証会等を通じて、ドクター
	へりと消防機関、救急医療機関等との連携を促進し、安全運航確保に
	努めるとともに、隣接県とのドクターへリの相互利用などによる県境を越え
	た広域的な連携等、効果的・効率的な事業実施に向けた調整を行いま
	す。
	○三次救急医療機関で運用するドクターカーの導入への支援を引き続き実
	施します。
救急医療情報システ	○救急医療情報システム運営委員会等を通じて、医療機関や消防機関か
ムの整備	らの意見を集約し、適宜、救急医療情報システムの改修や、運用方針の
	調整を行い、救急隊による傷病者搬送の円滑化を図ります。

項目	施策の方向
救急医療体制の整	○傷病者の症状に応じて、初期、二次、三次の救急医療機関が相互に連
備	携しながら救急患者を受け入れることができる体制の充実に向けて、救
	急医療機関ごとの役割分担と相互連携について、各保健医療圏で検討
	し、地域の実情を反映した救急医療体制の整備を図ります。
	○県民を対象に、適切な救急医療機関の利用等についての普及啓発を図
	ります。
	○#8000(小児救急電話相談)のさらなる活用に向け、応答率の把握や対
	応者研修等を通じ、相談者への応対の質の向上を図るとともに、市町村
	や関係団体等と連携して保護者に周知します。
	○救急医療のかかり方等について県民の理解をより深めることで、適切な救
	急医療機関の利用を促進します。
	また、医師の時間外労働の上限規制等を踏まえ、医療関係者等の意見
	を聞きながら、救急搬送に係る課題の解決に向けた検討を進めます。
	○医師の高齢化等により診療所の減少が進むなか、地域の実情に応じた
	初期救急医療体制の維持に向け、郡市地区医師会と連携しながら市町
	村が行う体制のあり方について、検討を行います。
	〇川崎医科大学の寄附講座「救急総合診療医学講座」の指導医が中山
	間地域等に赴き、救急総合診療を担う医師等を対象とした研修会の開
	催等により、救急総合診療の地域への普及を図ります。
	○医師の時間外労働の上限規制の開始を受け、病院で勤務する救急救
	命士が行う業務の質を担保する仕組みの整備を進めます。
	○二次・三次救急医療機関に勤務する医師の処遇改善、適切な転院搬
	送の促進、地域における連携体制の構築及び関係機関の情報共有等
	により、二次・三次救急医療機関の負担軽減に努めます。
	○県境地域において、患者の流出や流入など地域の実情に応じた円滑な
	患者搬送等について検討するとともに、県境を越えた医療広域連携会議
	を今後も開催し、課題を抽出して必要な対策を検討します。
新興感染症の発生・	○新興感染症の発生・まん延時においても、必要な救急医療が提供できる
まん延時の救急医療	よう、救急医療機関ごとの役割分担と相互連携や消防機関等との連携
	についてあらかじめ協議します。
	〇新興感染症の発生・まん延時に備え、「傷病者の搬送及び受入れの実
	施に関する基準」を適宜見直し、患者受入体制の整備を図ります。

*精神科救急医療は、本章第1節、5精神疾患の医療(3)精神科救急において、小児救急医療は、本章第2 節、5小児医療(小児救急医療を含む)において記述しています。

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	2	医療法で定める6事業及び在宅医療

2 災害時における医療

1 現状と課題

(1)災害時における医療の提供

現状 〇平成30(2018)年7月の西日本豪雨災害 においては、本県においても、倉敷市真備 地区を中心に甚大な被害が発生しました。

- 今後も地球温暖化の進行に伴う気候変動 を原因とする風水害の発生に加え、南海ト ラフ地震等の発生が懸念されています。
- ○医療救護活動を開始する必要がある場合は、岡山県地域防災計画等に基づき、災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、関係機関と連携して災害時医療救護体制を構築し、被災者の救護を行うこととしています。(図表7-2-2-1)
- 〇災害時に、迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、日本赤十字社岡山県支部、岡山県医師会、岡山県看護協会及び災害拠点病院と連携し、災害派遣医療チーム(DMAT)、医療救護班や災害支援ナースを派遣する体制を整備しています。
- ○災害時には、広域災害·救急医療情報システム※により、医療機関の被災状況、患者受入状況、支援要否等の情報を関係機関で共有する体制を整備しています。
- ○中国·四国9県、兵庫県との間で、災害時の医療救護活動について相互応援協定を締結しています。
- 〇災 害時でも人工透析、難病患者等に対して、継続的な医療を提供できるよう、岡山

○大規模災害の発生を想定した災害時の医療 提供体制の整備が必要です。

課題

○災害時には、関係機関が連携しながら、被災者の医療救護活動に取り組む必要があるため、平時から、災害を想定した訓練や研修等により、「顔の見える関係」づくりを行うとともに、災害時の対応能力を高めておく必要があります。

- ○災害時には、広域災害・救急医療情報シ ○災害時には、複数の通信手段を確保しておく ステム※により、医療機関の被災状況、患 必要があります。
 - ○大規模災害が発生した場合に、国や他の都 道府県と連携して広域医療搬送を実施する ための具体的な手順等を確認しておく必要が あります。
 - ○平時から、災害時を想定し、関係機関との連絡体制等を確認しておく必要があります。

県医師会透析医部会、市町村等と連携し た医療供給体制を確立しています。

- 県薬剤師会等関係団体の協力により、確 保·供給体制を確立しています。
- ○災害時の医療用血液については、災害拠 点病院、日本赤十字社岡山県支部、岡 山県赤十字血液センター等関係機関と確 保・供給体制を確立しています。
- PAT)の派遣要請をはじめ、広域災害·救 急医療情報システムにより、被災地の状況 等の情報を共有する体制を整備していま す。
- ○災害時の救急医薬品等については、岡山│○災害時に、必要な数量の救急医薬品や医療 用血液を迅速に確保できるよう関係機関との 連絡体制等を確認しておく必要があります。
- ○災害時には、災害派遣精神医療チーム(D O 災害発生に伴う被災者等への心のケア対策 を進める必要があります。

※ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS(イーミス))

県では、災害発生時に医療機関の被災状況、傷病者の受け入れ状況、支援の要否等の 情報を、消防機関、県医師会・地区医師会、災害拠点病院、救急医療機関等と共有するた めに、国が整備運用している「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」を活用しています。

当該システムの情報は、国や他の都道府県と共有できるため、県域をまたぐ連携にも利用で きます。

《災害拠点病院》 基幹: 1 病院 地域: 1 1 病院

〈目標〉

- 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

《DMAT派遣機能》

- ・被災地に対し、自己完結型の災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。
- ・被災者を受け入れる他の医療機関に被災者等が集中した場合等において、医療従事者の応援派遣を行う。

重症患者 搬送 応急資器材 の貸出し DMAT 派遣 県外の災害拠点病院等

重症患者搬送

広域搬送拠点 (岡山空港)

重症患者搬送 4

災害発生

《被災地域(県内)》 🚽

【被災地域内の医療機関】災害により負傷した傷病者の受入れと治療 (近隣同士の相互協力) 【救急医療機関】近隣医療機関からの転送を含む傷病者の受入れと治療 等

【救護所、避難所】応急治療、感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切に実施

医薬品・医療資器 材・ライフライン の確保・供給

医療救護班 派遣

その他保健医療 福祉に係る各種 支援

DMAT <mark>県調整本部</mark> (岡山県庁)

地域災害保健医療福祉調整本部 (県民局)

県災害保健医療福祉調整本部

(岡山県庁)

【県医師会 他リエゾン】

【災害医療コーディネーター】 【災害薬事コーディネーター】 【小児周産期リエゾン】

県災害対策本部

(2)災害拠点病院·災害拠点精神科病院

現状

- ○災害拠点病院※1として、県内 12 病院を指定 ○災害拠点病院を中心として、各病院の機能 しています。(県南東部保健医療圏では7病 院、県南西部保健医療圏では2病院)
- ○県内の災害拠点病院及び救命救急センター の耐震化率は 90.9%で全国平均(95.4%)を 下回っています。
- ○災害拠点精神科病院※2として、岡山県精神│○大規模災害に対応した心のケア体制の構 科医療センターを指定し、大規模災害発生時 における精神科医療の提供・調整、災害派遣 精神医療チーム(DPAT)に関する調整を行う 体制を構築しています。

課題

- や役割に応じ、災害時の医療提供を行うこと ができる体制の構築を進めることが求められ ます。
- ○耐震化が未了の施設では、災害発生時に被 災者等への医療を提供できないおそれがある ため、耐震化を進める必要があります。
- 築が重要です。

※1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、地域の災害医療の拠点となり、中心的な役割を担う医療機関とし て都道府県知事が指定するもので、主に次のような機能を有しています。

- ·災害時に多発する重篤救急患者(多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等)の救命 医療を行うための高度な診療機能
- ・傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ·災害派遣医療チーム(DMAT)等自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

また、災害拠点病院は、「地域災害拠点病院」と、その機能を強化し、災害医療に関し て都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」に区分されます。

※2 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院とは、災害時の心のケアに関する中心的な役割を担う医療機関 として都道府県知事が指定するもので、主に次のような機能を有しています。

- ・災害発生時における精神科医療の提供
- ・県内精神科医療施設の被災により入院患者の転院が必要となったときの転院調整
- ・被災した精神科医療施設への支援
- ·災害派遣精神医療チーム(DPAT)の受入·派遣調整
- ・災害時の対応に係る研修等の開催

図表 7-2-2-2 岡山県の災害拠点病院・災害拠点精神病院一覧表

(令和5(2023)年4月1日現在)

区分	医療機関名	所在市町村	備考
基幹災害拠点病院	岡山赤十字病院	岡山市北区 全 県	
地域災害拠点病院	岡山済生会総合病院	//	県南東部
"	岡山医療センター	//	//
"	岡山大学病院	//	//
"	岡山市立市民病院	" "	
"	川崎医科大学総合医療センター	崎医科大学総合医療センター """	
//	岡山西大寺病院		//
"	川崎医科大学附属病院		県南西部
"	倉敷中央病院	//	//
"	高梁中央病院	高梁市	高梁·新見
"	総合病院落合病院	真庭市	真 庭
"	津山中央病院	津山市	津山·英田
災害拠点精神科病院	岡山県精神科医療センター	岡山市北区	全 県

す。

(資料:岡山県医療推進課、健康推進課)

(3)災害派遣医療チーム(DMAT※1)・災害派遣精神医療チーム(DPAT※2)

○災害拠点病院において、国や県が実施する養 | ○おかやまDMAT隊員として、現在、291 人が 成研修等、専門的トレーニングを受けた災害 派遣医療チーム(DMAT)の確保を進めてい ます。

現状

- の出動に関する協定」を締結し、関係機関が 連携して組織的な活動を行う体制を整備して います。
- ○災害拠点精神科病院において、災害時の医│○大規模災害に対応した精神科医療及び精 療提供・調整、DPATに関する体制を整備し ています。
- ○災害のみならず、新興感染症にかかる患者が│○新興感染症の発生に対する、DMAT·DPA 増加し、医療提供体制の機能維持が困難な 場合は、DMAT·DPAT·災害支援ナース※3 が対応することが求められています。

災害拠点病院に勤務していますが、さらにD

課題

MAT隊員の養成確保に努める必要がありま

- す。 ○県と災害拠点病院との間で「おかやまDMAT |○DMATが関係機関と連携しながら災害発生 後の急性期において、迅速かつ適切な活動 ができる、そして急性期以降の医療につなぐ ことができる体制の整備を進める必要がありま
 - 神保健活動の支援を行える連携体制の構 築を進める必要があります。
 - T·災害支援ナースの体制の構築を進める必 要があります。

※1 災害派遣医療チーム(DMAT(ディーマット) Disaster Medical Assistance Team)

災害発生後の急性期(概ね 48 時間以内)及び新興感染症等のまん延時に活動できる機動性を持った、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療従事者で編成されるチームです。

岡山県では全ての災害拠点病院がDMATを保有しており、291名がおかやまDMAT隊員として登録されています(令和5(2023)年4月1日現在)。

DMATが災害の急性期から迅速に活動できるよう、県と災害拠点病院との間でDMATの 出動に関する協定を締結しています。

※2 災害派遣精神医療チーム(DPAT(ディーパット) Disaster Psychiatric Assistance Team)

大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神保健医療の提供と精神保健活動の支援のため、研修・訓練を受けたチームです。

※3 災害支援ナース

大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことです。国が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、登録される必要があります。

図表 7-2-2-3 岡山県のDMAT指定機関一覧表(令和5(2023)年4月1日現在)

区分	医療機関名	所在市町村	おかやま DMAT隊員数
基幹災害拠点病院	岡山赤十字病院	岡山市北区	37
地 域(県南東部)	岡山済生会総合病院	//	26
11	岡山医療センター	//	17
//	岡山大学病院	//	26
//	岡山市立市民病院	//	27
//	川崎医科大学総合医療センター	//	25
//	岡山西大寺病院	岡山市東区	5
地 域(県南西部)	川崎医科大学附属病院	倉敷市	30
//	倉敷中央病院	//	41
地 域(高梁·新見)	高梁中央病院	高梁市	10
地 域(真 庭)	総合病院落合病院	真庭市	22
地 域(津山·英田)	津山中央病院	津山市	25

(資料:岡山県医療推進課)

(4)SCU(Staging Care Unit:広域搬送拠点臨時医療施設)

現状 課題

- 災地外の航空搬送拠点や災害拠点病院等 に、航空搬送による医療搬送を行う必要があ れば、そのための拠点施設として、岡山空港に 医療資機材を備えたSCUを設置することとして います。
- ○県内で災害が発生した場合に、傷病者を、被│○SCUの設置·運営は、(独)国立病院機構岡 山医療センター、岡山大学病院、川崎医科 大学附属病院が中心となり行いますが、平時 の訓練により、それに慣れておく必要がありま す。また、これらの病院が被災した場合に備 えて、他の災害拠点病院でも設置・運営が可 能な体制を整備する必要があります。

(5)NBC災害・テロ対策

現状 課題

- ○放射性物質による災害等に対応できるよう、 原子力災害拠点病院及び原子力災害医療 協力機関、そして緊急被ばく医療活動マニュ アルを定める等、被ばく医療体制を整備してい ます。
- ○生物及び化学物質による災害等に対応できる よう、原因物質特定のため川崎医科大学附 属病院に化学中毒物質解析機器を整備する とともに、川崎医科大学附属病院、岡山赤十 字病院及び津山中央病院と連携することとし、 資機材等を整備しています。
- ○NBC(N: 核物質、B: 生物剤、C: 化学剤)に よる災害・テロには、特別な対応が求められる ことから、訓練等を通じ、医療従事者の対応 力向上を図る必要があります。

2 施策の方向

施策の方向 項目 災害時における医療 ○災害発生時には、様々な医療ニーズが急増することから、ニーズに の提供体制の構築 応じた迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、災害医療コー ディネーター※1による調整業務を円滑に遂行できる体制の確保に努 めるとともに、災害拠点病院と地域の医療機関等による傷病者等の 受入・搬送体制の構築を推進します。また、県医師会等と連携し、 日本医師会災害医療チーム(JMAT)※2や医療救護班など医療 従事者の確保を図ります。 ○災害が沈静化した後においても、被災地の医療提供体制が復旧す るまでの間、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管 理を中心とした医療が必要となるため、様々な保健医療活動チーム

(JMAT、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)※3、その他

- の災害医療に係る保健医療活動を行うチーム)について、DMAT、DPATとの連携体制の構築を図ります。
- ○令和4年の改正医療法により、新興感染症等まん延時でのDMAT の役割が追加されたことから、医療機関との間でDMAT派遣に係る 協定を締結するとともに、研修・訓練を実施します。
- ○令和4年の改正医療法により、災害支援ナースが「災害・感染症医療業務従事者」に位置付けられたことから、医療機関との間で災害支援ナース派遣に係る協定を締結するとともに、災害時・新興感染症発生時の看護ニーズに迅速に対応できるよう研修・訓練の支援等により、災害支援ナースの確保に努めます。
- ○DMAT·DPATが感染症の専門家とともに入院調整やクラスター発生機関の支援等を行う体制の整備を進めます。
- 〇医療機関の被災情報等を共有できるよう、広域災害·救急医療情報システム、防災行政無線、衛星携帯電話等を用いた各種訓練や研修等を実施します。
- ○訓練の実施により、SCUの設置·運営能力の向上に努めます。
- 〇医療機関と消防本部等との連携強化を図るため、災害現場における本部·救護所等の設営訓練やトリアージ※4、応急処置、傷病者の搬送訓練等を実施し、災害発生時の対応能力の強化に努めます。
- ○国が実施する大規模地震時医療活動訓練等に参加し、広域搬送 を実施するための具体的な手順を確認し、広域搬送体制の強化を 図ります。
- 〇災害時に人工透析、難病患者等へ必要な医療の提供が確実になされるよう、関係機関と連携し、患者情報の把握、受入体制の整備に努めます。
- 〇災害時に救急医薬品、医療用血液等の確保・供給が確実になされるよう、岡山県医薬品卸業協会、岡山県薬剤師会、岡山県赤十字血液センター等関係団体と連絡手順等の確認を行うとともに、災害薬事コーディネーター※5を育成し、体制強化に努めます。
- ○DPATの研修会を実施するなど、行政機関、県内医療機関との連携強化に努めます。
- 〇災害時に医療の支援が必要となる妊産婦・新生児等について、適切に対応できるよう、小児・周産期医療に特化した調整役である災害時小児周産期リエゾン※6の養成訓練を通じて、実動可能な体制を整えます。

災害拠点病院等の 整備

- ○災害時にも切れ目なく医療を提供できるよう災害拠点病院や災害時に 重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化や浸水対策等に係る施 設及び設備整備を促進します。
- ○各病院のBCPの策定を促進するとともに、地域全体での医療機能継続 に向けた支援について、訓練等を通じ、平時より体制整備を図ります。

DMATの整備	○被災者の救命率向上を図るため、DMAT隊員の養成・確保に努めるとと
	もに、DMAT隊員の技能維持·向上及び消防等関係機関との連携強化
	に取り組みます。
NBC災害・テロ対策	ONBC災害やテロに備え、災害拠点病院等と連携し災害等発生時におけ
	る連携体制や対応能力の強化を図ります。
災害時における心の	〇災害拠点精神科病院を中心にDPATの体制整備を図る中で、心的外
ケア	傷後ストレス障害(PTSD)などに対する被災者の心のケア対策が実施で
	きる体制づくりを進めます。

※1 災害医療コーディネーター

災害発生時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に実施できるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援等を行うため、知事が委嘱した医師等です。

- ※2 日本医師会災害医療チーム(JMAT(ジェイマット(Japan Medical Association Team))) 被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援 することを目的としています。JMATの活動内容は、主に災害急性期以降における、避難 所・救護所での医療や健康管理、被災地の病院・診療所の支援です。
- ※3 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT(ディヒート(Disaster Health Emergency Assistance Team)))

災害が発生した際に、保健医療福祉調整本部及び保健所が担う保健医療福祉行政 の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた派遣応援チームです。

※4 トリアージ

災害発生時など多数の傷病者が発生した場合に、効率的に搬送や治療を行うため、傷病の程度や処置の緊急度に応じて治療・搬送の優先順位を決定することです。

※5 災害薬事コーディネーター

災害発生時に、保健医療福祉調整本部において、医薬品の確保と供給、薬剤師の確保と適正配置をコーディネートするため、知事が委嘱した薬剤師等です。

※6 災害時小児周産期リエゾン

大規模災害の発生時に小児・妊産婦に関する情報を収集し、他機関での医療が必要な場合には、災害医療コーディネーターと連携して被災地内外の適切な医療機関への搬送をコーディネートする調整役です。

3 数值目標

項目	現状	令和11年度末目標 (2029)
	90.9%	
災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	R4年度	100%
	(2022)	
	291名	
DMAT隊員数	R5年度	570名
	(2023)	
DPAT先遣隊を有する医療機関	1 R4年度 (2022)	2

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	2	医療法で定める6事業及び在宅医療

3 へき地の医療

1 現状と課題

(1) へき地医療を支える医師の確保

現状 ○県内には、無医地区※1が9市町村21地区、無|○岡山市、倉敷市、津山市及び早島町を除く市

- 医地区に準じる地区※2が8市町村21地区あり ます。
- ○本県の人口10万人当たりの医療施設従事医師 数は、320.1人で全国平均の256.6人を上回っ ています。
- する医師を養成しており、卒業後は県が県職 員として採用し、研修を除く義務年限※3期間 中、へき地医療拠点病院等に配置しています。
- ○大学医学部に地域枠を設置し、卒業後は研修 を除く義務年限期間中、へき地を含む県北等 の医師不足地域で幅広い診療に対応できる医 師を養成しています。

- 町村で人口10万人当たりの医師数が全国平 均を下回り地域偏在が解消されていないこ とから、医師確保計画と連動し、地域の状況 に応じた医師の確保が必要です。

課題

○自治医科大学において、卒業後、へき地に勤務│○義務年限終了後の自治医師の県内定着率は 60.8%で、全国平均の68.8%を下回っている ことから、義務年限終了後の地域枠卒業医師 と併せ、地域に定着する取組が求められてい ます。(図表7-2-3-1)

※1 無医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域 内に50人以上が居住している地区であって、かつ、容易に医療機関を利用することができ ない地区。

※2 無医地区に準じる地区

無医地区の定義には該当しないものの、無医地区に準じた医療の確保が必要と認められ る地区。

※3 義務年限

自治医科大学等卒業後、知事の指定する医療機関で医師として勤務する期間。この期間 を終了すると、大学在学中に貸与された修学資金の返還が免除されます。

図表 7-2-3-1 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の勤務状況(令和5(2023)年度)

	区分	人	数	県内定着率	全国平均
義務年限	終了者		74人		
県内	勤務		45人	60.8%	68.8%
	へき地医療機関勤務		17人		

(資料:岡山県医療推進課)

(2) へき地における診療体制の確保

○へき地医療拠点病院を県内9か所指定すると	○へき地診療所については
ともに、岡山済生会総合病院にへき地医療支援	効率的な運営が困難なた
機構を設置し、へき地医療に係る計画・立案、	る支援が必要です。
事業調整等を実施しています。	

(図表7-2-3-2)

○へき地医療拠点病院において、無医地区等へ|○へき地医療拠点病院からへき地診療所の半 の巡回診療(検診)や、へき地診療所への医師 派遣等を行っています。

現状

- ○離島住民の健康を守るため、社会福祉法人恩 賜財団済生会により、瀬戸内海巡回診療船「済 生丸」が運営されています。
- ○川崎医科大学附属病院により、ドクターへリ が運航されており、医師の少ない県北3保健 医療圏の患者の搬送が、県全体の約5割を占 めています。
- ○救急医療やへき地医療に貢献する病院を開設 する医療法人を「社会医療法人※」として認定 しています。

は、人口の減少等から ため、医師派遣に対す

課題

分程度へ医師を派遣しており、引き続き診療 所への派遣が必要です。また、医療アクセス に困難を生じている医師不足地域の状況に 応じて、必要な対応が求められています。

※ 社会医療法人

救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要とされている医療の提供を担う、一定の要件を満たした医療法人を社会医療法人として認定し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものです。

(3) へき地に勤務する医師の支援体制

現状	課題
○へき地医療支援機構により、へき地診療所へ	○へき地に勤務する医師が、最新の知識や技術
の代診医派遣の調整やへき地勤務医師等を対	を習得する機会を得られるなどキャリアア
象とした研修などを実施しています。	ップを支援する枠組みづくりが求められて
	います。

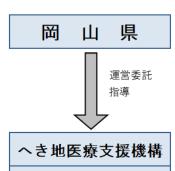
へき地医療支援体制

●へき地医療支援機構

/実施主体:県(運営主体病院に委託)

●主な事業

- ・へき地医療拠点病院に対する 巡回診療、医師派遣の要請
- 代診医派遣調整
- ・へき地勤務医師の確保及び相談
- ・へき地診療所及びへき地医療拠点 病院への医療技術支援の要請
- ・へき地勤務医師医療研究会の運営
- ・へき地医療拠点病院連絡協議会の 運営
- ・へき地医療拠点病院の活動評価
- ・その他へき地医療の在り方につい ての調査研究
- ・その他へき地医療の推進に関する
- ●へき地勤務経験のある担当医師を配 置
 - ・へき地医療支援のコーディネート



運営主体病院

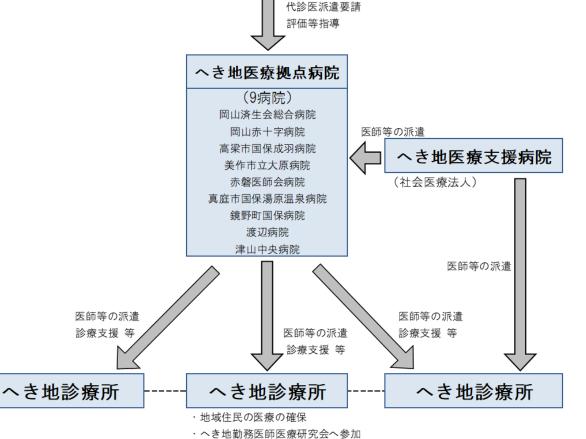
(岡山済生会総合病院)

・担当医師の配置

●へき地医療拠点病院

●主な事業

- ・巡回診療等によるへき地住民の 医療の確保
- ・医師、歯科医師のへき地診療所 への派遣
- ・遠隔医療等の各種診療支援事業
- ・へき地医療従事者の研修等
- ・代診医派遣(診療所の医師が病 気等で一時的に欠ける場合の代 診医師の派遣)



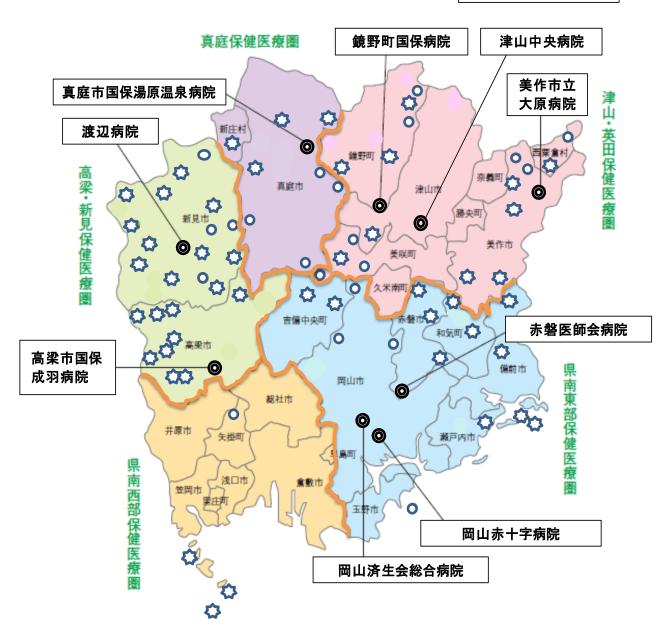
巡回診療

医師派遣要請

●その他のへき地医療支援

- ·瀬戸内海巡回診療船「済生丸」
- ・自治医科大学卒業医師のへき地定着促進
- ・へき地医療拠点病院、へき地診療所等に対する施設整備、設備整備、運営費などの各種補助金による支援等 (資料:岡山県医療推進課)

(令和6年3月1日現在)



		県南東部	県南西部	高梁·新見	真 庭	津山·英田	計
へき地医療拠点病院	0	3		2	1	3	9
へき地診療所	\Diamond	12	3	20	4	10	49
無医地区	0	4	1	4	6	6	21

1 無医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区

2 へき地診療所

医療機関のない地域で中心地から半径4kmの区域内に1,000人以上が居住し、容易に医療機関を利用できない地区の住民の医療を確保するため、市町村等が設置する診療所

3 へき地医療拠点病院

無医地区等を対象とする巡回診療、へき地診療所等への医師派遣等、へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院で知事が指定したもの

(資料:岡山県医療推進課)

2 施策の方向

項目	施策の方向
へき地医療を支える	○大学病院や臨床研修病院、へき地医療拠点病院等と連携しながら、医師
医師の確保	の少ない県北等における医療提供体制を確保します。
	○自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院に配置し、へき地診療所に
	派遣します。また、へき地診療所を運営する市町村等との連携を図りな
	がら、へき地勤務医師の確保・定着に努めます。
	○大学医学部の地域枠や寄附講座などにより、地域医療(へき地を含む)
	を担う医師の養成、確保に努めるとともに、大学や研修病院等と連携し、
	幅広い診療能力を有する医師の育成を図ります。
	○自治医科大学学生や自治医科大学卒業医師と地域枠の医学生、地域枠卒
	業医師等との交流を深めます。また、医師本人が描くキャリアと医師不
	足地域における勤務との両立を支援するとともに、働きやすい環境づく
	りに努め、義務年限終了後の医師の県内定着を推進します。
へき地における診療	○へき地医療拠点病院による巡回診療やへき地診療所への医師派遣を継
体制の維持	続します。また、オンライン診療は、地域における医療人材の効率的な
	活用に資することから、医療アクセスに困難を生じている医師不足地域
	の実情に応じて、オンライン診療を含む遠隔医療の活用の可能性を検討
	します。
	○へき地診療所等のオンライン診療を含む遠隔診療に必要な設備整備の
	支援などにより、診療機能の充実を図ります。
	○へき地医療支援機構において、地域医療支援センターとのより緊密な連 # + □ +
	携を図りながら、医師派遣調整やへき地勤務医師のキャリア形成支援な じょうな地医療対策の企画、調整等を行います。
	ど、へき地医療対策の企画・調整等を行います。 ○瀬戸内海に離身な方まる4月ト連携して、瀬戸内海巡回診療が「落たれ」
	○瀬戸内海に離島を有する4県と連携して、瀬戸内海巡回診療船「済生丸」
	ます。
	てドクターへリ等を積極的に活用します。
へき地に勤務する医	○へき地に勤務する医師が、学会や研修へ出席しやすくなるよう、代診医
師の支援体制の確保	の派遣を行います。
	○地域医療支援センターや大学医学部の寄附講座、へき地医療拠点病院等
	と連携しながら、へき地医療を担う医師のキャリア形成を支援します。

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標 (2029)
義務年限終了後も県内に定着している自治医科 大学卒業医師の割合	60.8% R 5 年度 (2023)	62.2%

|7 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 章名

2 医療法で定める6事業及び在宅医療 節名

4 周産期医療

1 現状と課題

(1) 周産期医療従事者の状況

○ 県内の産科・産婦人科医師は、令和2(2020)○今後のさらなる人口減少や少子化によって、 年は174人で、近年、減少傾向が続いていま す。(図表7-2-4-1) とが考えられます。 ○産科・婦人科医師の時間外労働時間は、他 | ○ 産科・婦人科医師等の勤務環境の改善

の診療科の医師と比べ高い水準にあることが 指摘されています。(平成29年(2017年)9月 21日「第2回 医師の働き方改革※1に関する 検討会|資料)

現状

- ○県内の助産師は、令和4(2022)年は560人、 小児科の医師は、令和2(2020)年は323人 で、近年やや増加しています。
- ○常勤換算※2した新生児担当医師数は、年 によってばらつきが見られます。(図表7-2-4 -3)

周産期医療※3従事者の確保が困難になるこ

課題

を図りつつ、周産期医療の提供に必要な 医療従事者を継続的に確保、育成してい く必要があります。

※1 医師の働き方改革

医師が健康に働き続けることのできる環境を整備し、患者・国民に対して提供される医療の 質・安全を確保するとともに、持続可能な医療提供体制を維持していくことを目的として、令和 6年(2024)年4月から医師に対する時間外労働の上限規制等が適用されることから、医療 機関には、勤務医の適切な労務管理やタスクシフト/シェアの推進などの取組が求められてい ます。

※2 常勤換算

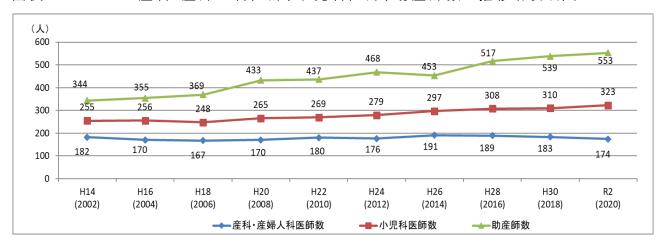
医療機関ごとに、以下の計算式で求めた人数を平均したもの

「非常勤医師の勤務時間の合計」÷「常勤医師1人当たりの通常の勤務時間」+常勤医師の人数

※3 周産期医療

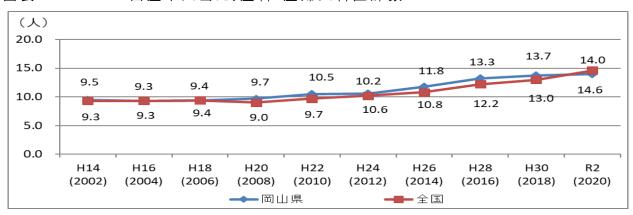
周産期とは妊娠後期から新生児早期まで(一般には、妊娠22週から出生後7日未満)の お産にまつわる時期のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出 生後の新生児管理を総合的に行う医療のことをいいます。

図表 7-2-4-1 産科・産婦人科医師、小児科医師、助産師数の推移(岡山県)



(資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」・・・・主たる診療科が産科又は産婦人科の医師数) (注)主たる診療科:複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

図表 7-2-4-2 出産千人当たり産科・産婦人科医師数



(資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、厚生労働省「人口動態統計」)

図表 7-2-4-3 新生児担当医師数(常勤換算)

(単位:人)

							, ,	
区	分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
周産期母子医乳	寮 センター	45.3	44.6	44.9	43.6	42.5	47.4	53.2
病院(上記	以外)	27.6	21.1	31.9	21.7	23.4	23.7	22.2
診療	所	10.2	7.4	12.2	12.4	15.5	17.7	19.9
/]\	計	37.8	28.5	44.1	34.1	38.9	41.4	42.1
合	計	83.1	73.1	89.0	77.7	81.4	88.8	95.3

(資料:岡山県医療推進課「周産期医療体制に係る調査」)

現状 課題

- ○分娩取扱施設は、令和5(2023)年1月1日|○今後、人口減少や少子化、開業医の高齢化 現在、周産期母子医療センター6施設、地域 の病院及び診療所28施設、助産所6施設の 合計40施設です。(図表7-2-4-4)
- して、2施設を総合周産期母子医療センター に指定し、4施設を地域周産期母子医療セン ターに認定しています。(図表7-2-4-5、図表 7-2-4-6
- ○令和4(2022)年に、周産期母子医療センター において、343件の母体搬送と210件の新生 児搬送を受け入れています。(医療推進課調 杳)
- ○県内の出生総数が減少傾向にある中で、低出 生体重児(2.500g未満)、極低出生体重児 (1.500g未満)の出生割合は横ばい傾向が続 いています。(図表7-2-4-9)
- ○精神疾患を含むハイリスク妊産婦については、 「気になる母子支援連絡票」により、産科医療 機関から市町村・保健所等へ情報提供されて います。県内の総合周産期母子医療センター では、センター専任の公認心理師、臨床心理 士を複数配置し、産前産後の妊産婦のメンタ ルヘルスケアに対応しています。
- ○周産期医療の専門家が県内の胎内死亡例、 新生児死亡例等を定期的に検証し、結果を 分娩取扱施設に情報提供することにより、周 産期医療の充実を図っており、本県の周産期 死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率は、長 期的に低位で推移しています。(図表7-2-4 -12、図表7-2-4-13、図表7-2-4-14)
- ○県内でも、オープンシステム※2 やセミオープン | ○医療資源が限られる中にあっても、 地域で必 システム※3を導入し、周産期母子医療セン ターと地域の分娩取扱施設が適切に機能分 担を図っている事例があります。
- は、周産期母子医療センターを中心として、各 分娩取扱機関が緊密に連携し、陽性妊産婦 のケアや出産に対応しました。

- 等に伴い、地域によって病院や診療所が従 来どおりの機能を維持できなくなる可能性が 考えられます。
- ○ハイリスクの妊娠・分娩に対応する医療機関と○ハイリスク分娩を取り扱う周産期母子医療セ ンター等に負担を集中させないよう、医療機 関等が適切に役割分担する仕組みづくりが 必要です。また、周産期母子医療センターに は、周産期医療を支える人材育成への貢献 が期待されています。
 - ○居住地にかかわらず、ハイリスクな母体・新生 児を円滑に高次医療機関等へ救急搬送で きる体制の整備が必要です。

- ○妊娠合併症に加え、うつ病等※1の精神疾患 を含めた産科合併症以外の疾患・合併症、 胎児·新生児異常(超低出生体重児、先天 異常児等)等のハイリスクな母体・新生児へ の対応が必要です。また、社会的ハイリスク 妊産婦に対しても、関係機関と連携した対応 が求められています。
- │○質の高い医療の提供による周産期死亡率等 の低減に加え、妊婦のメンタルヘルスケア 等、安心して出産できる環境づくりを進めてい く必要があります。
- 要な周産期医療をできる限り提供していくた めの体制づくりが求められています。
- ○新型コロナウイルス感染症への対応において│○新型コロナウイルス感染症対応での教訓を踏 まえ、新興感染症の発生・まん延時に産科 的緊急措置が必要な妊産婦等に対応するた めの体制づくりを進めておく必要があります。

- ○我が国において、深刻さを増す少子化の進行│○地域の医療、保健、福祉等の関係者が や人口減少等の諸課題に対応するための成 育基本法が令和元(2019)年 12 月に施行さ れました。
 - 連携し、母子に対する切れ目のない支援 を提供する体制の整備が必要です。

※1 妊産婦のうつ病

うつ病になると、自分自身や自分の置かれている状況を悪くとらえる傾向が強くなり、出産 後であれば、子育てに自信が持てなくなったり、赤ちゃんの世話ができなくなったりして、自分を 責める気持ちが起こり、睡眠も十分にとれず、食欲まで落ち、元気がなくなってしまう場合があ ります。うつ病を軽く考え、治療せず放置すると、重症化したり再発を繰り返したりすることから、 専門医による適切な治療を受けることが、ご本人とお子さんの双方にとってとても重要です。

※2 オープンシステム

地元で妊産婦の健康診断を担当した医師・助産師が、分娩時に連絡を受け、周産期母子 医療センター等の連携病院に出向き、出産に対応する仕組みのことです。

※3 セミオープンシステム

地元の産科診療所等が妊産婦の健康診断を行い、周産期母子医療センター等の連携病 院の医師・助産師が出産に対応する仕組みのことです。

図表 7-2-4-4 分娩を取り扱う病院・診療所・助産所

(令和 4(2022)年、 令和 5(2023)年 1 月 1 日現在)

		(17 4	H +(2022	/ + \ 13 111	0(2020)	+ 1 /) 1	口坑江厂
区 分		県南東部	県南西部	高梁・新見	真 庭	津山・英田	合計
周産期母子	施設数	3	2	-	-	1	6
医療 センター	産科医師数	38.1	27.9	-	_	5.2	71.2
	助産師数	101.1	62.6	-	_	11.4	175.1
	分娩数	965	1,039	-	_	208	2,212
病院	施設数	6	3	-	1	-	10
(上記以外)	産科医師数	23.5	21.3	_	2.5	-	47.2
	助産師数	58.3	74.5	-	6.7	-	139.5
	分娩数	1,499	2,458	-	160	_	4,117
診療所	施設数	9	5	1	_	3	18
	産科医師数	23.3	6.5	1.3	-	5.6	36.7
	助産師数	56.6	36.4	1.5	-	14.0	108.4
	分娩数	3,971	1,319	48	_	977	6,315
助産所	施設数	1	4	_	_	1	6
	助産師数	1.0	12.0		_	1.0	14.0
	分娩数	11	154	_	_	6	169

(資料:岡山県医療推進課「周産期医療体制に係る調査」)

(注)施設数、産科医師数、助産師数は令和 5(2023)年 1 月 1 日現在、分娩数は令和 4(2022)年の状況を記載しています。

図表 7-2-4-5 総合周産期母子医療センターの状況 (令和 5(2023)年 1 月 1 日現在)

(単位:床)

医療機関名	総病床数	産 科	MFICU**1	NICU*2	GCU*3	
区 烷 版 因 石	心沙沙	病床数	病床数	病床数	病床数	
(独)国立病院機構	609	46	6	18	32	
岡山医療センター	003	1	O	10	52	
(公財)大原記念倉敷中央医療機構	1,172	34	6	21	30	
倉敷中央病院	1,172	54	O	21	3	
合 計	1,781	80	12	39	62	

(資料:岡山県医療推進課「周産期医療体制に係る調査」)

図表 7-2-4-6 地域周産期母子医療センターの状況(令和 4(2022)年 1 月 1 日現在)

(単位:床)

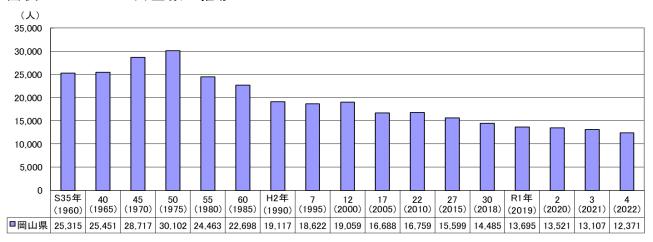
医療機関名	%岸	産 科	MFICU	NICU	GCU
区 惊 悦 闵 石	総病床数	病床数	病床数	病床数	病床数
岡山大学病院	853	42	0	6	0
岡山赤十字病院	500	20	2	3	7
川崎医科大学附属病院	1,182	48	0	12	0
津山中央病院	515	25	0	3	3
合 計	3,050	135	2	24	10

(資料:岡山県医療推進課「周産期医療体制に係る調査」)

(注)川崎医科大学附属病院の産科病床数は女性医療センターの病床

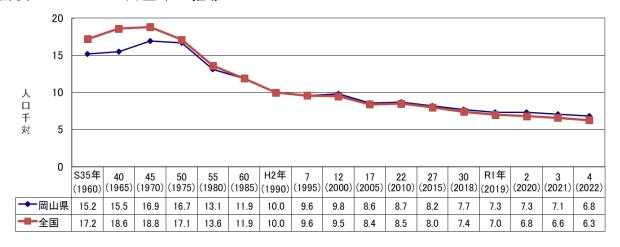
- ※1 MFICU(Maternal Fetal Intensive Care Unit): 母体・胎児集中治療室
 ハイリスク出産など、危険度の高い母体や胎児の対応をするための集中治療室です。
- ※2 NICU(Neonatal Intensive Care Unit):新生児集中治療室 低出生体重児や重篤な疾患がある新生児に対応するための集中治療室です。
- ※3 GCU(Growing Care Unit):回復期治療室 出生時・出生後に生じた問題が解決・改善した新生児の経過を観察する保育室です。

図表 7-2-4-7 出生数の推移



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

図表 7-2-4-8 出生率の推移



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

図表 7-2-4-9 低出生体重児が出生総数に占める割合 (単位:人)

区分	平成17年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和3年	令和 4 年	
	(2005)	(2010)	(2015)	(2020)	(2021)	(2022)	
出生数	16,688	16,759	15,599	13,521	13,107	12,371	
低出生体重児	1,493	1,472	1,429	1,177	1,191	1,107	
極低出生体重児	107	127	106	92	93	76	
低出生体重児の	8.9	8.8	9.2	8.7	9.1	8.9	
出生割合(%)	0.9	0.0	9.2	0.7	9.1	8.9	
極低出生体重児の	0.64	0.76	0.73	0.68	0.71	0.61	
出生割合(%)	0.04	0.70	0.73	0.00	0.71	0.61	

(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

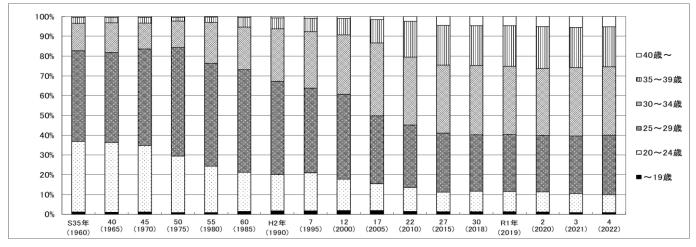
図表 7-2-4-10 分娩の状況 (令和 4(2022)年)

		1(2022)	•		
区分	施設数	分娩数	施設別 分娩割合	帝王切開数	帝王切開率
周産期母子医療センター	6	2,214	17.3	882	39.8
病院(上記以外)	10	4,120	32.2	747	18.1
診療所	18	6,310	49.2	748	11.9
助 産 所	6	169	1.3	0	0.0
合 計	40	12,813	100.0	2,377	18.6

(資料:岡山県医療推進課「周産期医療体制に係る調査」)

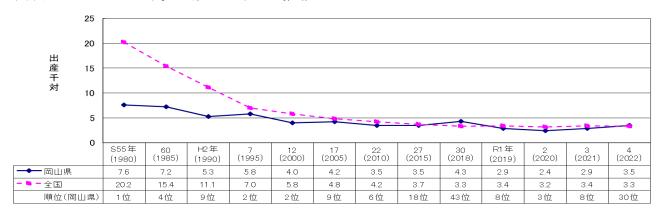
※分娩数には、県外住所の方を含むこと等により、人口動態統計の分娩数とは一致しない。

図表 7-2-4-11 母の出産年齢別出生数の構成比



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

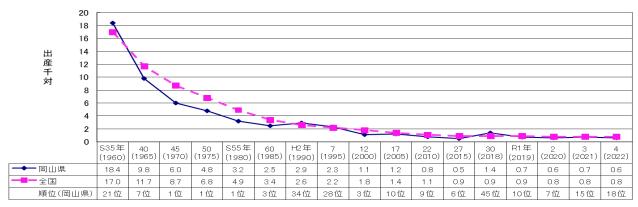
図表 7-2-4-12 周産期死亡率※の推移



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

- ※周産期死亡率(出産千対):妊娠満 22 週以降の死産+早期新生児(生後 7 日未満)死亡
- ※順位は数値が低いものから並べた場合のものである。

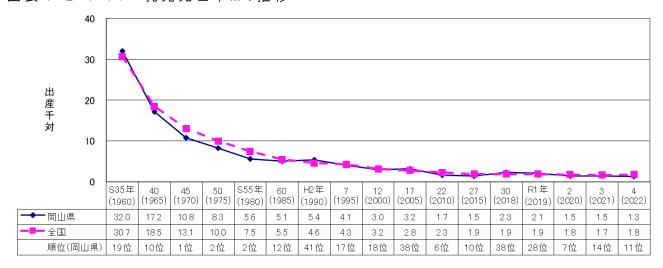
図表 7-2-4-13 新生児死亡率※の推移



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

- ※新生児死亡率(出生千対):生後 28 日未満の死亡
- ※順位は数値が低いものから並べた場合のものである。

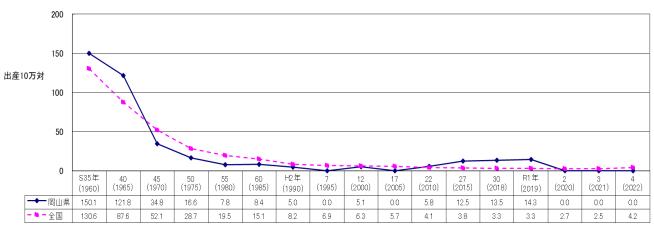
図表 7-2-4-14 乳児死亡率※の推移



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

- ※乳児死亡率(出生千対):生後1年未満の死亡
- ※順位は数値が低いものから並べた場合のものである。

図表 7-2-4-15 妊産婦死亡率の推移



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

2 施策の方向

項目	施策の方向
周産期医療従事者	○医療機関での産科・婦人科医師等の処遇改善や研修、医師の働き方
の確保	改革を進めるための取組に対する支援や、総合周産期母子医療セン
	ターの機能強化等に関係機関と連携して計画的に取り組むことにより、地
	域の周産期医療を担う人材の確保・育成に努めます。
周産期医療体制の	○医師の働き方改革に対応しつつ、オープンシステム・セミオープンシス
確保	テム、院内助産の活用や非分娩取扱施設の役割の明確化等、周産期
	医療機関が緊密に連携し、それぞれの人材や機能を最大限生かし、機
	能分担しながら、地域全体で周産期医療を支える持続的な周産期医療
	提供体制の構築を目指します。
	○連絡会議等の開催を通じ、ハイリスクな母体・新生児を安全かつ迅速
	に搬送するための、周産期医療機関及び消防機関の連携強化や
	情報共有の円滑化を図ります。
	○周産期母子医療センターを中心として、精神疾患を含めた合併症妊娠
	や胎児・新生児異常等の母体又は児のリスクが高い妊娠に対応する体
	制の充実を図ります。
	○周産期死亡例の検証や研修会の開催等を通じ、分娩取扱施設での質┃
	の高い医療の提供、周産期死亡率等の低減を図るとともに、妊産婦のメ
	ンタルヘルスケアへの対応や分娩時の家族の立会い、面会の方針等に
	関する事前の情報提供など、安心して出産できる環境づくりを進めます。
	○災害時や新興感染症の発生・まん延時においても、必要な周産期医療
	が提供できるよう、産科的緊急処置が必要な妊産婦の受入れ医療機関
	を含め、周産期医療機関相互の役割分担や消防機関等との情報共有
	の方法等についてあらかじめ協議しておくとともに、研修等を通じ、災害時
	小児周産期リエゾンを養成します。
	○岡山県周産期医療協議会を中心に、小児医療関係者に加え、市町村
	を含めた母子保健・福祉等の関係者と連携しながら、社会的ハイリスク妊
	産婦や産後ケア等、諸課題への対応策を検討し、母子に対する切れ目
	のない支援を提供する体制の整備に向け、協働して取り組みます。

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標
		(2029)
周産期死亡率(出産千対)	3. 5	低下
	(全国30位)	(全国1位)
	R4	
	(2022)	
出産千人当たりの産科・産婦人科医師数	14. 0人	
	R2	現状維持または増加
	(2020)	

周 産 期 医 療 体 制 図

高度な医療を要するハイリスクな母体・新生児

総合周産期母子医療センター

- ・MFICU、NICUを有し、ハイリスクな母 体・新生児に対する高度な医療を提供
- ・産科合併症以外の合併症(脳血管疾患、心疾患、精神疾患等)を有する母体に対応

連携・協力

地域周産期母子医療センター

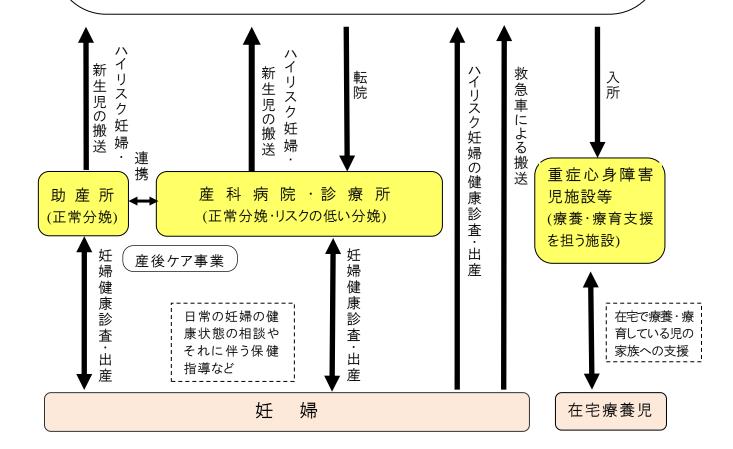
NICUを有し、比較的リスクの高い妊娠に対する医療を提供

- ・国立病院機構岡山医療センター
- ·倉敷中央病院
- [·岡山大学病院(R7.4.1~)]

·岡山赤十字病院

- ·川崎医科大学附属病院
- ·津山中央病院
- ·岡山大学病院(~R7.3.31)

(人材確保・育成の強化)



|7 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 章名

2 医療法で定める6事業及び在宅医療 節名

5 小児医療(小児救急医療を含む)

1 現状と課題

現状

- ○小児の入院対応が可能な救急医療機関、救┃○今後、人口減少や少子化、開業医の高齢化 命救急センターや総合周産期母子医療セン ター機能を有する医療機関、PICU(小児集中 治療室)など高度・専門機能を有する医療機 関等が相互に連携しながら、小児の救急患者 が適切に入院や治療などが受けられる体制を 確保しています。
- ○小児の二次救急医療を担う小児救急医療拠│○医師の時間外労働の上限規制にも対応した 点病院※1の運営を支援し、休日や夜間におけ る小児救急医療体制の確保を図っています。
- ○県内の年少人口1万人当たりの小児科医師 数は13.9人と全国平均(12.0人)を上回ってい るものの、高梁・新見、真庭、津山・英田保健 医療圏は全国平均以下となっており、地域格 差が見られます。また、小児科を標榜する医 療機関数も地域により状況が大きく異なりま す。(図表7-2-5-4)
- ○県内における満18歳未満のけがや病気による ○急な子どもの体調不良等による保護者の過 救急搬送患者(年間約5,000人)のうち、約75 %が軽症患者です。また、小児救急医療実態 調査※2によると、休日や夜間における小児救 急患者のうち入院の必要な患者は5.3%で、 軽症の場合でも二次・三次救急医療を担う医 療機関を受診している事例があります。(図表 7-2-5-1、図表7-2-5-2)
- ついて相談できる「小児救急電話相談事業 (#8000)」を実施しています。令和4(2022)年 度には約11.900件の相談がありました。発熱 や嘔吐、けがなどの相談が多く、その多くが看 護師等の助言で解決しています。(図表 7-2-5-3

課題

- 等に伴い、地域によって病院や診療所が従 来どおりの機能を維持できなくなる可能性が 考えられます。
- |○関係機関の緊密な連携と適切な機能分担を 図りながら、質の高い、持続的な医療提供体 制を構築していく必要があります。
- 休日夜間の小児救急医療提供体制の整備 が必要です。

度な不安を和らげ、適切な救急医療機関の 利用を促す必要があります。

- ○診療時間外に保護者が子どもの体調不良に|○#8000(小児救急電話相談)の電話のつな がりにくさの有無を確認するとともに、研修等 により相談者への対応の質の向上を図る必 要があります。
- ○令和2(2020)年2月に岡山県災害時小児周|○災害時等に即時に対応できるよう、計画的に

産期リエゾン設置要綱を制定し、災害時に対し 応できる体制構築を進めており、令和4(2022) 年度末までに24人を災害時小児周産期リエ ゾンに委嘱しています。

- ○新型コロナウイルス感染症への対応では、小児│○新興感染症の発生・まん延時においても、必 医療関係者による連絡会議を通じ、情報共有 や連携を図るとともに、一部の医療機関では電 話等による診療を実施しました。
- や人口減少等の諸課題に対応するための成 育基本法が令和元(2019)年12月に施行さ れました。
- ○令和4(2022)年4月に「岡山県医療的ケア児 支援センター」を設置し、医療的ケア児等に対 する相談支援や情報の集約点としての活動を 行っています。

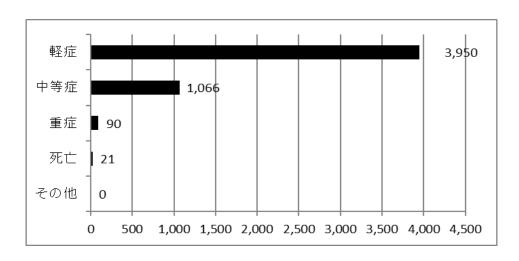
小児周産期リエゾンを養成する必要がありま す。

- 要な小児医療が確保できるよう、新型コロナ ウイルス感染症対応での教訓を踏まえ、医療 機関や消防機関等と連携し、必要な体制整 備を進めておく必要があります。
- ○我が国において、深刻さを増す少子化の進行 ○地域の医療、保健、福祉等の関係者が 連携し、母子に対する切れ目のない支援 を提供する体制を構築していく必要があり ます。

※1 小児救急医療拠点病院

休日夜間の診療体制を常時整え、原則として初期救急医療施設及び救急搬送機 関から転送された小児重症救急患者を受け入れています。

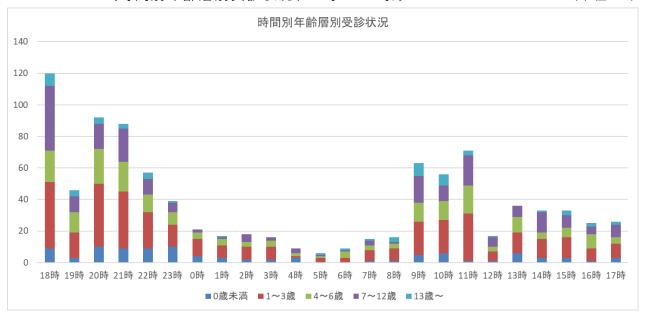
図表 7-2-5-1 満18歳未満の傷病程度別搬送人員の状況(令和 3(2021)年1月~12月)



(資料:岡山県消防保安課「令和 4(2022)年版岡山県消防防災年報」)

図表 7-2-5-2 県内の二次救急病院等における小児救急患者の受入状況 [時間別年齢層別受診状況(18 時~17 時)]

(単位:人)

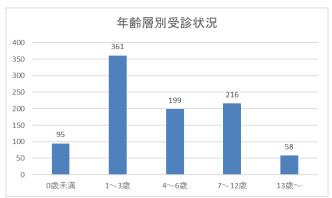


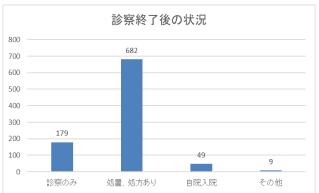
[年齢層別受診状況]

(単位:人)

[入院の要・不要の状況]

(単位:人)





(資料:岡山県医療推進課「令和3(2021)年度小児救急医療実態調査」)

※2 小児救急医療実態調査

1)調査対象医療機関

病院群輪番制病院(28)、協力病院当番制病院(44)、休日夜間急患センター(3)、その他救急告示病院(27)、岡山大学病院の計103医療機関

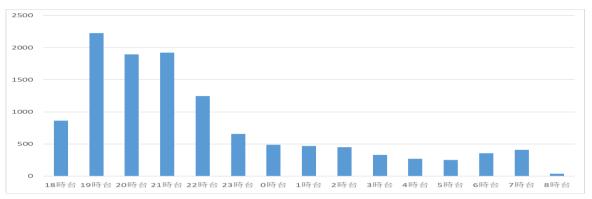
2)対象期間:患者

令和4(2022)年11月26日(土)~12月2日(金)(土日は全時間帯、平日は0時~8時、18時~24時)における小児科応需患者又は小児科応需が望ましい患者

図表 7-2-5-3 小児救急電話相談の状況(令和 4(2022)年度)

〔時間帯別相談状況〕

(単位:件)



[相談への対応状況]

(単位:件)



(資料:岡山県医療推進課)

図表 7-2-5-4 医療施設に従事する小児科医師の状況

(単位:人)

区分	県南東部	県南西部	高梁·新見	真庭	津山·英田	計
医師数	177	117	6	2	21	323
年少人口1万人 当たり医師数	15.7	13.2	11.6	4.0	10.0	13.9

(資料:厚生労働省「令和 2(2020)年医師·歯科医師·薬剤師調査」)

図表 7-2-5-5 県内の小児科を標榜する医療機関の状況

(単位:施設)

区分	県南東部	県南西部	高梁·新見	真庭	津山·英田	計
病院	22	19	2	1	5	49
診療所	185	123	13	9	33	363
計	207	142	15	10	38	412

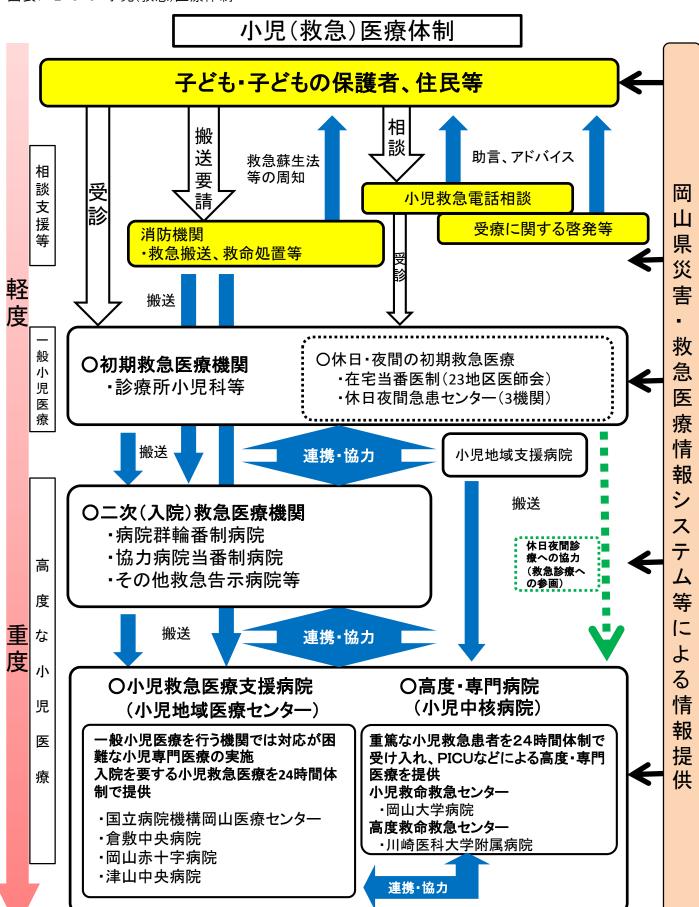
(資料:厚生労働省「令和 2(2020)年医療施設調査」)

2 施策の方向

項目	施策の方向		
小児(救急)医療体	○研修会等を通じた地域の内科医師等が小児の初期救急医療に対応で		
制の確保	きる体制整備や、診療所小児科医師の小児救急外来への参画促進、		
	小児医療関係機関の連携強化などにより、各二次保健医療圏において、		
	日常的な初期(救急)医療が提供され、高度な医療提供が必要なときに		
	は、高次の基幹病院と連携し、速やかに対応できる医療連携体制の維		
	持・確保に取り組みます。		
	○小児救急医療の提供において、特に重要な役割である休日や夜間の小		
	児救急医療を担う基幹病院に必要な医師等が確保されるよう、関係者		
	と連携して取り組みます。		
	○かかりつけ医を持つことの重要性に加え、救急医療のかかり方や急病時		
	の対処法など、緊急時に必要な情報が得られる信頼性の高い情報サイト		
	等を保護者等に十分に周知することにより、家庭での看護力を高め、適		
	切な救急医療の利用につなげます。		
	○#8000(小児救急電話相談)のさらなる活用に向け、応答率の把握や対		
	応者研修等を通じ、相談者への応対の質の向上を図るとともに、市町村		
	や関係団体等と連携して保護者に周知します。		
	○災害時や新興感染症の発生・まん延時において、医療需要が増加した		
	場合にも必要な小児医療が提供できるよう、救急医療を含め、医療機関		
	相互の役割分担や消防機関等との連携についてあらかじめ協議しておく		
	とともに、研修等を通じ、災害時小児周産期リエゾンを養成します。		
	○岡山県小児医療協議会を中心に、周産期医療関係者に加え、市町村		
	を含めた母子保健・福祉等の関係者と連携しながら、医療的ケア児へ		
	の対応を含め、小児医療を取り巻く諸課題への対応策を検討するなど、		
	母子に対する切れ目のない支援を提供する体制の整備に向け、協働し		
	て取り組みます。		

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標 (2029)
年少人口1万人当たりの小児科医師数	13. 9人 R2	現状維持または増加
	(2020)	



(資料:岡山県医療推進課)

病	1	40 . 10 4	高度な小児医療			
期	相談支援等	一般小児医療	入院が必要な医療	高度な入院医療	高度·専門医療	
機能	健康相談等の支援	日常的な小児医療 小児初期救急医療	入院小児医療	小児専門医療 小児救命救急医療	高度小児専門医療 小児高度救命救急医療	
目標	●子どもの急病時の対応支援 ●家庭の看護力の向上 ●かかりつけ医を持つこと及び適正な受療行動	●地域に必要な一般小児医療の実施 ●初期救急医療の実施	●一般の小児医療機関では 対応が困難な患者に対する 医療の実施	●地域の小児医療機関では 対応が困難な患者に対する 医療の実施	●地域の小児医療機関では 対応が困難な患者に対する 高度・専門医療の実施	
	●迅速な救命処置等の実施●地域の医療資源、福祉	●療養・療育が必要な小児に 対する支援	●入院を要する小児救急医療の実施	●入院を要する小児救急医療又は小児の救命救急医療の24時間体制での実施	●入院を要する小児救急医療又は小児の高度救命救急 医療の24時間体制での実施	
	サービス等についての情報 提供					
求められる要件	(家族等周囲にいる者) ・必要に応じた小児救急電話 相談の活用 ・不慮の事故の原因となるリスクの排除	〈一般小児医療〉 ・一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療	・一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者 や常時監視・治療の必要な患 者等に対する入院治療	・高度の診断・検査・治療や 勤務医の専門性に応じた専 門医療	・広範囲の臓器専門医療を含めた高度専門的な診断・検査・治療	
	・救急蘇生法等の適切な処置の実施	・軽症患者の入院治療	・地域の小児医療機関との連携		・24時間365日体制での入院 を要する小児救急医療又は 重篤な小児患者に対する高 度救命救急医療	
	(消防機関等) ・心肺蘇生法や不慮の事故 予防に関する必要な知識の	・療養・療育が必要な小児に 対する支援		・地域の医療機関との連携	・地域の医療機関との連携	
	家族等への啓発 ・救急医療情報システムを活 用した適切な医療機関への 速やかな搬送	・医療、介護及び福祉サービスの調整及び医療と保健・福祉・教育との連携促進		・高次機能病院との連携	・小児救急医療機能病院との 連携	
		・医療的ケア児、慢性疾患児 等の急変時に備えた、対応 可能な医療機関との連携		・地域の医療機関に対する小 児救急医療に関する助言	・地域の医療機関に対する小児救急医療に関する助言	
	(行政機関) ・小児教急電話相談の実施とその充実 ・保護者に対する小児の急病等への対応に必要な知識の啓発	〈初期小児救急医療〉 ・平日昼間における初期小児 救急医療の実施 ・夜間休日における初期小児 救急医療の実施 ・夜間休日における初期小児 救急医療				
		・緊急手術や入院等を要する場合に備えた、対応可能な医療機関との連携・開業医等による休日夜間急患センターや地域連携小児夜間・休日診療等への参画・必要に応じた高次医療機関				
		等の紹介	より専門的な医療を要するな。	 ビ対応が困難な患者に係る連携	į.	
連			* 库衣士顿士来上7.1.10.0.15	마 <u>+</u> +	· · ± · #	
携		療	養·療育支援を要する小児の退院支援や在宅生活支援に係る連携 ┃			
		, w	後害時や新興感染症発生・まん延時の小児医療の確保に係る連携 			
		〈平日昼間〉 ・小児科を標榜する医療機関 (小児かかりつけ医を含む。)	·二次(入院)救急医療実施 医療機関	·岡山赤十字病院 ·津山中央病院	【小児救命救急センター】 ・岡山大学病院	
医		•小児地域支援病院		・国立病院機構岡山医療セン ター		
療機関等		〈休日・夜間〉 ・在宅当番医制に参加してい る医療機関等	・病院群輪番制に参加してい る医療機関	•倉敷中央病院	【高度救命救急センター】 ・川崎医科大学附属病院	
		・終日の対応が可能な医療機関	・協力病院当番制に参加して いる医療機関			
	/	休日夜間急患センター				

(資料:岡山県医療推進課)

章名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
節名	2	医療法で定める6事業及び在宅医療

6 新興感染症発生・まん延時における医療

現状と課題

(1)新型コロナウイルス感染症への対応

○中国湖北省武漢市で令和元年12月以降、病│○新興感染症発生後速やかに、発熱症状のあ 原体不明の肺炎患者が発生し、後に新型コロ ナウイルスによるものであることが判明しました。 その後、新型コロナウイルス感染症は、全世界

現状

○県内では、令和2年3月22日に初めて感染者 が確認され、その後幾度も感染の波を起こしな がら、流行を繰り返しました。3年以上が経過し た令和5年5月8日に、重症化、死亡率の状況 などを考慮し、5類感染症に移行しました。

に拡大し、多大な影響をもたらしました。

- ○入院体制について、当初、第一種及び第二種│○病床確保の際は、重症者用の病床も確保す 感染症指定医療機関、新型インフルエンザ協 力医療機関へ働きかけ、病床確保を行いまし た。その後、他の医療機関へも働きかけ、順次 病床を増床し、最大で629床の病床を確保し ました。
- ○外来体制について、まずは二次医療圏ごとに1○外来対応を行う医療機関の体制を整備す か所ずつ帰国者・接触者外来を開設、その 後、診療体制が整った医療機関に順次拡大し ました。名称を新型コロナウイルス外来、診療・ 検査医療機関と変えながら、最大663医療機 関の体制を整備しました。
- ○患者が増加し、重症者等を優先する医療提供 | 平 時 から、宿 泊 施 設、自 宅、高 齢 者 施 設 体制へ移行する必要があったため、宿泊療養 施設を開設しました。また、基礎疾患などの重 いる高齢者施設等で療養することとなりました。 それに伴い、宿泊・自宅・施設療養者への健 康観察、生活支援等を行いました。

課題

- る患者の診療を行う医療機関や感染症患者 の入院病床を確保する医療機関を整備し、そ の後、感染状況を見ながら順次増やしていく 必要があります。
- ○医療人材の応援体制を整備しておく必要があ ります。
- るとともに、妊産婦、小児、透析患者、精神疾 患を有する患者など、特別な配慮が必要な 患者の受入医療機関を確保する必要があり ます。
- るとともに、検査体制を速やかに整備できる よう、平時から計画的に準備を行う必要が あります。
- や障害者施設での療養体制の整備が必 要です。
- 症化リスクがない軽症者等は自宅や入所して|〇体調悪化時に、適切な医療に繋げることが できる健康観察体制の整備、薬物療法を 適切に受けられる体制の整備が必要で す。

- 行う際などにおいて、施設所管課、保健所、岡 山県クラスター対策班(OCIT)※が連携を図り 、感染管理、トリアージ、健康観察等の支援を 行いました。
- ○マスク等の医療資材が不足したため、県から ○感染症対策物資等が不足しないよう、県 医療機関や福祉施設にマスクや手指消毒 用のエタノールを供給しました。
- ○高齢者施設等で患者が発生し、施設内療養を□○施設で療養する場合は、施設内で感染が まん延しない環境を構築する必要がありま す。
 - や医療機関において平時から備蓄を行う 必要があります。

※ 岡山県クラスター対策班(OCIT)

医療機関や福祉施設において、新型コロナウイルス感染症が集団発生した場合に、速や かに感染拡大防止対策を講じられるよう、感染症対策に係る専門家チームやクラスターの 発生要因等について分析を行う疫学チーム、現地でトリアージや無症状者・軽症者に対する 医療の提供等を行う現地医療提供チーム、必要に応じ精神面の支援等を行う精神科医 療チームを編成し、派遣する体制を整備しています。また、福祉施設や事業所などを対象と した研修を実施し、感染予防対策への助言等を行っています。

図表7-2-6-1

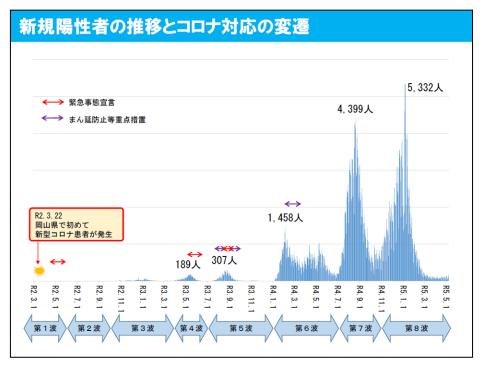
新型コロナウイルス感染症 感染の各波における感染状況、医療提供体制等

波	17.44a	G/Ar 1840	陽性者数	1日あたり最	かって かった米し	宿泊療養	死亡者数	クラス ター	発熱外来	確保	病床	重症	病床	宿泊療養
妆	始期	終期	勝性有数	大陽性者数	総入院者数	者数	死し有数	件数	光烈外米		病床数	最大 使用率	室数	
第1波	2020/1/30	2020/5/31	25人	2人	25人	0人	0人	0件	42	120床	_	13床	_	78室
第2波	2020/6/1	2020/9/30	132人	10人	126人	20人	1人	3件	398	250床	-	37床	1	207室
第3波	2020/10/1	2021/3/31	2,536人	111人	1,057人	647人	34人	51件	538	412床	47. 7%	43床	56. 8%	207室
第4波	2021/4/1	2021/6/30	4,897人	189人	1,180人	1,486人	91人	59件	539	492床	84. 5%	58床	69. 7%	404室
第5波	2021/7/1	2021/12/31	7,965人	307人	1,278人	2,169人	10人	77件	563	557床	51.0%	68床	32.4%	507室
第6波	2022/1/1	2022/6/30	88,979人	1,458人	2,620人	3,236人	116人	536件	601	557床	57. 2%	68床	26. 5%	629室
第7波	2022/7/1	2022/10/31	188,399人	4,399人	2,946人	1,815人	172人	621件	631	629床	65. 2%	67床	23. 5%	629室
第8波	2022/11/1	2023/5/7	201,280人	5,332人	6,996人	2,246人	433人	870件	663	624床	72. 8%	67床	28.4%	629室
計			494, 213人		16,228人	11,619人	857人	2,217件						

(資料:岡山県新型コロナウイルス感染症対策室)

図表7-2-6-2

新型コロウイルス感染症新規陽性者の推移とコロナ対応の変遷



(資料:岡山県新型コロナウイルス感染症対策室)

(2)新興感染症医療の提供体制

現状	課題
○新興感染症の入院を担当する医療機関として	○新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた改
、第一種感染症指定医療機関1機関、第2種	正感染症法に基づき、平時から医療措置協
感染症指定医療機関3機関を指定し、26床の	定を締結するなど、新興感染症医療の提供
感染症病床を確保しています。	体制を整備する必要があります。

図表7-2-6-3

感染症指定医療機関の指定状況一覧(R5.4.1現在)

(1)第一種感染症指定医療機関(感染症病床)

第一種感染症指定医療機関	病床数
岡山大学病院	2床

(2)第二種感染症指定医療機関(感染症病床)

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数
県南東部	岡山市立市民病院	6床
県南西部	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構	10#
高梁·新見	倉敷中央病院	10床
真庭	净山中中岸	o
津山·英田	│津山中央病院 │	8床

(資料:岡山県健康推進課)

項目	施策の方向
新興感染症に係る医療提供の 考え方	○「岡山県感染症予防計画」、「岡山県新型インフルエンザ等行動計画」に基づき、新興感染症医療の提供体制を整備します。
新興感染症患者の入院に必要 な医療を提供する機能(病床確 保)	 ○新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間※に新興感染症患者の入院を担当する医療機関と、平時に医療措置協定を締結し、第一種協定指定医療機関に指定します。 ○流行初期に対応するため、公表後1週間で体制整備を行う医療機関と特別な協定を締結します。 ○重症者用の病床の確保を行うとともに、妊産婦、小児、透析患者や精神疾患を有する患者等特に配慮が必要な患者、感染症以外の患者への対応を含め、切れ目のない医療提供体制の整備を図ります。
新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱外来)	 ○新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に新興感染症の発熱外来を担当する医療機関と、平時に医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関に指定します。 ○流行初期に対応するため、公表後1週間で体制整備を行う医療機関と特別な協定を締結します。 ○検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関や医療機関と検査等措置協定を締結します。
居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能(自宅療養者等への医療の提供)	○新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局、訪問看護事業所等と、平時に医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関に指定します。 ○新型コロナウイルス感染症対応における岡山県クラスター対策班(OCIT)の経験を生かし、高齢者施設等や障害者施設等において、感染対策の支援等を行える体制を確保します。
新興感染症患者以外の患者に 対し医療を提供する機能(後方 支援)	○感染症指定医療機関や協定締結医療機関に代わって患者を受け入れる医療機関や、感染症から回復後に入院が必要な患者を受け入れる医療機関と、平時に医療措置協定を締結します。

事者を確保し、医療機関その他 の機関に派遣する機能(医療人 材派遣)

新興感染症に対応する医療従│○感染症指定医療機関や協定締結医療機関等に感染症医療 担当従事者等を派遣する医療機関と、平時に医療措置協定 を締結します。

※ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) の規定により、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等感染症等(新型インフルエンザ 等感染症、指定感染症、新感染症)が発生した旨の公表が行われたときから、新型インフル エンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの期間を指します。

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標 (2029)
入院確保病床数		590床
発熱外来医療機関数		617機関
自宅·宿泊施設·高齢者施設での療養者への医療提供を行う医療機関数	_	1,007機関
後方支援医療機関数		88機関
派遣可能な医療人材数	ŀ	医師 92人 看護師 154人 その他 41人

音名	7	疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築
平口	/	太州人以中未与500万度足功中则以用未

節名 2 医療法で定める6事業及び在宅医療

7 在宅医療等

1 現状と課題

(1)プライマリ・ケア

現状
○生活習慣病の治療や管理だけでなく、健康問
題の相談等にも対応するプライマリ・ケア※の中
心的な役割を担っているのが、かかりつけ医及
びかかりつけ歯科医(以下「かかりつけ医等」と
いう。)です。

- ○医師臨床研修では、プライマリ・ケアの基本的 な診療能力(態度、技能、知識)を修得するた めに、「地域医療」が必修科目とされています。
- ○県では、平成27(2015)年度から、県医師会が実施する「かかりつけ医認定事業」への補助を通して、かかりつけ医の普及を図っています。

○かかりつけ医等は、必要に応じて専門医療機 関や訪問看護、介護事業所との連携のもと、

課題

適切な対応を行う必要がありますが、このための研鑽を積む機会は限られています。

※ プライマリ・ケア

プライマリ・ケアとは、国民のあらゆる健康上の問題、疾病に対し、地域の保健医療福祉機能を活用して、総合的・継続的、そして全人的に対応することです。

(日本プライマリ・ケア連合学会の健康格差に対する見解と行動指針第二版参照)

(2) 在宅医療の推進

現状	課題
○県が令和5(2023)年度に実施した「県民	○県民が、人生の最終段階における療養生活
満足度調査同時調査」では、余命6ヶ月程	の過ごし方や医療などについて、家族や医師
度あるいはそれより短いと告げられた場合、	等と話し合い、その希望がかなえられる環境
56.8%の人が自宅で過ごしたいと希望して	を整えることが必要です。
います。(図表 7-2-7-1)	

- ○令和4(2022)年の全死亡者のうち、在宅死│○在宅医療※2に従事する医師は、在宅医療チ 亡者の割合※1は、介護老人保健施設等が 5.0%、老人ホームが9.2%、自宅が14.8%と なっています。(図表7-2-7-8)
- ○同調査では、ご自身の死が近い場合に受け たい医療や受けたくない医療について、ご家 族と話し合ったことがある60歳以上の方は、 47.6%となっています。

(図表7-2-7-2)

○退院支援担当者を配置している医療機関 は、診療所12施設、病院98施設の計110 施設です。

(令和2(2020)年医療施設調査)

- ○入退院支援加算が算定された回数は、 56.930回となっており、人口10万対で比較 した場合、全国よりも高い状況となっていま す。(令和2(2020)年NDB)
- ○訪問診療を実施している医療機関は、515 施設(28.6%)です。往診を実施している医 療機関は423施設(23.5%)です。

(令和2(2020)年医療施設調査)

○在宅療養支援診療所は286施設、在宅療養 支援病院は62施設となっています。

(図表7-2-7-3)

援歯科診療所(以下「支援歯科診療所」と いう。)は、令和5(2023)年4月1日現在147 施設(15.6%)であり、令和3(2021)年4 月 1 日 現 在 の 1 4 0 施 設 から 7 か 所 増 加 (0.72%増)しています。

(図表7-2-7-4)

め、県では、往診を希望する患者等に対 し、往診が可能な地域の歯科医師を紹介

ームのリーダーとしての役割が大きく、プライマ リ・ケアの実践、アドバンス・ケア・プランニング (ACP)※3への取組、在宅看取りへの対応が 求められています。

- │○高齢化の進展による慢性疾患患者の増加に 伴い、在宅での医療や看取り等の需要が高 まることから、病院完結型の医療から地域完 結型の医療に転換するために、入院医療機 関と在宅医療機関間の連携を強化する必要 があります。
- │○医療機関では、全国に比べて退院支援を実 施しているものの、在宅医療関係者からは退 院支援はいまだ不十分という声も強いことから 入院医療機関における退院支援機能や医 療機関と介護支援専門員等の関係機関間 の連携強化が必要です。

- ○歯科診療所941施設のうち、在宅療養支 |○口腔機能の低下や誤嚥を予防することで、食 べる楽しみの確保に加え、食介護負担の軽 減や誤嚥性肺炎の防止による生活の質の維 持・向上につなげるため、在宅療養患者が訪 問歯科診療を利用しやすくする必要がありま す。
- ○支援歯科診療所は県南に偏在しているた ○在宅歯科医療については、支援歯科診療所 が少ない圏域における歯科往診ニーズに対 応するため、県北圏域の支援歯科診療所の

する「歯科往診サポートセンター」を県歯科 医師会に委託して設置し、センターに登録 する歯科診療所と調整して、歯科治療や 口腔ケア指導等を提供しています。現在、 県内の登録歯科診療所は415施設(41.7 %)あります。圏域別には、高梁・新見では 17施設、真庭では16施設、津山・英田で は26施設が登録しており、支援歯科診療 所の少ない圏域をカバーしています。

(図表7-2-7-5)

する薬局は786施設であり、県内全薬局 852施設の92.3%でほとんどの薬局で訪問 薬剤管理指導が可能です。

(図表7-2-7-6)

- ○24時間体制を含む基準調剤加算の届出 を行っている薬局は320施設で、県内全薬 局の28.8%です。(令和3(2021)年NDB)
- 〇麻薬の調剤及び訪問薬剤管理指導が算|〇麻薬調剤や無菌製剤調剤等の高度な薬学 定された回数は、158回となっています。ま た、無菌調剤(TPN輸液を含む)の調剤及 び訪問薬剤管理指導が算定された回数は 199回となっています。また、小児の訪問薬 剤管理指導を受けた患者数は、594人とな っています。

(令和3(2021)年NDB)

- ○訪 問 看 護 事 業 所 の数 は、介 護 保 険 制 度 |○在 宅医療 等を必要とする一日あたりの患 者 発 足 時 に 6 1 3 事 業 所 であったものが、 令 和 5(2023)年4月には、1,712事業所に増加 しています。このうち、訪問看護ステーション の数も年々増加し、現在207事業所が活 動しています。(図表7-2-7-7)また、訪問 看護の平均利用回数は、令和3(2021) 年度67,900回/月と令和5(2023)年度 目標に比べ約87%の利用になっています。 (介護保険事業状況報告)
- ○診療報酬上の在宅患者訪問栄養食事指 導料を算定している診療所・病院は4施設 です。(令和3(2021)年NDB)

増加とサポートセンター登録歯科診療所の増 加による支援体制の整備が必要です。

- ○在 宅 療 養 患 者 を訪 問して薬 剤 管 理 指 導を | ○実際に訪問 指 導 や夜 間の調剤を実施してい るのは、一部の薬局にとどまっているため、こう した取組を積極的に行うよう促していく必要が あります。また、小児や若年層についても、今 後、在宅医療の需要の増加が予想されること から、幅広い年代に対応できる薬局の機能が 求められています。
 - 管理を充実させる観点が必要になります。

- 数は、平成25(2013)年を1とした場合、令 和7(2025)年には1.32と推計されており、 今後も増加が見込まれることから、適切に訪 問看護が利用されるよう県民や医療・介護 関係者へ周知を図るとともに、業務効率化に よる安定的な訪問看護のサービス提供体制 の強化を図っていく必要があります。
- □○在宅療養・居宅要介護者の増加に伴い、栄 養ケアサービスの需要の増大が見込まれるた め、栄養指導が必要な人への栄養指導実施

また、診療報酬上の管理栄養士居宅療養 管理指導を算定している診療所・病院は8 施設となっています。

(令和3(2021)年介護DB)

○訪 問リハビリテーションでは、介護 予 防 給 付 │○在宅療養者が居宅において生活機能の回復・ において3.147人、介護給付において、 16,205人が利用しています。

(令和2(2020)年介護保険事業報告)

- 団 塊 の世 代 が後 期 高 齢 者となる令 和 7 ○団塊の世代の高齢化が進むにつれ、認知症 (2025)年には、県においても老年人口 (65歳以上)の割合が31.4%になると予想 されています。
- 約65%は家庭へ帰っていますが、人工呼 吸器を装着するなど、高度な医療管理を 必要としながら在宅での生活を行っている 児がいます。(令和4(2022)年周産期医 療体制に係る県独自調査)
- ○訪問診療を実施している医療機関は、515施 | ○患者の病状急変時にその状態に応じて、円 設(28.6%)です。往診を実施している医療 機関は、423施設(23.5%)です。

(令和2(2020)年医療施設調査)【再掲】

○在宅療養支援診療所は286施設、在宅療養 支援病院は62施設となっています。

(図表7-2-7-3)【再掲】

○在宅医療を担当する常勤の医師を確保し ており、過去1年間に緊急往診の実績があ る機能強化型在宅療養支援病院は18施 設、機能強化型在宅療養支援診療所は46 施設となっています。(令和5(2023)年診 療報酬施設基準)

体制の整備が必要です。

- 維持を図る観点を踏まえ、医療機関における リハビリテーションから、地域における居住生 活の維持向上を目指す生活期リハビリテーシ ョンを切れ目なく提供できる体制の整備が必 要です。
- 患者の増加が予測されます。
- |○在宅の認知症患者への支援のため、在宅療 養を支える医療従事者・介護従事者が認知 症に関する正しい知識と支援技術を習得す る必要があります。
- ○NICU(新生児特定集中治療室)退院児の|○医療依存度が高く、長期入院をしている児が スムーズに在宅へ移行することを支援するた め、ハイリスク新生児に対して、関係機関が 連携を図りながら、継続して支援を行う体制 の整備が必要です。
 - 滑な入院医療に繋げるため、24時間対応が 可能となるよう、関係機関の連携体制の構 築が必要です。

- ○在宅療養支援診療所と在宅療養支援病院で、│○在宅医療に従事する医師は、在宅医療チー 令和3(2021)年7月~令和4(2022)年6月
- ムのリーダーとしての役割が大きく、プライマリ・

の1年間に看取りの実績のあった266施設のう ち、64施設(24.1%)が在宅看取りを行ってい ます。

(中国四国厚生局岡山事務所:在宅療養支 援診療所等に係る7月報告書)

- 満足度調査同時調査」では、ご自身の死 が近い場合に受けたい医療や受けたくない 医療について、ご家族と話し合ったことがあ る60歳以上の方は47.6%になっています。 (図表7-2-7-2)【再掲】
- ションは、157施設となっています。

(令和3(2021)年介護サービス施設・事業 所調查)

○令和4(2022)年の全死亡者のうち、在宅 死亡者の割合は、介護老人保健施設等が 5.0%、老人ホームが9.2%、自宅が14.8% となっています。(図表7-2-7-8)【再掲】

ケアの実践、アドバンス·ケア·プランニング(A CP)への取組、在宅看取りへの対応等が求 められています。【再掲】

- ○県が令和5(2023)年度に実施した「県民 | ○県民が、人生の最終段階における療養生活 の過ごし方や医療などについて、家族や医療・ 介護関係者と繰り返し話し合い、その希望が かなえられる環境を整えることが必要です。 【再掲】
- ○ターミナルケアに対 応 する訪 問 看 護 ステー | 在 宅 医 療 等を必 要とする一 日 あたりの患 者 数は、平成25(2013)年を1とした場合、令 和7(2025)年には1.32と推計されており、今 後も増加が見込まれることから、適切に訪問 看護が利用されるよう県民や介護関係者へ 周知を図るとともに、業務効率化による安定 的な訪問看護のサービス提供体制の強化を 図っていく必要があります。【再掲】
 - ○本人や家族等が満足できる看取り※4が行わ れるよう、在宅医療に従事する者の確保と資 質向上を図る必要があります。

※1 在宅死亡者の割合

在宅死亡者割合は「死亡したところの種別」の介護医療院・介護老人保健施設、老人ホーム 及び自宅で死亡した者の割合を指します。(厚生労働省「人口動態統計」)

※2 在宅医療

在宅医療とは、居宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホ 一ム等、医療提供施設以外における医療です。

(平成24(2012)年3月30日付け医政発0330第28号厚生労働省医政局通知)

※3 アドバンス・ケア・プランニング(ACP)

アドバンス・ケア・プランニングとは、患者本人が意思決定できなくなったときに備えて、患者の目 標や価値観などを、実際に受ける医療・ケアに反映させるために、今後の治療・療養について、患 者・家族、医療・介護関係者があらかじめ話し合う自発的なプロセスです。このプロセスには、患者 に成り代わって意思決定を行う信用できる人もしくは人々を選定しておくことも含まれます。

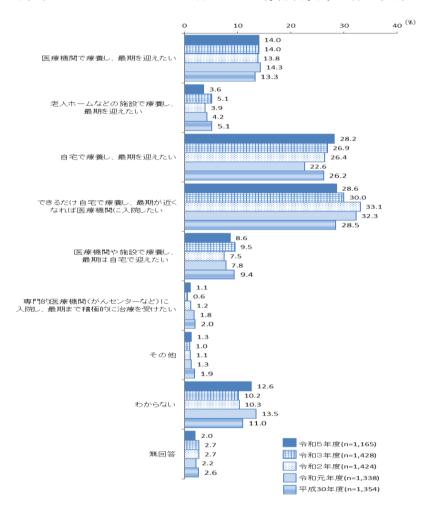
※4 看取り

看取りとは、本人の尊厳を保つとともに、安らかな死を迎えるための終末期にふさわしい最善の 医療、看護、介護、リハビリテーション等を行う一連の過程をいいます。

(一般社団法人日本医療・病院管理学会ホームページより抜粋)

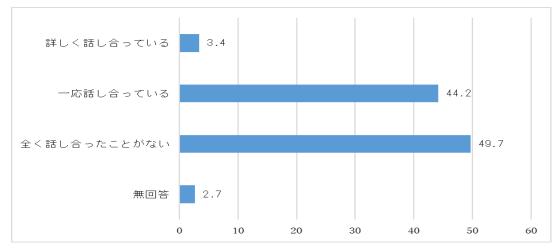
図表7-2-7-1 人生の最終段階における療養場所に関する希望

余命が6ヶ月程度あるいはそれより短いと告げられた場合、療養生活は最期までどこで送りたいですか。



(資料:岡山県「県民満足度調査同時調査(人生の最終段階における医療等編)」(R5(2023)年))

図表7-2-7-2 人生の最終段階で受けたい医療等についての話し合い あなたは、ご自身の死が近い場合に受けたい医療や受けたくない医療について、ご家族とどのくらい話し合ったことがありますか。(60歳以上の県民)



(資料:岡山県「県民満足度調査同時調査(人生の最終段階における医療等編)」(R5(2023)年))

図表7-2-7-3 在宅療養支援診療所・病院数の推移

		県南東部	県南西部	高梁·新見	真庭	津山·英田	合計
		保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	
在宅療養支	R3(2021)	189	76	6	12	29	312
援診療所	R4(2022)	188	76	6	12	29	311
	R5(2023)	171	73	6	10	26	286
在宅療養支	R3(2021)	17	19	1	2	4	43
援病院	R4(2022)	18	22	1	3	4	48
	R5(2023)	24	25	3	3	7	62
在宅療養支	R3(2021)	206	95	7	14	33	355
援診療所·	R4(2022)	206	98	7	15	33	359
病院の計	R5(2023)	195	98	9	13	33	348
R4人口10万対							
(R4 岡山県毎調査)	月流動人口	22.7	14.2	12.9	35.7	19.5	19.3

(資料:中国四国厚生局岡山事務所 施設基準届出一覧 各年4月1日現在)

図表7-2-7-4 在宅療養支援歯科診療所の推移

	県南東部	県南西部	高梁·新見	真庭	津山·英田	合計
	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	
R3(2021)	77	44	9	0	10	140
R4(2022)	77	46	9	0	11	143
R5(2023)	80	48	8	0	11	147
R4人口10万対						
(R4岡山県毎月	8.5	6.7	16.6	_	6.5	7.7
流動人口調査)						

(資料:中国四国厚生局岡山事務所 施設基準届出一覧 各年4月1日現在)

図表7-2-7-5 歯科往診サポートセンターに登録する歯科診療所数

圏域別	歯科医療機関数※A	登録歯科診療所数※B
県南東部	543	208(37.3%)
県南西部	330	148(44.8%)
高梁·新見	25	17(68.0%)
真庭	20	16(80.0%)
津山·英田	78	26(33.3%)
合計	996	415(41.7%)

(資料: ※A厚生労働省「令和2(2020)年医療施設調査」、※B県歯科医師会R5(2023.3))

図表7-2-7-6 在宅患者訪問薬剤管理指導料の届出施設数の推移

	県南東部	県南西部	高梁·新見	真庭	津山·英田	合計
	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	保健医療圏	
R3(2021)	405	241	19	24	89	778
R4(2022)	408	245	19	24	92	788
R5(2023)	406	245	20	24	91	786
R4 人口 10 万対						
(R4 岡山県毎月	45.0	35.5	35.0	57.1	54.4	42.2
流動人口調査)						

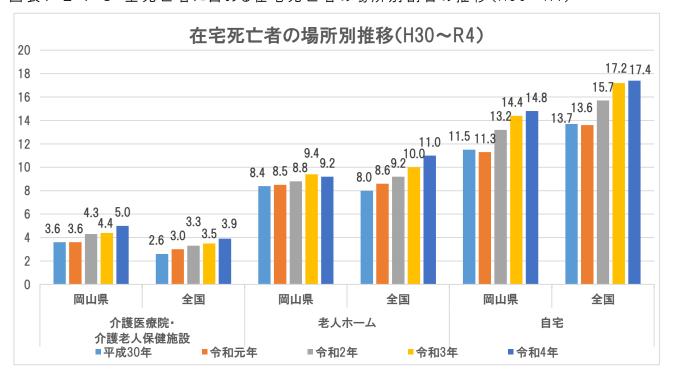
(資料:中国四国厚生局岡山事務所 施設基準届出一覧 各年4月1日現在)

図表7-2-7-7 訪問看護事業所数

		県南東部	県南西部	高梁·新見	真庭	津山·英田	合計
H18	訪問看護事業所	559	352	43	28	105	1,087
(2006)	うち訪問看護ステーション	12	6	1	1	2	22
H24	訪問看護事業所	662	413	36	29	116	1,256
(2012)	うち訪問看護ステーション	55	36	5	5	13	114
H29	訪問看護事業所	798	478	43	31	133	1,483
(2017)	うち訪問看護ステーション	74	42	5	5	15	141
R3	訪問看護事業所	883	518	44	33	144	1,622
(2021)	うち訪問看護ステーション	93	50	5	6	16	170
R4	訪問看護事業所	906	564	44	31	144	1,689
(2022)	うち訪問看護ステーション	101	54	6	6	14	181
R5	訪問看護事業所	948	541	46	32	145	1,712
(2023)	うち訪問看護ステーション	119	59	8	6	15	207

(資料:岡山県指導監査室)

図表7-2-7-8 全死亡者に占める在宅死亡者の場所別割合の推移(H30~R4)



(資料:厚生労働省「人口動態統計」)

(3)在宅医療連携体制の構築

【再掲】

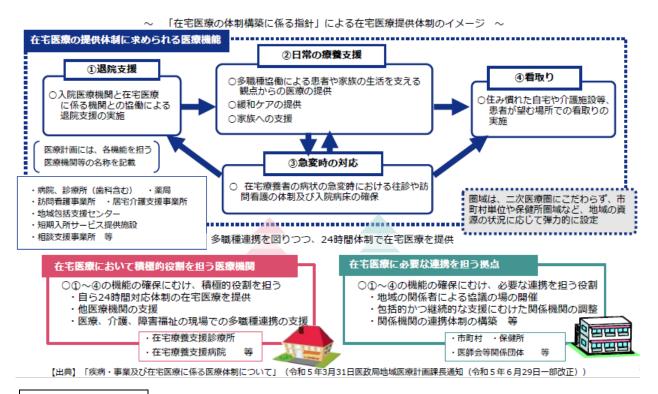
現状 課題 ○高齢化の進展に伴い、今後、訪問診療及び|○24時間体制での在宅医療の提供や、多職 訪問看護の利用者数の増加が見込まれてい 種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅 ます。 医療において積極的役割を担う医療機関と ○在宅療養支援診療所は286施設、在宅療養 して位置付ける必要があります。 支援病院は62施設となっています。(令和5 (図表7-2-7-9) (2023)年中国四国厚生局岡山事務所施設 基準届出一覧)【再掲】 ○在宅医療を担当する常勤の医師を確保してお

○訪問薬剤管理指導料届出施設は、令和3 (2021)年度が778施設であったものが、令和 5(2023)年度には786施設に増加していま す。また、訪問看護事業所も年々増加してい ます。

り、過去1年間に看取りの実績がある機能強化 型在宅療養支援病院は18施設、機能強化 型在宅療養支援診療所は46施設となってい ます。(令和5(2023)年診療報酬施設基準)

- ○在宅療養のニーズの多様化により、継続的な│○自然災害発生時や新興感染症発生時にお 医療的処置を必要とする在宅療養者が増加 することが見込まれます。
 - いても継続して医療を提供することができるよ う、事業継続計画(BCP)策定に取り組む必 要があります。

図表7-2-7-9 在宅医療の提供体制



2 施策の方向

項目	施策の方向
プライマリ・ケア	○県民に対し、かかりつけ医等を持つよう周知を図るとともに、WEBサイト等
	により、適切な医療機関等の選択を支援します。
	○在宅医療に関する研修や関係機関への支援を通じて、プライマリ・ケアを
	担う医師の資質向上を図ります。また、地域での研修や会議等を通じて、
	24時間体制での在宅医療や症状悪化時の緊急入院、在宅看取りなど
	を適切に提供できる体制の構築を図ります。
在宅医療の推進	○医療機関、県医師会等、介護関係団体、市町村等関係機関と連携を
	図りながら、県民への在宅医療の普及啓発を進めます。
	○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組等について、郡市等医
	師会や地域の医療機関を支援する県医師会の取組を支援します。
	○県・保健所と職能団体・関係団体等が協働で、多職種連携を推進する
	ための在宅医療に関する研修会等を開催し、関係職能の資質向上と連
	携を図ります。
	○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて市町村が開催する会議や

研修への参画、先進事例を紹介する研修会の開催等により、市町村の 取組を支援します。

- ○訪問歯科医療や訪問看護を行う機関を紹介する窓口を設置運営し、在 宅医療の普及を図ります。
- ○医療と介護に関わる職能団体の代表者等で構成する「岡山県在宅医療 推進協議会」において、各職種の役割や多職種連携のあり方、各団体の 取組等について協議し、協働に向けた合意形成と医療・介護関係団体 間の連携を図ります。
- ○県医師会と協働して、医師の在宅医療への対応及び質の向上を図ります。
- ○入院から在宅療養・施設入所等への円滑な移行を促進します。また、質の高い在宅医療を行うために、その中核となるかかりつけ医や訪問看護ステーション、在宅療養支援病院、薬局、地域包括支援センター等による退院時カンファレンスや地域ケア会議等の充実を図り、連携体制づくりを進めます。
- ○在宅歯科医療は、居宅療養患者に対する義歯作製やむし歯治療等の 歯科治療に終わるものではなく、口腔ケアによる継続的な管理が求めら れるため、県歯科医師会等と協働して、在宅歯科医療に従事する歯科 医師、歯科衛生士の資質向上を図ります。
- ○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地区歯科医師会に働きかけ、地域の在宅歯科医療提供体制の整備に努めます。歯科往診サポートセンターを中心に、県民や医療・介護関係者等への歯科往診制度の周知や往診歯科医師の派遣調整を行います。また、歯科往診サポートセンター登録歯科診療所の増加に努めます。
- ○県薬剤師会と協働して、薬剤師に対する研修を実施することにより、在宅 訪問による薬剤管理指導や高度で適切な薬学管理ができる人材の育成 に努めます。
- ○県看護協会と協働で看取りケアを含めた研修会を開催し、訪問看護師等の資質向上を図り、サービス提供体制を強化します。県訪問看護ステーション連絡協議会と協働で設置している訪問看護推進協議会において、訪問看護に関する課題及び対策の検討、研修企画や普及啓発事業の企画・調整等を行い、在宅医療を担う訪問看護職員の人材確保及び質の向上に努めます。
- ○県栄養士会と協働して、管理栄養士の資質向上のための研修会の中で、 在宅医療における栄養指導の重要性を普及啓発し、岡山栄養ケアステーションの充実を支援します。
- ○県リハビリテーション専門職団体連絡会と協働して、地域におけるリハビリ

テーション活動を支援します。

- ○認知症患者の在宅療養を支援するため、県医師会等、県看護協会、訪 問看護事業所等と連携し、認知症患者の在宅療養を支える医療従事 者・介護従事者が認知症に関する正しい知識と支援技術を修得するた めの研修を行います。
- ○NICU(新生児集中治療室)で長期の療養を要した児を始め、在宅医療 を必要とする小児患者、障害児等の医療的ケア児が在宅において、必 要なサービスが提供され、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・ 福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制 の構築に取り組みます
- ○地域での研修や会議等を通じて、24時間体制での在宅医療や症状悪 化時の緊急入院、在宅看取りなどを適切に提供できる体制の構築を図り ます。【再掲】
- ○医療機関、県医師会等、介護関係団体、市町村等関係機関と連携を 図りながら、県民が自分らしい療養生活を人生の最終段階まで含めて考 え、家族等と話し合い、家族・関係者に希望を伝え、これをかなえる環境 を整えます。そのために、医療・介護関係者と連携し、県民が自分らしい 生活や人生の最終段階における生き方、生命の尊厳について考えるよう 普及啓発を進めます。
- ○医療機関・在宅・施設など県民が希望する場所で自分らしい療養生活を 送り、人生の最期を迎えることができるよう、県医師会等や県看護協会等 と協働して、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)に基づいた支援を進め るため、ACPの知識技術の普及及び連携のあり方等に関する研修を行 い、質の向上を図るとともに、支援体制の構築に取り組みます。
- ○県看護協会等と協働で看取りケアを含めた研修会を開催し、訪問看護 師等の資質向上を図り、サービス提供体制を強化します。県訪問看護ス テーション連絡協議会と協働で設置している訪問看護推進協議会におい て、訪問看護に関する課題及び対策の検討、研修企画や普及啓発事 業の企画・調整等を行い、在宅医療を担う訪問看護職員の人材確保及 び質の向上に努めます。【再掲】
- ○独居高齢者の増加や在宅看取りの増加等に伴い、地域医療を担う医師 等が適切に在宅死に対応できるように、研修等を通じて対応力の向上を 図ります。

構築

- 在宅医療連携体制の│○在宅医療において、積極的な役割を担う医療機関を位置づけ多職種連 携による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ります。
 - ○災害発生時や新興感染症発生時にも継続して医療が提供できるよう、 事業継続計画(BCP)の策定に向けた取組を支援します。

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標
		(2029)
内科診療所のうち在宅療養支援診療所の数の	27.9%	
割合	R2.4.1	35.0%
	(2020)	
病院(精神科病院を除く)のうち在宅療養支援	28.9%	
病院の数の割合	R2.4.1	37.0%
	(2020)	
内科診療所のうち機能強化型在宅療養支援診	3.3%	
療所の占める割合	R2. 4. 1	4.0%
	(2020)	
病院(精神科病院を除く)のうち機能強化型在	9.7%	
宅療養支援病院の占める割合	R2. 4. 1	14.0%
	(2020)	
訪問診療を実施している診療所・病院数	515施設	
	R2年	現状維持
	(2020)	
退院支援担当者を配置している医療機関数	110施設	
	R2年	132施設
	(2020)	
訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込	71, 840	89, 745
み)回/月	R4年度	R8年度
	(2022)	(2026)
24時間体制をとっている訪問看護ステーション	160施設	
数	R3年	180施設
	(2021)	
人生の最終段階で受けたい医療について家族と	47. 6%	
話し合ったことがある県民(60歳以上)の割合	R5年度	50.0%
	(2023)	

図表 7-2-7-10 在宅医療等の提供体制に求められる事項

	/ 2 / 10 压心区源可	「の徒洪体制に水のられ	· 少事項	
体 制	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
	●入院医療機関と、在宅	●患者の疾患、重症度に	●患者の病状急変時に対応できる	●住み慣れた自宅や介護
	医療に係る機関の円	応じた医療(緩和ケアを	よう、在宅医療を担う病院・診療	施設等、患者が望む場所
目標	滑な連携により、切れ	含む)が多職種協働によ	所、薬局、訪問看護事業所及び	での看取りを行うことが
憬	目のない継続的な医	り、可能な限り住み慣れ	入院機能を有する病院・診療所	できる体制を確保するこ
	療体制を確保すること	た地域で継続的、包括	との円滑な連携による診療体制	٤
		的に提供されること	を確保すること	
	●病院•有床診療所	●病院·診療所	●病院·診療所	●病院·診療所
	●訪問看護事業所	●訪問看護事業所	●薬局	●薬局
	●薬局	●薬局	●訪問看護事業所	●訪問看護事業所
	●居宅介護支援事業所	●居宅介護支援事業所	●消防機関	●居宅介護支援事業所
	●地域包括支援センター	●地域包括支援センター	●在宅医療において積極的役割を	●地域包括支援センター
即	●基幹相談支援セン	●介護老人保健施設	担う医療機関	●基幹相談支援センター・
関係機関	ター・相談支援事業所	●介護医療院	●在宅医療に必要な連携を担う拠	相談支援事業所
	●在宅医療において積	●短期入所サービス提供	点	●在宅医療において積極
の 例	極的役割を担う医療機	施設		的役割を担う医療機関
	関	●基幹相談支援センター・		●在宅医療に必要な連携を
	●在宅医療に必要な連	相談支援事業所		担う拠点
	携を担う拠点	●在宅医療において積極		
	※病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。	的役割を担う医療機関		
	C. A POL.	●在宅医療に必要な連携		
		を担う拠点		
	【入院医療機関】	【在宅医療に係る機関】	【在宅医療に係る機関】	【在宅医療に係る機関】
	●退院支援担当者を配	●関係機関の相互の連携	●病状急変時における連絡先をあ	●人生の最終段階に出現
	置すること	により、患者のニーズに	らかじめ患者やその家族等に提	する症状に対する患者や
	●退院支援担当者は、	対応した医療や介護、障	示し、また、求めがあった際に	家族等の不安を解消し、
	可能な限り在宅医療に	害福祉サービスが包括	24時間対応が可能な体制を確	患者が望む場所での看
	係る機関での研修や	的に提供される体制を	保すること	取りを行うことができる体
	実習を受けること	確保すること	●24時間対応が自院で難しい場	制を構築すること
	●入院初期から退院後	●医療関係者は、地域包	合も、近隣の病院や診療所、薬	●本人と家族等が希望する
	の生活を見据えた関	括支援センターが地域	局、訪問看護事業所等との連携	医療・ケアを提供するに
	連職種による退院支	ケア会議において患者	により24時間対応が可能な体	あたり、医療と介護の両
求め	援を開始すること	に関する検討をする際	制を確保すること	方を視野に入れ、利用者
求められる事項	●退院支援の際には、	には積極的に参加する	●在宅医療に係る機関で対応でき	の状態の変化に対応し、
る	患者の住み慣れた地	こと	ない急変の場合は、その症状や	最期を迎えられる訪問看
事項	域に配慮した在宅医療	●地域包括支援センター	状況に応じて、搬送先として想定	護の体制を整備すること
	及び介護、障害福祉	等と協働しつつ、在宅療	される入院医療機関と協議して	●麻薬を始めとするターミ
	サービスの調整を十	養に必要な医療や介	入院病床を確保するとともに、搬	ナルケアに必要な医薬品
	分図ること 	護、障害福祉サービス、	送については地域の消防機関と	や医療機器等の提供体
		家族等の負担軽減につ	連携を図ること	制を整備すること
		ながるサービスを適切	●患者の病状急変時にその症状	●患者や家族等に対して、
		に紹介すること	や状況に応じて、円滑に入院医療、敷げてため、東京からる院	自宅や住み慣れた地域
			療へ繋げるため、事前から入院	で受けられる医療及び介
			先として想定される病院・有床診療託とは表現せるなどである。	護、障害福祉サービスや
			療所と情報共有を行う、急変時	看取りに関する適切な情
			対応における連携ルールを作成	報提供を行うこと
			する等、地域の在宅医療に関す	

体制	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
	●退院後、患者に起こり	●がん患者(緩和ケア体制	る協議の場も活用し、消防機関	●介護施設等による看取り
	うる病状の変化やその	の整備)、認知症患者(身	も含め連携体制の構築を進め	を必要に応じて支援する
	対応について、関連職	体合併症等の初期対応	ることが望ましい	こと
	種を含む退院前カン	や専門医療機関への適	【入院医療機関】	【入院医療機関】
	ファレンスや文書・電	切な紹介)、小児患者	●在宅療養支援病院、有床診療所	●在宅医療に係る機関で
	話等で、在宅医療に係	(小児の入院機能を有す	(在宅療養支援診療所を含む)、	看取りに対応できない場
	る機関との情報共有を	る医療機関との連携)	在宅療養後方支援病院、二次救	合について、病院・有床
	十分図ること	等、それぞれの患者の	急医療機関等において、在宅医	診療所で必要に応じて受
	【在宅医療に係る機関】	特徴に応じた在宅医療	療に係る機関(特に無床診療所)	け入れること
	●患者のニーズに応じ	の体制を整備すること	が担当する患者の病状が急変し	
	て、医療や介護、障害	●災害時にも適切な医療	た際の受け入れを行うこと	
	福祉サービスを包括的	を提供するための計画	●特に、在宅療養支援病院、在宅	
	に提供できるよう調整	(人工呼吸器等の医療機	療養後方支援病院においては、	
	すること	器を使用している患者の	地域の在宅医療に係る機関と事	
	●在宅医療や介護、障	搬送等に係る計画を含	前から情報共有を行う等連携す	
	害福祉サービスの担	む。)を策定すること	ることで、円滑な診療体制の確	
	当者間で、今後の方針	●医薬品や医療機器等の	保に努めること	
	や病状に関する情報	提供を円滑に行うため		
盚	や計画を共有し、連携	の体制を整備すること		
求められる事項	すること	●身体機能及び生活機能		
れる	●高齢者のみではなく、	の維持向上のためのロ		
事值	小児や若年層の患者	腔の管理・リハビリテー		
-75	に対する訪問診療、訪	ション・栄養管理を適切		
	問歯科診療、訪問薬剤	に提供するために、関係		
	管理指導、訪問看護、	職種間で連携体制を構		
	訪問リハビリテーショ	築すること		
	ン、訪問栄養食事指導	●日常生活の中で、栄養		
	等にも対応できるよう	ケア・ステーション等と連		
	な体制を確保すること	携し、患者の状態に応じ		
	●病院・有床診療所・介	た栄養管理を行うことや		
	護老人保健施設の退	適切な食事提供に資す		
	院(退所)支援担当者に	る情報を提供するため		
	対し、地域の在宅医療	の体制を構築すること		
	及び介護、障害福祉	●在宅療養者への医療・		
	サービスに関する情報	ケアの提供にあたり、医		
	提供や在宅療養に関	師・歯科医師の定期的な		
	する助言を行うこと	診察と適切な評価に基		
		づく指示により、患者の		
		病態に応じて、適切な時		
		期にサービスが提供さ		
		れる必要があること		

体制	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り

【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】

- ●医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等 における診療の支援を行うこと
- ●在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ●災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ●入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと
- ●在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ●臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ●地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながる サービスを適切に紹介すること

【在宅医療に必要な連携を担う拠点】

求められる事項

- ●地域の医療及び介護、障害福祉関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ●質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24 時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ●在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること
- ●地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ●在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- (注)「在宅医療の体制構築に係る指針」(厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5(2023)年3月31日付け、医政指発0331第14号))より転載。